

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【計算期間】	第3期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【ファンド名】	MSジャパン ファンズ（MS Japan Funds）
【発行者名】	三田キャピタル・プライベート・リミテッド （Mita Capital Pte. Ltd.）
【代表者の役職氏名】	CEO兼業務執行取締役 三田邦博
【本店の所在の場所】	シンガポール069534、セシル・ストリート105、 ジ・オクタゴン#24-03 （105 Cecil Street, #24-03 The Octagon, Singapore 069534）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小 野 雄 作 弁護士 谷田部 耕 介
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関3－2－5 霞が関ビルディング5階 小野・谷田部グローバル法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 小 野 雄 作 弁護士 谷田部 耕 介
【連絡場所】	東京都千代田区霞が関3－2－5 霞が関ビルディング5階 小野・谷田部グローバル法律事務所
【電話番号】	（03） 6550-8300
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

MSジャパン ファンズ（以下「ファンド」といいます。）は、信託証書により設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法（改正済）の下で免税信託として登録されています。ケイマン諸島の法律の下で、ファンドは独立の法人ではありません。従って、本文中、ファンドの行為に言及する場合（例えば「ファンドが契約を締結する」等）、その行為は、受託会社（または当該責任が委託されているいずれかのサービス提供会社）がファンドに関して行う行為を意味します。

ファンドは、ファンドの英文目論見書に基づき本書に記載される投資目的および投資戦略に従って、受益者による集団投資を可能とする投資ファンドとして組成されています。ファンドは、受益証券の申込みを適格投資者に限定して受諾するものとし、いかなる申込みについても、その全部もしくは一部を拒絶する権利を留保しています。

ファンドの目的は、投資配分の分散を維持しつつ、主に日本市場に投資する日本の金融商品に焦点を当てたヘッジファンド、および／または日本市場および／または日本の金融商品に関連性を有するヘッジファンドに投資することにより、リスクを管理しながら、長期的に安定した投資リターンを投資家に提供することです。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

② ファンドの特色

受託会社は、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用に関与しません。信託証書の下で受託会社に付与されている権限に基づき、受託会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託し、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また、管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関する一定の決定を行う権限（特に、新規クラスの指定および条件決定ならびに特定投資対象に関する決定）を付与されています。

ファンドに対する各受益者の持分は、当該受益者の名義で登録された受益証券によって表章されます。各受益証券は、ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章し、いずれの受益証券も、受益者に対し、ファンドの特定の資産または一部に対する持分を付与しないものとします。受益証券は、受託会社を代理する管理会社によって、記名式でのみ発行されます。受託会社が別段の同意をした場合を除き、券面は発行されません。

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行することができます。管理会社は、当初、円建の一種類のクラスの受益証券を指定しています。管理会社は、受託会社の同意を得た上で、将来、受益者の承認を得ることなく、または受益者に通知することなく、管理会社が決定する異なる条件および通貨により販売される追加のクラスを指定することができます。すべてのクラスは、ファンドの単一のポートフォリオに帰属します。

受益者は、該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格に等しい適用ある買戻価格で、受益証券の買戻しを請求する権利を有します。

ファンドの基準通貨は円であり、ファンドの財務書類は円で表示されます。

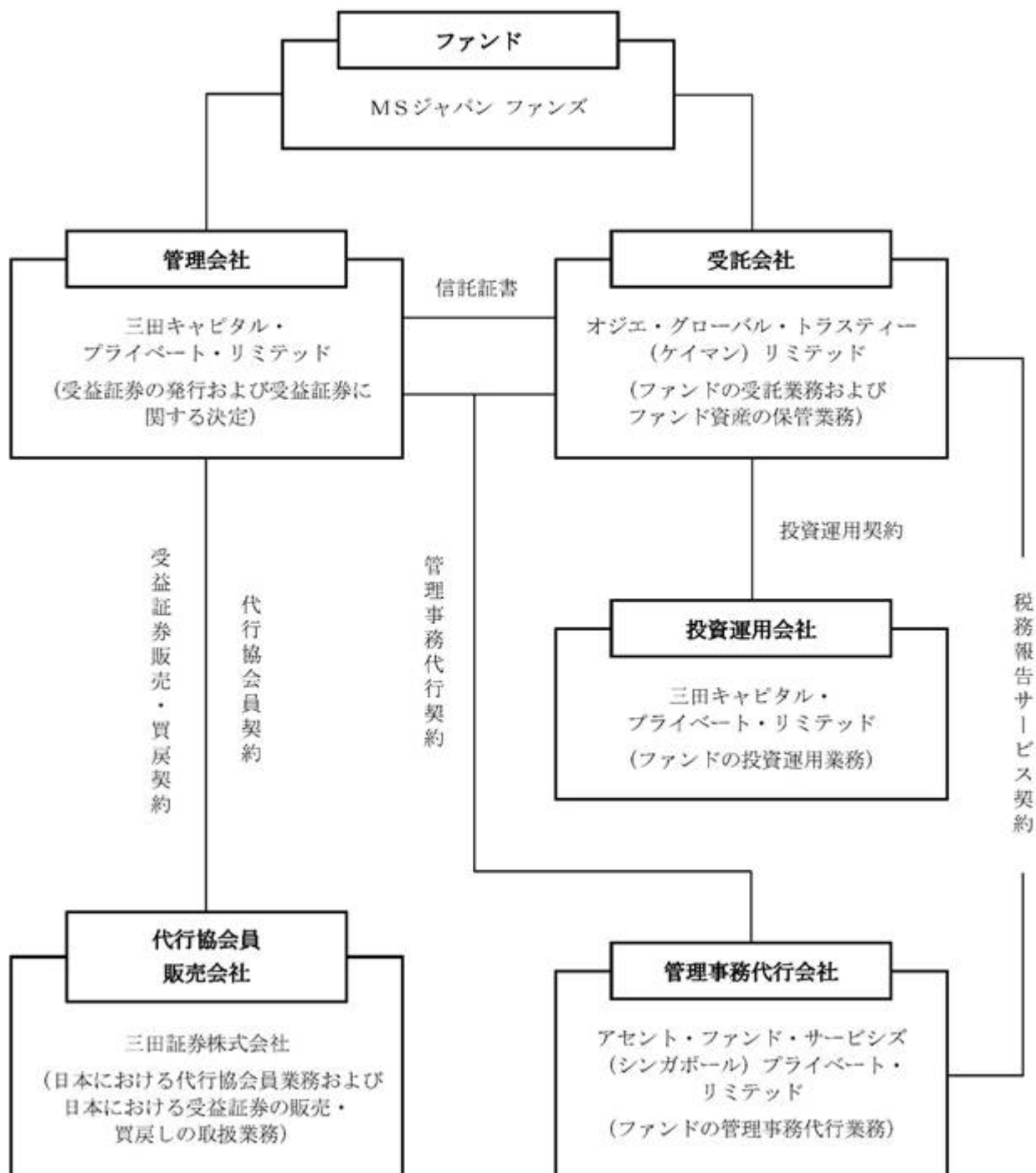
管理会社は、各クラスについて、基準通貨と異なる運用通貨を指定することができます。受益証券の申込みおよび買戻しは、各クラスの運用通貨で取り扱われ、また各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、運用通貨で計算され表示されます。円建クラス受益証券の運用通貨は円です。

（２）【ファンドの沿革】

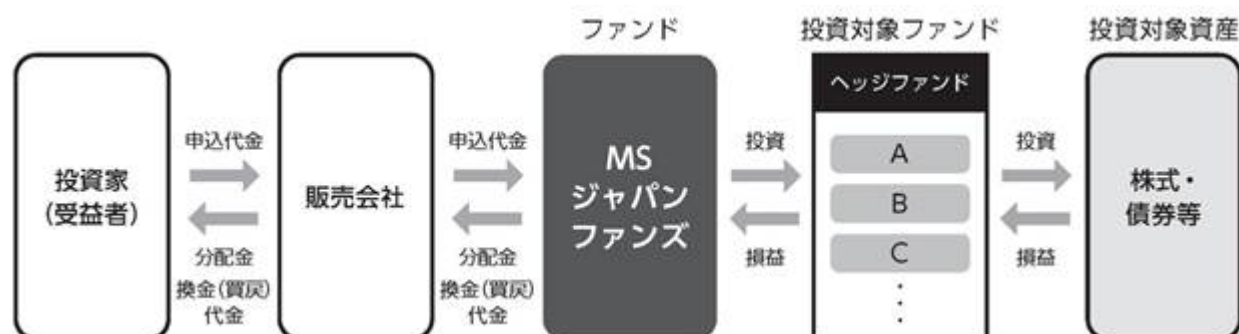
- 2019年6月4日 管理会社設立（設立時の名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）
- 2021年4月8日 管理会社の名称変更（新名称：三田キャピタル・プライベート・リミテッド）
- 2023年3月28日 受託会社と管理会社との間で信託証書を締結
- 2023年7月3日 円建クラスの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
-----	-----------------	--------

オジエ・グローバル・ トラスティー（ケイマン） リミテッド (Ogier Global Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社は、投資運用会社との下記の投資運用契約に基づき、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託しており、また、管理会社および管理事務代行会社との間の下記の管理事務代行契約に基づき、管理会社と共に、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また受託会社は、管理事務代行会社との間の下記の税務報告サービス契約に基づき、ファンドに関する一定の税務報告機能を管理事務代行会社に委託しています。 受託会社は、ファンドの投資対象を受託会社の名義で登録し保管することに責任を有しますが、管理事務代行会社またはその他の者に当該責任を委託することができます。
三田キャピタル・ プライベート・リミテッド (Mita Capital Pte. Ltd.)	管理会社 投資運用会社	受託会社との間で締結された信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関して一定の決定を行う権限を付与されています。 また、受託会社との間で2023年4月20日付投資運用契約（注1）を締結。
アセント・ファンド・ サービスズ（シンガポール） プライベート・リミテッド (Ascent Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.)	管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で2023年4月21日付管理事務代行契約（変更済）（注2）を締結。 受託会社との間で2023年4月21日付税務報告サービス契約（注3）を締結。
三田証券株式会社	代行協会員 販売会社	管理会社との間で2025年11月18日付代行協会員契約（注4）を締結。 管理会社との間で2025年12月18日付変更済・再表示済受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。

（注1）投資運用契約とは、受託会社によって任命された投資運用会社が、定められた投資目的、投資戦略および投資制限に従って、ファンドの運用および投資を行うことを約した契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの事務管理を行い、それに関連して、受託会社および管理会社（受益証券の発行のみ）の最終的な監督の下で、ファンドのために、以下を含む（ただし、以下に限定されない）一定の指定されたサービスを提供することを約した契約です：ファンドおよび各クラスの純資産価額の計算、ファンドの帳簿および記録の作成・保管、ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング／テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込みおよび買戻請求の受理および処理、受益者名簿の作成・保管、受益証券の所有確認書の受益者への交付、ならびにファンドが随時要求するその他の事務管理サービス。

- (注3) 税務報告サービス契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、米国の外国口座税務コンプライアンス法および経済協力開発機構の共通報告基準の遵守に関するサービス提供することを約した契約です。
- (注4) 代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会会員が、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書および届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、シンガポールの会社法に準拠して設立されました。

(ii) 事業の目的

管理会社の主たる目的は、運用コンサルタント業務を行うことです。

(iii) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2026年7月末現在、1,000,000シンガポール・ドル（約125百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式1,000,000株で構成されます。

(注) シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2026年7月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル=125.23円）によります。

(iv) 会社の沿革

2019年6月4日 設立（設立時の名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

2021年4月8日 名称を「三田キャピタル・プライベート・リミテッド」に変更

(v) 大株主の状況

(2026年7月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済株式数 に対する比率
三田証券株式会社	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11	1,000,000	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。信託法に基づき設立された信託は、その存続期間について、永続法（改正済）の適用を受けます。ただし、2024年8月21日以前に設定された信託で、永続法の規定が適用されない旨を信託証書に記載している場合またはケイマン諸島の裁判所から永続法の規定が適用されない旨の命令を得ている場合はこの限りではありません（下記「準拠法の内容－③」を参照）。ファンドは、かかる命令を取得していません。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

① ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益

者とし、ない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取得することができます。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

③ 永続法（Perpetuities Act）

1995年8月1日以降2024年8月21日までに行われた処分決定によって設立された信託は、設立後150年を超えない期間存続することができます。ファンドの場合、この期間は、信託証書に従って149年に短縮されます。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

（i）債務を期日に履行できない、またはその可能性があること。

（ii）投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、もしくは遂行しようとして意図していること、または事業の任意解散をしていること。

（iii）適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（iv）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

（v）ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法（改正済）およびマ

ネー・ロンダリング規則（改正済）または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、デロイト&トウシュ監査法人です。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われます。受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、監査人を変更することができます。

ファンドはファンドの英文目論見書（随時行われる変更および／または追補を含め、以下「英文目論見書」といいます。）の内容に重要な影響を及ぼす変更または英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、英文目論見書の改訂版または（場合により）変更後の記載内容を届出なければなりません。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。なお、最初の会計年度は2024年3月31日に終了します。

（ロ）受益者に対する開示

毎年、受益者には、各会計年度終了後可及的速やかに、損益計算書を含むファンドの監査済財務書類ならびに当該時点における受益者の受益証券の所有状況（無監査）が送付されます。

また、受益者には、月次の純資産価額計算書が送付されます。

以下の書類は、ファンドの登記上の事務所において、平日（土日および法定祝日は除く）の通常の営業時間中に閲覧可能であり、写しも無料で入手可能です。

- (a) 信託証書、投資運用契約および管理事務代行契約
- (b) ケイマン諸島の信託法（改正済）およびミューチュアル・ファンド法
- (c) ファンドの最新の中間財務書類および監査済財務書類

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員である三田証券株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

www.mitasec.com

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、従って、同法に基づく規制を受けます。ただし、ファンドは、その潜在的投資者一人当たりの購入可能な最低持分総額を100,000米ドルまたはその他の通貨建相当額と定めており、その結果、ファンドは、同条に基づき、登録に際して、ミューチュアル・ファンド管理事務代行免許を取得することは要求されず、また免許を受けた管理事務代行会社を雇用することも要求されません。

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく当初の登録に関連して、英文目論見書の写しおよび英文目論見書の一定事項をCIMAに提出しています。またファンドは、所定の当初登録手数料を支払済です。

ミューチュアル・ファンド法に基づくファンドの継続的な義務には以下が含まれます：（a）英文目論見書に対する変更について所定の事項をCIMAに届出ること、（b）承認された監査人によって監査された財務書類および年次報告書をCIMAに提出すること、および（c）所定の年次手数料を支払うこと。

ファンドは、規制対象ミューチュアル・ファンドであり、従って、CIMAによって監督されます。CIMAは、いつでも、ファンドに対して、ファンドの財務書類の監査を行わせ、特定の期間内にCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAからの監督上の要求を遵守しない場合、高額の罰金を課されることがあります。CIMAは、一定の事象が生じた場合、一定の措置を取る広範な権限を有しています。例えば、規制されたミューチュアル・ファンドが以下に該当するとCIMAが認めた場合、措置を取る広範な権限を有しています：

- （a）債務を期日に履行できない場合や履行できない恐れがある場合
- （b）ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定に違反している場合
- （c）投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行もしくは遂行を意図している場合や事業の任意解散を行っている場合
- （d）適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- （e）取締役、マネージャーまたはオフィサーとして適切でない者をそれぞれの役職に任命している場合

CIMAの権限には、主に、以下が含まれます：（i）受託会社、管理会社および／または投資運用会社の交替を要求する権限、（ii）ファンドの適切な運営についてファンドに助言する者をファンドの費用で任命する権限、（iii）ファンドの経営を引き継ぐ者（ファンドの事業を終了させる目的を含む）をファンドの費用で任命する権限、および（iv）ミューチュアル・ファンド法に基づき付与されたミューチュアル・ファンドの登録を取り消すまたはそれに制限を課す権限。またCIMAは、その他の改善策（その他の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限またはファンドに対してCIMAが指定する方法でファンドの事業再編を要求する権限を含む。）を実施することもできます。

受託会社は、オジエ・グローバル（ケイマン）リミテッド（以下「OGCL」といいます。）の完全所有子会社です。OGCLは、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有し、CIMAによる規制を受けます。受託会社は、免許保有者の完全所有子会社であるので、CIMAによる個別の免許を受けることを要求されていません。

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的

ファンドの目的は、投資配分の分散を維持しつつ、主に日本市場に投資する日本の金融商品に焦点を当てたヘッジファンド、および／または日本市場および／または日本の金融商品に関連性を有するヘッジファンドに投資することにより、リスクを管理しながら、長期的に安定した投資リターンを投資家に提供することです。ファンドは、元本の保全に重点を置きつつ、魅力的な絶対リターンの達成を目指します。

投資目的が達成されるという保証はありません。

投資戦略

投資目的を達成するために、投資運用会社は、主に日本市場に投資する日本の金融商品に焦点を当てたヘッジファンド、および／または日本市場および／または日本の金融商品に関連性を有するヘッジファンドを選別して分散投資します。かかるヘッジファンドの大部分は円建となります。投資運用会社は、そのネットワークを活用して、国籍を問わず世界中で運用されるヘッジファンドの積極的な発掘を行い、各ファンドについて、徹底した投資前のデューデリジェンス（事前調査）と投資期間中のモニタリングを行います。

上記は、投資運用会社が現在意図している投資戦略を要約したものです。証券市場および経済全般の状況および動向によっては、本書への記載の有無にかかわらず、投資運用会社が効率的もしくは適切と認める場合には、適用される法令および規制を遵守して、異なる戦略もしくは投資手法が取られ、または採用されることがあります。上記には、世界の金融市場およびその他の事項に関する投資運用会社の仮定および意見が含まれ、またそれらに基づくものであるため、その正確性を保証することはできません。

これらの戦略の重要な変更は、所定の手続きに従った英文目論見書の変更により行われますが、当該手続きには、当該変更の効力が生じる前に投資者に受益証券の買戻しを請求できる機会を与える場合には投資者の正式な合意を得ないで変更を行うことが認められる旨の規定、または投資者の過半数の合意を得た場合には変更を行える旨の規定が含まれています。

レバレッジ

投資運用会社は、ファンドの資産を最も効率的に利用するために、レバレッジを利用する場合があります。

ファンドは、投資者からの買戻請求に対応する目的で、ファンドの純資産価額の10%を上限としてレバレッジを利用することができます。

ファンドは、特別な状況（他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、ファンドの純資産価額の10%を超えるレバレッジを一時的に取ることができます。

ファンドは、レバレッジの特徴を有する契約もしくはその他の取決めに対する担保として資産に質権を設定する場合があります。ファンドによるレバレッジの利用は、ファンドへの投資に伴うリスクを増大させます。

ファンドが投資する投資先ファンドもさらにレバレッジを採用する可能性があります。ファンドは、投資先ファンドによるレバレッジについては制限を課すことはできません。

外国為替ヘッジ取引

投資運用会社は、ファンドの基準通貨以外の通貨に対するファンドの外国為替エクスポージャーのヘッジを行わない方針です。

（２）【投資対象】

ファンドの主な投資対象は、広義に「ヘッジファンド」として定義するオルタナティブ投資ファンドです。

ファンドは、ファンドの投資戦略を追求する上で投資運用会社が適切と判断するその他の目的（流動性管理、投資機会への機動的対応およびファンドの投資に関する支払義務の充足が含まれ

ます）のために、銀行預金および／または流動性の高い短期投資（短期国債、マネー・マーケット・ファンドまたは政府の信用にリンクされた短期仕組商品等）により現金を保有する場合があります。

＜追加的記載事項＞

投資先ファンドについて

2026年7月末現在、ファンドが純資産総額の10%以上を投資する投資先ファンドは以下のとおりです。

アリアケ・フィーダー・ファンド1（Ariake Feeder Fund 1）	
設立国／形態	ケイマン籍契約型投資信託
運用の基本方針	本ファンドのマスター・ファンドは、ロングオンリー戦略（買いポジションのみで構成する投資手法）を用いて、日本に上場している企業の株式に投資します。本ファンドのマスター・ファンドは、資金を再投資するまでの間、担保としてまたは投資目的に照らして適切と判断したその他の使途のために、現金または現金同等物（マネー・マーケット・ファンドを含む）で保有する場合があります。
主要な投資対象／投資地域	日本の上場株式
管理会社	アリアケ・キャピタル・インク（Ariake Capital Inc.）

（３）【運用体制】

投資運用会社の運用体制

ファンドは、三田証券株式会社の100%子会社である三田キャピタル・プライベート・リミテッドが運用します。 － シンガポールに拠点を置き、グローバルに優良ファンドの発掘に注力します － 幅広いオルタナティブ運用商品の取扱い実績がある、三田証券株式会社グループのネットワークを活用します

ファンドの運用体制

ファンドの運用は三田キャピタル・プライベート・リミテッドが行います。ファンドの管理会社でもある同社は、受託会社との投資運用契約に基づき投資運用会社に任命され、同契約に従い、以下の運用管理体制により投資運用業務にあたります。

- ① 投資プロフェッショナルにより構成される運用部門がポートフォリオ・マネージャー（資産の運用を行う運用担当者）として投資業務にあたります。
- ② ポートフォリオ・マネージャーは、投資先候補ファンドの発掘業務、ファンド・ポートフォリオの配分に係る管理業務、並びに既投資先ファンドのモニタリング業務等を行います。
- ③ 運用部門に在籍するポートフォリオ・マネージャーは、ファンド調査委員会、ポートフォリオ委員会、リスク管理委員会に分かれ、それぞれ新規投資先ファンドの決定、ファン

ド・ポートフォリオの配分決定、ファンド・モニタリングに基づく投資先ファンドに関する投資アクションの決定についてそれぞれ各委員会で討議を行います。

- ④ 各委員会で立案された投資アクションは、最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーにおいて、さらなる討議を行った上で最終意思決定が行われます。
- ⑤ 各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、インベストメント・コミッティーへの付議案は事前に同委員会がチェックすることで牽制機能を確保します。



（４）【分配方針】

投資対象から得られる収益もしくは利益を配当の方法により分配することは想定されておりません。ただし、この方針は、将来、受託会社が適切と判断する場合にはいつでも、受託会社が分配を宣言することを妨げるものではありません。配当が宣言された場合、ファンドは、適用法を遵守してその分配を行います。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

ファンドの投資戦略の追求において、投資運用会社は、一般的に、以下のガイドラインを適用して投資対象の選定を行います。その裁量で、当該ガイドラインから逸脱することができません。

- (a) ファンドは、ファンドの純資産価額の50%を超えて、銀行預金を含む現金・現金同等物への投資を保有しません。
- (b) ファンドは、投資先ヘッジファンドへの投資の評価額が一定の基準値を下回る場合、投資先ヘッジファンドへの投資を引上げるための適切な手続きを設定します（いわゆる、ロスカットラインを設定）。
- (c) ファンドは、当初の投資から評価額が10%以上減少している投資先ヘッジファンドへの投資を密接に監視します。

上記のガイドラインを適用する場合、投資運用会社は、該当する取引日または投資の約定日現在のポジションを考慮するものとします。投資運用会社は、一般的に、これらのパラメーターの範囲内で中期的にファンドを運用する予定ですが、これらはガイドラインに過ぎず、ファンドのポートフォリオは、これらの範囲を超えて、一定期間運用される場合があります。加えて、投資運用会社は、これらのパラメーターの範囲を超える投資をファンドに行わせること、また市場の変動もしくは投資先ファンドの変更によりファンドのポジションが当該パラメーターの範囲を超える結果となった場合に当該投資を保持すること、またファンドの投資が当該パラメーターの範囲を超える結果となるような方法で投資ポジションの増額もしくは減額を行うことまたは当該パラメーターを超える増額を行うことができます。

投資制限

以下の投資制限は、ファンドの資産の投資に関して適用されます。ファンドは、

- (a) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合、有価証券の空売りを行うことはできません。
- (b) 借入れの結果、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況（他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません（上記の百分率の計算は、買付時点基準または時価基準によるものとします）。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません（上記の百分率の計算は、買付時点基準または時価基準によるものとします）。
- (e) 投資対象の購入、投資の実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (f) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことはできません。
- (g) 同一の会社の株式または同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- (h) 同一のカウンターパーティーを相手方としてデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有しないものとします。
- (i) 同一の法主体によって発行され、組成され、または引き受けられている(i)有価証券（上記(g)に記載される株式または受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記(h)に記載されるデリバティブを除きます。）および(c)匿名組合出資持分の保有価額（以下、これらを併せて「債券等エクスポージャー」といいます。）がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有することはできません。
- (j) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
- (k) デリバティブ取引等（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券又は同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権

付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」および「自己資本比率規制」の意味は、日本の金融庁の規則で定められる意味に従うものとします。

上記の制限は、当該取引日または当該投資の約定日時時点で適用されます。価格の上昇もしくは下落、為替レートの変動の結果、または資本の特徴を有する権利、無償新株もしくはベネフィットの受領や合併、再編もしくは交換のスキームもしくは取決めに理由として、または当該投資対象の各保有者に影響を与えるその他のアクションを理由として、上記のいずれかの制限に違反したとしても、ファンドのポートフォリオの変更を実行する必要はないものとします。上記のいずれかの制限に違反した場合、投資運用会社は、受益者の利益を考慮しつつ、当該違反を是正するために適切と考える措置を講じるものとしますが、当該違反に関して追加の責任は負わないものとします。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドへの投資には、以下に記載されたものを含む（ただし、以下に限られません）重要なリスクを伴います。投資を予定する者は、ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討する必要があります。

投資戦略に関連するリスク要因

借入れ

投資運用会社は、適用される信用規制および信託証書に基づき許容される最大限度で、担保付および無担保の借入れによりファンドの運営資金を調達することが認められています。その他の形式のレバレッジと同様、借入金の利用は、借入資金で取得された資産の市場価格水準に不利な変動があった場合には資本の損失リスクを拡大させる可能性があります。

投資の集中

投資運用会社は、一般的な方針として、ファンドの資産を多くの投資対象に分散させることを追求しますが、時に当該方針から逸脱し、ファンドに関して少数の比較的多額の証券ポジションを保有することがあります。このような投資の集中の結果、かかるポジションにおける損失が純資産価額を大きく減少させることがあります。

投資先ファンドへの投資

投資運用会社は、銀行口座に預託されている現金を除くファンドの資産を、他の投資先ファンドに投資する予定です。投資先ファンドの成功は、当該ファンドの運用会社および専門スタッフの能力に依拠しており、ファンドの成功は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成功が見込める投資セクターおよび投資戦略を識別できるか否かに依拠します。

報酬と費用は複数段階で課されます

投資先ファンドは、運用報酬および／または成功報酬を請求することが予想され、当初費用および運営費用が発生します。またファンドについても、当初設立および継続的運営に関して費用が発生します。その結果、ファンド（および間接的に各受益者）は複数段階で報酬および費用を負担することになり、報酬の総額は、単一の運用会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課す場合、それはファンドの他の投資対象には関係なく

課されるので、投資者は、ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

投資先ファンドの運用会社の独立性

一般的に、投資先ファンドの運用会社（以下「運用会社」といいます。）は、相互に完全に独立して投資を行います。時に、運用会社は、経済的に相殺できるポジションを保有します。運用会社が経済的に相殺するポジションを実際に保有する範囲で、ポートフォリオは、全体としてみた場合、費用が発生しているにもかかわらず、何らの利益も損失も達成できないこととなります。複数の運用会社を用いることには、各投資先ファンドの投資対象に関連するリスクの他にも様々なリスクがあります。これらのリスクには以下が含まれます。

- ・ **マルチマネージャー戦略** — 取引手法および取引市場の分散化を図るために、ファンドは、複数の運用会社に投資を行い、各運用会社は、他の運用会社とは独立して投資を行います。この分散化は、利益につながる価格の動きを資本化する可能性を維持しつつ損失を相殺することを意図するものですが、ファンドは、この戦略の結果、ファンドに正味の損失が生じないことを保証することはできません。
加えて、一部の運用会社は、市場における同一のポジションに対して互いに競合する場合があります。また逆に、ある運用会社は、同一銘柄について、別の運用会社が保有するポジションと正反対のポジションを保有する場合があります。運用会社は、同一のまたは関連ある市場において、同時にまたはほぼ同時に、多額のポジションを取る場合があります。ファンドが望ましいとするリスクの分散を達成することができない可能性があります。ファンドは、複数の運用会社の選定が、単一の運用会社の選定より成功すると保証することはできません。
- ・ **運用会社からの情報の入手** — 投資運用会社は、ファンドのために雇用する各運用会社に対し、ポートフォリオに関する詳細な情報を継続的に請求します。ただし、これらの情報のうち運用会社が機密情報であると判断した情報については、常に入手できるとは限りません。このような情報へのアクセスの欠如は、投資運用会社が運用会社を選定し、運用会社に配分し、運用会社を評価することをさらに難しくさせる可能性があります。
- ・ **新しい運用会社** — ファンドの資産の一部は、実績が限定的であるまたは実績が全くない新規の運用会社に配分される場合があります。かかる配分には、かかる新しい運用会社のリスク／リワードの水準を評価するために有用な情報量が限定されることから、追加リスクを伴います。
- ・ **買戻日における運用会社の資産の評価について買戻請求権がない可能性** — 受益証券が買戻される場合、買戻価格には、運用会社に対するファンドの投資の純資産価額が反映されます。ただし、一部の運用会社は、各買戻日に、ファンド自身による買戻請求を認めない場合があります。かかる場合、ファンドは、買戻しを請求している受益者の受益証券が評価される買戻日からファンド自身が当該買戻しを反映するために当該運用会社から資金を引揚げることができる日までの間、当該運用会社に対する既存の投資の純資産価額の下落リスクを負うとともに、上昇による潜在的利益を有することになります。

加えて、一部の投資先ファンドは、買戻手数料を請求する場合があります。ファンドが所定期間の終了前にその投資の償還を受けようとする場合に償還手数料を請求することがあります。投資運用会社が、手数料を負担して原投資の償還を受けるか買戻請求を充足させないかのいずれかを選択する場合、投資運用会社は、当該投資を継続することにおいて、追加の手数料が発生するかどうかではなく、ファンドの最善の利益を第一に考慮するものとします。請求される償還手数料は、ファンドの一般的費用として負担されます。

- ・ **運用会社に対する限定的コントロール-追加費用** — 運用会社に対する投資者として、ファンドは、第三者である運用会社が選定するブローカー、保管会社およびカウンターパーティーならびに税務・会計手続きに依拠しなければならないこととなります。また、通常、

ファンドは、全体的な純資産価額のみを入手することができ、運用会社のポジションに関連する取引データにアクセスすることはできません。

加えて、ファンドは、運用会社に投資する者として、ファンドが直接負担する費用に加えて、これらの運用会社の費用に対する按分比例割合を間接的に負担します。これら間接的に負担する費用としては、運用会社の投資費用（保管報酬および売買委託手数料など）および諸経費（賃料、人件費、設備、消耗品、運用・コンサルティング報酬ならびに類似の費用など）のうちファンドに割当られる按分比例割合が含まれます。ファンドが運用会社に投資する場合、当該運用会社は、（i）運用報酬、および（ii）投資エンティティまたは投資勘定の利益率に基づく成功報酬を請求する可能性があります。これらの報酬により、当該エンティティまたは当該勘定への投資に関するファンドの利益が減ることになります。

ファンドの費用（ファンドが運用会社に支払う報酬の支払を含みます。）の純資産総額に対する比率は、他の投資エンティティの費用比率よりも高くなる可能性があります。ファンドが雇用する一部の運用会社が採用する戦略は、頻繁な取引が要求され、その結果、ポートフォリオの回転率および売買委託手数料費用が、その他の同規模の投資エンティティの当該費用を大幅に超過する可能性があります。ファンドも、投資運用会社も、当該取引を直接コントロールすることはできません。

- ・ **運用会社の不正行為または判断の誤り** — 投資運用会社は、最高水準の誠実さをもってファンドの資産の投資に当る運用会社のみを選定するよう努めますが、選定された運用会社の日々の運用に対してファンドのコントロールは及びません。その結果、ファンドは、ファンドが委託する各運用会社がこの業務執行水準に適合することを保証することはできません。
- ・ **投資先ファンドの流動性および投資可能なファンドは限られていること** — ファンドの構造上存在する主な不利な点およびリスクは、運用会社の流動性が限られていること、透明性が限られていること、およびファンドからの投資の受け入れが可能な投資先ファンドが限られていることにより、ファンドの資産配分の柔軟性およびリスク・コントロールが制限されるという点です。運用会社が大きな損失を出した場合や、当該運用会社が事前に公表している取引方針・戦略から逸脱していると投資運用会社が判断した場合でも、ファンドは、何ヶ月間も当該運用会社から資本を引き揚げることができない可能性があります。
- ・ **運用会社の成功報酬** — 通常、ファンドは、全部または一部の運用会社との間で、特定の測定期間中に勘定の価値が上昇した場合（未実現の上昇を含みます。）に当該運用会社に報酬を支払うという取り決めを行います。一部の稀なケースでは、運用会社は、過去の測定期間に発生した損失を考慮することなく、特定の測定期間中の上昇に基づいて報酬を受領する場合があります。ただし、投資運用会社は、かかる手数料を請求する運用会社のすべてではないにしてもその大部分は、過去の損失を考慮すると予想しています。このような実績ベースの取り決めは、それが存在しない場合よりも、運用会社に対して、よりリスクが高い、あるいはより投機的な投資を行うインセンティブを与える可能性があります。

取引相手方リスクおよび決済リスク

投資運用会社またはファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、ファンドは損失を被ることがあります。そのため、ファンドは、ファンドまたはファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。またファンドは、清算機関および取引所による清算不履行リスクも負います。取引相手方による不履行または清算の不履行は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社は、信用力が高いと考える取引相手方とのみ取引を行う予定ですが、取引相手方が債務不履行に陥らないという保証およびファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数の取引相手方との間に取引が集中することによって、ファ

ンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約する取引相手方に対するコントロールを有しません。

為替リスク

投資運用会社は、ファンドの資産を円以外の通貨建ての資産に投資する可能性があり、時に、ファンドの資産の大部分が円以外の通貨建てになる可能性もあります。投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行わず、またその他の為替リスクの回避方法を追求しないため、受益証券は、円と当該投資対象の通貨との間の通貨変動リスクにさらされ、受益証券1口当たりの純資産価格の減少につながる可能性があります。また、投資先ファンドの資産は円以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建の類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会および政治情勢などがあります。

デリバティブ商品

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ、およびボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** — ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産の価格変動との間の相関性が不完全であるか低下した場合には、投資先ファンドは、意図していたヘッジ効果を得ることを妨げられ、ポートフォリオが損失リスクにさらされる可能性があります。
- ・ **流動性** — デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、すべての状況において流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、投資先ファンドは、損失を負うことなくポジションを手仕舞うことができない可能性があります。さらに、投資先ファンドが一部のデリバティブ取引を行う取引所においては、一日当たりの値幅制限や投機的ポジションの制限により、ポジションを即座に清算できない場合があり、ポートフォリオの潜在的な損失額が拡大する可能性があります。
- ・ **レバレッジ** — デリバティブ商品の取引においては、多額のレバレッジを利用する結果となる可能性があります。したがって、デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジ効果により、投資先ファンドがデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも、ファンドに生じる利益および損失は拡大する可能性があり、ファンドの純資産総額の変動幅も大きくなる可能性があります。
- ・ **店頭取引** — ポートフォリオのために売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合があります。店頭オプション取引は、取引所で取引されるオプションと異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を相対で交渉する二当事者間の契約です。このような商品の債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる可能性があり、また、投資先ファンドは、取引所で取引される商品に比べて、当該商品の処分または当該商品を手仕舞うための取引を容易に行うことができない可能性があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」は著しく乖離する可能性があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制の対象となっておらず、規制された環境において参加者に与えられている保護の多くが、取引所で取引されていないデリバティブ商品には適用されないことがあります。

特定投資対象

管理会社は、受託会社の同意を得て、かつ投資運用会社と協議の上、一もしくは複数の投資対象を特定投資対象として指定する場合があります。特定投資対象として指定された場合、管理会社は、特定投資対象への各受益者の参加を表す別個のクラスの受益証券を発行するものとします。これらの受益証券は、特定投資対象に関する換金事由が発生するまでは、当該受益者の残りの受益証券が償還されたとしても、償還されることはできません。管理会社は、かかる指定を行う権限を投資運用会社に委任することができ、および／または投資運用会社または投資顧問会社の助言に基づいて当該指定を行うことができます。

投資機会の追求と市場の不確実性

魅力的な投資対象を特定、実行および実現する行為は、高い不確実性を伴います。管理会社が投資目的を充足することのできる投資対象を特定し、実行し、その価値を実現できる保証、または投資運用会社が投資戦略と一致する方法でファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

ヘッジ

ファンドの投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップおよびフロア、先物および先渡取引等、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証および一定のリスクが正しく測定される保証はありません。さらに、一もしくは複数の投資先ファンドは、リスク軽減の目的でヘッジ取引を行う場合がありますが、かかる取引の結果、投資先ファンドが当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも、当該投資先ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが（軽減されずに）増大する可能性があります。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があり、その結果、ファンドの段階において、これらの影響が抑制または拡大される結果となる可能性があります。

エクイティ証券への投資

投資先ファンドの資産は、普通株式および類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。エクイティ証券は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にあるため、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有します。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当およびその他の要求される支払が行われた後に残る充当可能な収益またはその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラントおよび新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません。）、発行体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラントおよび新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされます。

新規公開株への投資

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益および売上の成長の可能性があります。したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

市場リスクおよび流動性

投資先ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券およびその他の投資対象の将来の価格の動きを正確に評価できるかどうか、および／または当該評価を行う際の投資先ファンドの運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンドの運用会社が価格の動きを正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジションおよびショート・ポジションまたはその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、投資

先ファンドは、その資産が投資される商品の市場の流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があり、その結果、投資先ファンドがポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。ポジションの規模によっては、当該商品の市場の流動性の低下の影響が拡大する可能性があります。市場全体のレバレッジの変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジ水準を引き下げる決定を行った結果としてのレバレッジの削減またはその他の市場参加者による同一または類似のポジションの解消もまた、純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドの一部は、活発に取引されないことがあり、かかる投資対象の評価には不確実性が伴うことがあります。かかる状況において、純資産価額は悪影響を受ける可能性があり、投資運用会社は、必要な時に投資対象を速やかに清算できなくなる可能性があります。

空売り

ファンドの投資先ファンドは、その全額がカバーされている（またはカバーされていない）空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

日本を含む様々な金融規制当局が、近年、一定の証券の空売りを制限する規則を制定しています。かかる制限は、通常は一時的なものであり、一部の法域では廃止されていますが、一または複数の規制当局が、かかる制限を延長し、修正または復活させる可能性があります。空売りの規制に関しては、様々な提案（競合他社にそのポジションに関する透明性を提供する案など）がなされており、一または複数のかかる提案が施行された場合、投資先ファンドがその投資戦略を成功裡に実行することを妨げられるか、ファンドのパフォーマンスにその他の悪影響を及ぼす可能性があります。

小規模企業または未成長企業

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスクまたは支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源および経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

訴訟リスク

ファンドの投資先ファンドは、投資活動の結果として株主訴訟、インサイダー取引またはその他の訴訟の当事者となる可能性があり、その場合、当該投資先ファンドに悪影響を及ぼし、結果的にはファンドおよび当該投資先ファンドからファンドが受領する見込みである予想リターンにマイナスの影響を与える可能性があります。

配分リスク

投資運用会社が投資運用サービスを提供するその他の顧客とファンドとの間で投資および機会を配分する場合など、投資運用会社の業務の過程で、ファンドとの間に利益相反が生じる可能性があります。ただし、かかる場合、投資運用会社は、利益相反が生じる可能性のある投資を実行する際には、ファンドの最善の利益に沿って行為する義務に留意し、当該利益相反を公正に解決するよう努めます。

投資先ファンドの運用資産の増加

ファンドの投資先ファンドの運用資産が著しく増加している場合、当該投資先ファンドが本来の投資戦略や運用を適切に実行する能力が損なわれる可能性があります。かかる場合、投資先ファンドは本来の投資方針から逸脱し、その運用会社の経験が十分でない（またはほとんど経験のない）他の投資戦略（市場も含む）を取る可能性があります。その結果、当該投資先ファンド

に甚大な損失が発生することになる可能性があり、ファンドが当該投資先ファンドから受け取るリターンにマイナスの影響を及ぼし、1口当たり純資産価格を減少させる可能性があります。

投資先ファンドにおける換金・買戻請求の制限について

ファンドの投資先ファンドが認める換金・買戻請求のタイミングまたはその通知期間は、ファンドとは異なる可能性があります。投資先ファンドに課せられている換金・買戻請求の制限のために、ファンドが投資者から受領した買戻請求に応じるための十分な資金を確保できない場合、ファンドは、後述するとおり、受益証券の買戻しを一時停止すること、および／または受益者への買戻代金の支払いを延期または一時停止することができます。かかる場合、受益証券の買戻しを請求した受益者には、買戻請求の対象となる受益証券の買戻しおよび／または買戻代金の支払いの遅延が生じる可能性があります。

エクスポージャーの減額

ファンドは、投資資産の価値が上昇する前に、当該投資資産の投資比率を引き下げてしまうことがあります。その結果、当該資産を保有し続けていた場合に得られた大部分のリターンを逸する可能性があります。また、ファンドは当該資産に対する投資比率を引き上げる、または当該資産に再投資する義務を負いません。そのため、ファンドが当該資産より他の投資対象を選好して投資した場合または当該投資資産から引き揚げた資金を他の投資対象に投資した場合、当該投資対象も続いてアンダーパフォーマンスとなった場合、ファンドは機会を失うことになるだけでなく、ファンド全体として損失を被る可能性があります。

投資先ファンドの運用状況に関して入手できる情報量が少ないことによるリスク

一部の投資先ファンドは、運用状況に関する情報を十分に提供しない場合があります。その場合、投資運用会社は、投資先ファンドが行った表明または採用する投資戦略について、当初投資の際に、または継続的に、十分な検証ができない可能性があります。その結果、ファンドは、投資運用会社に提供された情報に基づいて投資した投資先ファンドが予想されたリターンを達成できない可能性があり、その結果、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。

モデル・リスク

投資運用会社が採用する取引戦略やリスク管理手法の一部は、投資運用会社が長期にわたって開発したモデルならびに第三者が開発したモデルに基づくものです。過去に非常に成功していたモデルであっても、市場環境の変化により陳腐化を免れない可能性や正確ではなくなる可能性があります。モデルが正確ではなくなっていることを投資運用会社が認識しないうちに多額の損失が発生してしまう場合もあり、その結果、ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。投資運用会社が今後も有効なモデルを開発・維持できる保証はありません。

市場停止リスク

ファンドの投資先ファンドが金融取引所に上場されている場合、当該取引所において、時に、取引の一時停止または取引の制限が発動される場合があります。かかる停止が起きた場合、ファンドが保有ポジションを売却することは不可能となり、損失を被る可能性があります。また、店頭取引市場においては、ポジションを手仕舞うための十分な流動性が維持される保証はありません。かかる状況において、ファンドは、後述するとおり、受益証券の買戻しおよび／または買戻代金の支払いを一時停止する場合があります。

不透明性リスク

ファンドの機密性を保護するために、投資運用会社は、原則として、ファンドの具体的な投資内容を受益者に開示しません。ただし、投資運用会社は、その単独の裁量により、十分な秘密保持契約や手続きが整備されていると判断した一部の受益者に対して選択的に情報を開示することがあります。投資運用会社はかかる開示を行う義務を負うものではなく、開示が行われたとしても、すべての受益者に対してではなく一部の受益者に限定して、かつファンドのすべての投資対象についてではなく一部の投資対象に限定して開示する可能性があります。

ブローカーの支払不能リスク

ファンドの投資先ファンドは、上場先物および証券取引の清算および決済のために、プライム・ブローカーおよび複数の清算ブローカーのサービスを利用する可能性があります。これらのブローカーのうちいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーによって保有される投資先ファンドの資産（結果的には当該投資先ファンドに投資されたファンドの資産）がリスクにさらされる可能性があります。ブローカーには、顧客資産と自身の自己勘定資産を分離させる義務および一定額の資金を準備金として保有する義務がありますが、顧客資産は通常、すべての顧客の利益のためにプールされた顧客勘定で保有されます。さらに、ブローカーは、かかる顧客勘定から顧客資産を移動することまたは通常の事業の過程でかかる資産を使用することができる場合があります。ブローカーの破綻の際に顧客の請求額がブローカーによって実際に保有されている顧客資産の金額を超えるような場合は、投資先ファンドは損失を被るおそれがあります。さらに、投資先ファンドの運用会社は、倒産したブローカーの破産手続が完了するまでは、当該ブローカーによって保有されていた証券の取引ができなくなる可能性があります。これらの要因の一部もしくは全部によって、ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格がマイナスの影響を受ける可能性があります。

取引コスト

ファンドの投資先ファンドの投資戦略では、投資対象の頻繁な売買や入れ替えが行われる可能性があり、多額の取引コストが発生する可能性があります。その結果、ファンドは、投資先ファンドの取引が利益を生むか否かにかかわらず、投資先ファンドが負担した売買委託手数料や関連する取引手数料・費用を負担することになります。また、ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、投資先ファンドの運営管理費も間接的に負担することになります。ファンドの純資産価額の増加を達成させるためには、投資先ファンドがこれらの報酬および費用の合計額を上回る利益を達成する必要があります。ただし、かかる値上がりが達成される保証も、値上がり自体が達成される保証もありません。

一般的なりスク要因

規制当局による監督の欠如

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく規制ミューチュアル・ファンドですが、その他の法域の法律に基づき登録を行う義務はなく、また登録を行う予定もありません。したがって、一定の法域の法規定は（投資者に一定の規制上の保護が定められていても）一般的に適用されません。

投資先ファンドの事業リスクおよび規制リスク

ファンドの存続期間中に、ファンドまたは投資先ファンドへの投資に悪影響を及ぼすような法律上、税制上および規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は進化したつつあり、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、投資運用会社のレバレッジ利用能力（ファンドに関して当該変更前に利用できたレバレッジが得られなくなるなど）または取引戦略の遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先ファンドが投資する証券市場および先物市場には、包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を取る権限を付与されています。デリバティブ取引およびかかる取引に従事する投資ファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更がファンドおよび／または投資先ファンドに与える影響は、重大で不利なものとなる可能性があります。

クラス間債務リスク

ファンドが複数のクラスの受益証券を発行している場合、あるクラスの負債が当該クラスの資産額を超える場合に、ファンドの債権者による請求を充足させるために、他のクラスの資産が充当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

投資運用会社およびキーパーソンへの依存

ファンドの投資活動は、投資運用会社のファンドを運用する継続的な能力および投資運用会社の一定の投資プロフェッショナルの経験および専門性に依拠しています。いずれかの投資プロフェッショナルのサービスが失われた場合には、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、ファンドの運営には関連しない可能性もありますが、投資運用会社の利益率が失われた場合には、投資運用会社がファンドを成功裡に運用する能力またはファンドの運用のための投資プロフェッショナルを呼び込む能力を低下させる可能性があります。

経済条件

金利、インフレ率、雇用状況、競争状況、技術発展、政治・外交上の出来事や傾向、税制など、経済状況の変化は、ファンドの事業や将来の見通しに著しい悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、1口当たり純資産価格が減少する可能性があります。これらのいずれも投資運用会社または受託会社がコントロールできるものではなく、これらの変化を予測できる保証もありません。

受益証券の非流動性

受益証券は、管理会社および受託会社の承認を得ずに譲渡することはできません。また、受益証券に流通市場が存在する見込みはありません。したがって、受益者には、買戻しを請求する以外に受益証券を処分する方法がない可能性があります。買戻しは、一定の状況において、停止される可能性があります。

限定的な運用歴

ファンドは設立されたばかりであるので、投資予定者がファンドへの投資を行う前に参照できるファンドの運用歴はありません。投資運用会社の投資戦略の短期的もしくは長期的な見通しの評価が正確であるという保証も、ファンドがその投資目的を達成する保証もなく、ファンドの投資プログラムは、かかる前提の下で評価される必要があります。

限定的な受益者の権利

受益者には、ファンドの日常の運営に関与する権利はありません。したがって、受益者は、ファンドの運用またはファンドのサービス提供会社の任命および解任をコントロールすることはできません。

全体的な投資リスク

すべての有価証券の投資には、元本を失うリスクがあります。ファンドに関して取得および取引される有価証券ならびに利益の増加を目指して用いられる投資手法および戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの運用に最善の努力を尽くしますが、ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による措置を含む多くの予測不可能な事由ならびに国内外の政治的事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

感染症の流行、その世界的拡大（エピデミック／パンデミック）

新たな疾病、または再発生した疾病が、ファンドまたはその直接・間接の投資先が事業を行う市場においてパンデミック規模であるいは広範囲に流行した場合、ファンドの業務を管理および遂行する投資運用会社および／またはファンドの能力が損なわれること等によって、投資運用会社および／またはファンドの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、かかる疾病は、供給網の混乱や消費需要の減少などによって、ファンドの直接的な投資対象に悪影響を及ぼし、ファンドに損失が発生する結果となる可能性があります。かかる疾病の流行とその影響は、市場

のボラティリティおよび評価額に深刻な悪影響を及ぼす可能性があり、疾病の影響を受けている地域における政府の政策や経済にも予測困難な影響を与える可能性があります。かかる影響の一部または全部は、2019年12月に中国・武漢で広がり、その後ほぼ全世界に感染が広がった新型コロナウイルス（COVID-19）認定後の大流行においても見られました。2020年1月30日には、世界保健機関（WHO）が世界的な緊急事態を宣言しました。COVID-19の流行とそれに伴う公衆衛生上の悪影響は、世界全体において、労働力、顧客、供給業者、経済、金融市場に打撃を与えました。この流行は、市場に著しい混乱をもたらし、2020年第1四半期の金融市場は多額の損失と極端なボラティリティの発生がみられました。COVID-19に関して市場は徐々に安定を取り戻していますが、同様の損失やボラティリティが再び起こり、長期に及んだ場合にはファンドに損失が発生する可能性があります。今後、新たな感染症が発生し広範囲に広がった場合にはCOVID-19と同様の影響を及ぼす可能性があります。同時に、当該疾病の感染力・影響力と社会的・医療的な緩和策（ワクチン開発など）の展開・配備の成功によっては、その深刻さと期間の両方において異なる結果となる可能性もあります。COVID-19および将来の疾病がファンドおよび投資運用会社に継続的に与える影響は、極めて不確実であり、予測は不可能です。

大量買戻しの潜在的影響

受益証券の大量買戻しが生じた場合、投資運用会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。投資運用会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があり、その結果、損失または純資産価額の減少が発生することがあります。ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと投資運用会社が判断する場合、受託会社は、受益証券の買戻代金の支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。投資運用会社には、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れる権限が付与されています。これらの状況において、継続的な受益者は、ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

潜在的な税金リスク

どこの国であれファンドに課される税金は、ファンドの純資産価額を減少させ、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼします。ファンドは、投資および投資者に課される税務リスクを最小化するように設計されていますが、ファンドまたは受益者が一定の国において課税されないという保証はありません。

その他の受益者の権利

受託会社は、（他の受益者の同意を得ることなく）一部の潜在的受益者または既存の受益者と契約を締結し、かかる受益者に対して、本書に記載される条件より有利な条件を適用させることができます。例えば、ファンド、その他の投資ビークルまたは運用勘定に将来投資を行う特別な権利、特別な買戻しの権利（頻度または通知等）、受益者によって支払われる報酬または買戻手数料の減額または割り戻しおよび／またはその他の条件、ファンドに関する報告をより頻繁に受領する権利または他の受益者に提供されていない情報を含む報告を受領する権利（組入ポジションに関するより詳細な情報が含まれますが、これに限られません。）ならびにかかる受益者によって交渉されるその他の権利があります。条件の変更は、受託会社の裁量においてのみ行われますが、とりわけ、受益者によるファンドへの投資の規模、受益者が長期間にわたってファンドに対するかかる投資を維持することの合意または受益者がファンドに対して行うその他の類似のコミットメントに基づいて行われる可能性があります。

ファンドの投資対象の評価

ファンドの有価証券およびその他の投資対象の評価は、不確実性を伴い、判断に基づき決定される可能性があるため、かかる評価が不正確であることが判明した場合、受益証券の1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。上場証券以外は、一部の証券およびその他の投

投資対象に関して独立のプライシング情報が入手できないことがあります。評価の決定は、信託証券および本書の規定に従って誠実に行われるものとします。

投資運用会社は、その性質上正確な評価が困難な一部の資産に投資することがあります。かかる投資対象に割り当てられた価額が実際の価値と異なる場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、その分過小評価または過大評価される可能性があります。上記に鑑み、ファンドが当該投資対象を保有する期間中に受益証券の全部または一部の買戻しを受ける受益者には、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、本来支払われるべき金額を下回る金額が支払われるリスクがあります。同様に、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、当該受益者には過大に支払われるリスクがあります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、新規の受益者によるファンドへの投資（または既存の受益者による追加投資）が、他の受益者にとっての当該投資対象の価値を希薄化させる可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、新規の受益者（または追加投資を行う既存の受益者）は、本来支払うべき金額よりも多く支払っているというリスクがあります。特別な状況（受託会社が投資運用会社と管理事務代行会社に相談の上で合理的に決定されます。）を除き、ファンドは、受益証券の1口当たり純資産価格を適時的に調整することはありません。

一般的には、ファンドは他の投資ファンドに投資し、それら投資先ファンドの評価は当該投資先ファンドによって提供される純資産価額の計算書に基づいて行われます。各投資先ファンドは、ファンドに提供される純資産価額の正確性に影響を与える可能性のある評価リスクおよび不確実性（上記のリスクを含みます。）にさらされます。加えて、一部の投資先ファンドは、その運用会社または他のサービス提供会社に対して、潜在的な利益相反を生じさせる評価プロセスへの関与を認める場合があります。

純資産価額の計算に関して誠実に使用された価格もしくは評価が、ファンドのいずれかの資産の価格もしくは評価の誤ったもしくは不正確な見積もりもしくは決定であったことが判明した場合でも、受託会社、投資運用会社または管理事務代行会社は一切責任を負いません。

監査ホールドバックはありません

ファンドは、監査ホールドバックを行う意図はありませんが、かかるホールドバックを適用する投資先ファンドに投資する場合があります。ファンドが買戻しを充足させるために資産を換金する際に監査ホールドバックの対象となった場合、ファンドは当該買戻しの充足のために追加の資産を換金するかまたは現金準備金を充てるものとし、投資先ファンドから受領したホールドバック額は再投資するかまたは現金として保持します。

シリーズの設定はありません／イコライゼーション（平準化）の調整は行いません

投資ファンドがその持分価格の上昇に基づいて成功報酬を請求する場合、成功報酬計算期間中に発行される持分と成功報酬計算期間の開始時に発行される持分には発生するリターンが異なる可能性があることを考慮して、各持分のパフォーマンスに基づく成功報酬を請求するために、

「シリーズ会計」または「イコライゼーション調整」のいずれかを適用するのが一般的です。このような調整がない場合、純資産価額が該当するハイウォーターマークを上回っているときに発行される持分は、当該持分には実際に「上昇」が発生していないにもかかわらず成功報酬を支払う結果となり、ハイウォーターマークを下回っているときに発行される持分は、ハイウォーターマークまでのパフォーマンスに「ただ乗り（フリーライド）」する結果となります。ファンドは、いずれのクラスの受益証券も、通常、イコライゼーションの調整を行わない単一のシリーズで発行します。円建クラス受益証券の場合、成功報酬計算期間は各月であり、受益証券は通常、各月の初め以外には発行されないため、円建クラス受益証券は、通常、ハイウォーターマークを上回る価格では発行されないことから、当該受益証券について発生していない価値の上昇について成功報酬が請求されることは予想されません。

サイバーセキュリティ・リスク

ビジネスにおけるインターネット等のテクノロジーの利用の拡大により、ファンドは、オペレーション、情報セキュリティおよび関連するリスクを受けやすくなっています。一般的に、サイバーインシデントは、意図的な攻撃または意図されない事象から引き起こされる可能性があります。

サイバー攻撃は、第三者が資産や機密情報の不正流用、データの破壊または業務の混乱を生じさせる目的で、デジタルシステムへの無権限のアクセスを得ようとする（例えば、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェアの符号化を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。サイバー攻撃は、ウェブサイトへのDoS攻撃（Denial of Service attack）（通常の意図された利用者にネットワークサービスを利用できなくさせること）など、必ずしも不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社およびその他のサービス提供会社（会計士、保管会社、名義書換代理人および金融仲介業者を含みますが、それらに限られません。）に影響を与えるサイバーインシデントは、業務を混乱させ、事業の運営に影響を与えることができ、潜在的には、ファンドがその証券もしくはその他の投資対象を取引または評価できなくなるよう妨害し、または取引や受益者のビジネス取引の能力を損ない、適用あるプライバシー法およびその他の法律の違反を生じさせ、結果的に、財務上の損失、規制上の罰金、罰則、風評被害、補償もしくはその他の賠償費用、または追加のコンプライアンス費用を生じさせる可能性があります。

同様の損害は、ファンドが投資する証券の発行会社、ファンドが従事する取引のカウンターパーティー、政府その他の規制当局、取引所およびその他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他の金融機関（受益者の金融仲介業者およびサービス提供業者を含みます。）ならびにその他の当事者に対して影響を与えるサイバーインシデントからも発生する可能性があります。加えて、将来に、サイバーインシデントを防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。

ファンドのサービス提供業者は、かかるサイバーインシデントが発生した場合に、当該サイバーインシデントを防止するためのリスク管理体制および事業継続計画を構築していますが、当該システムおよび計画には、事前に認識されなかったリスクが発生する可能性を含め限界があります。さらに、ファンドは、サービス提供業者またはファンドもしくは受益者に影響を与える業務を行っているその他の第三者によって運用されているサイバーセキュリティ計画およびシステムをコントロールすることはできません。

FATCAに関するリスク

米国内国歳入法の第1471条乃至第1474条（一般に外国口座税務コンプライアンス法または「FATCA」として知られています。）は、ファンドがFATCAを遵守しない場合には、ファンド等の外国金融機関への一定の支払（米国の発行体の証券に係る利子・配当収益および当該証券の売却収入総額を含みます。）に対して源泉税（現行税率30%）が課税される旨を定めています。

ファンドは、ファンドに課せられた義務を果たし、FATCAによる源泉課税を回避するよう努めますが、ファンドがこれを達成し、かつ当該FATCA義務の充足を保証することはできません。FATCA制度により、ファンドが米国の投資対象から受取る大部分の種類の所得に対して、罰則として30%のFATCA源泉課税の対象となった場合、ファンドが受領する配当所得の純額は予想を下回ることになり、ファンドの受益者が保有する受益証券の価値を潜在的に低下させる可能性があります。

ファンドがFATCAを遵守できるかどうかは、各受益者が、ファンドが要求する受益者またはその直接・間接的所有者に関する情報をファンドに提供することに依拠します。ファンドが要求する情報を提供しない受益者による受益証券の保有（直接保有または実質的保有であるかを問いません）によって、ファンドが税金を負担する、またはファンドが本来発生し得ない金銭的不利益

を被る、またはファンドが負債、罰金もしくは規制上の措置の対象になり得ると投資運用会社が考える場合、投資運用会社は、当該受益者が保有する受益証券の他の者への譲渡を要求する権利または強制的に償還する権利を行使することができます。かかる譲渡または強制償還は、適用される法令規則に従って行われるものとし、それを行う裁量権は、誠実にかつ合理的根拠に基づき行為する投資運用会社によって行使されるものとします。

本件については、後記「4. 手数料等および税金、（5）課税上の取扱い－ケイマン諸島およびFATCA」の項にも詳述されています。

ウクライナ紛争および対ロシア制裁

ウクライナにおける軍事紛争は、製造業のサプライチェーンの混乱により世界全体の商業活動に悪影響を及ぼし続けており、金融市場のボラティリティの要因となっています。こうした混乱が個々の国の経済および世界経済に与える長期的な影響やその期間は不確実であり、一般的な経済状況、市場環境および市場の流動性に引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況は、長期的な世界経済の減退をもたらすきっかけとなる可能性があり、ファンドの潜在的な投資機会にも影響を及ぼす可能性があります。加えて、ケイマン諸島、米国、英国、日本および一部の欧州諸国などの多くの国々が、ロシアおよびロシアに関連する個人・企業に対して制裁を課しています。これらの制裁の影響およびロシア側の対応は不確実ではあるものの、さらなる市場の混乱をもたらし、ファンドの運営および運用成績、および／またはファンドの投資目的の達成能力に悪影響を及ぼす可能性があります。制裁の動きは世界で急速に広がっており、ファンドの潜在的な投資機会が制限される可能性、および／または、投資者、カウンターパーティーまたはその他ファンドと取引を行う者が制裁の対象となった場合には、ファンドのキャッシュ・フローまたは流動性を損なう可能性があります。その結果、ファンドは、制裁対象者が直接・間接に関与している取引にエクスポージャーを有することになり、法的責任および法令違反リスクにさらされる可能性があります。

投資先ファンドへの適用

上記の一般的なリスク要因の一部または全部は、ファンドが投資する投資先ファンドにも該当します。投資運用会社は、投資判断を行う際に、投資先ファンドがその目論見書に記載しているリスクを考慮しますが、これらは多くの要因のうちの一つに過ぎず、ファンドは、上記に記載されるリスクを除き、投資先ファンドが記載しているリスクを受益者に通知することはありません。

独立の法律顧問は存在しません；独立の検証は行われません

オジェ法律事務所（以下「オジェ」といいます。）は、ケイマン諸島におけるファンドの法律顧問であり、ベイフロント法律事務所（以下「ベイフロント」といいます。）は、シンガポールにおけるファンドの法律顧問であり、小野・谷田部グローバル法律事務所（以下「OYG」といいます。）は、日本におけるファンドの法律顧問です。受託会社は、ファンドの法律顧問とは別の独立した法律顧問を雇用していません。オジェ、ベイフロントおよびOYGのいずれも、ファンドの投資者を代表するものではなく、受益者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。オジェ、ベイフロント、OYGのいずれも、管理会社、投資運用会社、受託会社またはファンドの作為または不作為（ガイドライン、ポリシー、制限、適用法の遵守、または投資活動の選定、適合性、推奨度を含みます）、または管理会社、投資運用会社またはファンドの管理事務代行会社、会計士、プライム・ブローカー、その他のサービス提供業者の作為または不作為について責任を負いません。英文目論見書は、受託会社、管理会社および投資運用会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジェ、ベイフロントおよびOYGのいずれも、かかる情報を独立の立場から検証していません。

サイドレター

適用あるすべての法令および定款に従い、受託会社は、特定の潜在的投資者または既存の受益者との間でサイドレター契約または類似の契約（以下、併せて「サイドレター」といいます。）を締結し、当該投資者または受益者に対して、同一クラスの他の受益者と比較して、経済的に（またはその他の面で）優遇された条件を与える場合があります。優遇条件には以下が含まれますが、以下に限定されません：(i) ファンド、その他の投資ビークルまたは運用勘定に将来投資を行う特別な権利、(ii) 買戻しに関する特別な権利（買戻請求の頻度、通知期間、買戻手数料（減額またはリベート）もしくはその他の条件、またはそれらの組み合わせ）、(iii) より多い頻度で、または他の受益者には提供されない情報（投資ポジションに関するより詳細な情報など、ただし、これに限定されない。）が含まれる報告書をファンドから受け取ることができる権利、および(iv) ファンドと当該受益者との間で交渉されるその他の権利。

サイドレターの条件は、受託会社の単独の裁量によります。これらの条件は、特に、(i) ファンドに対する受益者の投資の規模、(ii) ファンドへの投資を長期間維持する旨の受益者の約束、(iii) その他受益者がファンドに対して行う類似の約束。

受託会社が受益者に与えることのある買戻請求権に関する優遇措置および関係法令・規則により要求されるその他の場合を除き、ファンドは、他のいずれの受益者または他のすべての受益者にも、かかるサイドレターおよびその権利・条件または規定を通知する義務を負わず、また、他のいずれの受益者または他のすべての受益者にも、かかる追加的（または異なる）権利・条件を提供する義務を負いません。受託会社は、いつでも、その単独かつ絶対的裁量により決定する当事者との間でサイドレターを締結することができます。サイドレターの結果、一部の受益者に対し追加的（または異なる）権利・条件が与えられる場合でも、他の受益者は、受託会社、ファンド、投資運用会社またはそれらの関連会社に対する請求権は有さないものとします。

日本に関する特定のリスク要因

ファンドは、前述のとおり、日本市場への投資に焦点を当てる投資先ファンドへ投資します。以下のリスク要因は、投資先ファンドの投資に関連するものです。

財務情報

日本の企業に適用されている会計、監査および財務報告要件は、米国の企業に適用される要件とは異なります（一部については大幅に異なります）。一部の日本の上場企業は、2010年3月以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）を採用することができますが、現在、日本の上場企業に対してIFRSを採用する強制的な義務は課されていません。日本の基準および報告要件は、米国に比べるとずっと緩やかです。特に、日本企業の財務諸表に記載される資産および利益は、IFRSまたは米国GAAPに基づいて作成された場合に反映されるような財政状態または営業成績を反映しない可能性があります。一般に、日本企業に関して入手できる情報は、米国企業について発表されている報告書および格付よりも大幅に少なく、日本企業は、しばしば、米国の発行体にとっては一般的な財務情報その他の開示を投資家に行うことに消極的です。したがって、投資後に入手された情報が、かかる投資の価値にマイナスの影響を及ぼさないという保証はありません。

日本の政治・経済リスク

2008年9月の米国連邦倒産法第11章に基づくリーマン・ブラザーズの保護申請の直後に発生した世界的金融危機は、日本にも影響を与え、国内の金融市場の大幅な縮小をもたらし、日本企業が社債市場において資金を調達することが困難となりました。これ以降、一般的に、日本の企業が、公開市場において多額の長期無担保債による資金調達を行うことが困難になっています。広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小し、多くの企業は、主に消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスへの需要不足ならびに金融市場における流動性の不足により深

刻な困難に直面しています。失業率は大幅に上昇しています。日本政府は、景気刺激策を導入していますが、日本経済を回復させる努力が成功する保証はありません。

法律・規制環境

近年、日本の法令の一般的なトレンドは、外国人の投資に対する保護を強化する傾向にあり、事業の法的環境は改善されてきました。しかしながら、経済法令におけるこのトレンドが、政権の交代、社会的混乱または日本の社会的、政治的または経済的状况に影響を及ぼすその他の状況により失速、縮小または後退しないという保証はありません。かかる転換は、ファンドの投資対象の価値に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

ファンドが投資する企業または当該企業の取締役、執行役員、株主もしくは破産管財人に対して訴訟を提起するファンドの能力は限定される可能性があります。かかる企業は、日本の法律に基づき設立されている可能性が高く、実質的にすべての資産が日本に所在している可能性があります。その結果、ファンドが当該企業またはその取締役、役員もしくは管財人に対して訴状の送達を行うことが不可能な場合があります。日本国外において企業を訴えることに成功したとしても、日本における判決の執行は困難な場合があります。

自然災害のリスク

日本を含む一部のアジア地域は、自然災害によるシステミック・リスクが比較的高い地域であり、ファンドの資産価値に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日本は、例えば2011年の東日本大震災で経験したように、特に地震の影響を受けやすい国です。かかる自然災害が発生した場合、広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小する可能性があり、企業は、消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスの需要不足から深刻な困難に直面するおそれがあります。自然災害は、ファンドの財政状態に大幅な悪影響を及ぼす可能性があります。

潜在的な利益相反

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社、代行協会員（およびこれらの各役員および取締役）ならびにファンドに関して任命された各ブローカーは随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役または私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります、または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービスまたは付随する管理事務サービス、保管サービスもしくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券および金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、ファンドに対するサービスの提供において入手、作成または使用する情報および取引戦略と同一のまたは異なる情報および取引戦略を用いて、ファンドの勘定の管理および助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用／助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、ファンドの勘定の運用／助言の提供に支払われる報酬を超えることがあります、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、またはほぼ同時に、かかる勘定とファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションについてかかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会がファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

ファンドは、管理会社および投資運用会社によって設立され、プロモートされているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。

せん。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

販売会社は、管理会社と投資運用会社の関係当事者であるため、販売会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社および管理会社は、販売会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。販売会社は、投資運用会社および管理会社の関係当事者であり、ファンドへの合計投資金額に基づき報酬を受領するので、販売会社は、販売会社が行うファンドのプロモーションに関して独立のアドバイザーとみなされるべきではありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用するできない結果、ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役およびその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあります、適用される守秘義務に従い、受託会社の取締役またはその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、または利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができません。

ソフトダラー契約

投資運用会社は、原則として、サービス提供会社からファンドへ提供される物品またはサービス（例えば、投資リサーチまたはシステムへのアクセスなど、一般的に「ソフトダラー」の特徴を有するもの）を受領しません。

上記に列挙されるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅しているものではなく、またそれらを完全に説明するものではありません。投資を予定する方は、本書全体を読了の上、ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士およびフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

（２）ファンドの流動性リスクに関する留意点

ファンドの投資対象はヘッジファンドであるため、投資先ファンドにおいて支払の遅延または繰延等（解約の決済の遅延、制限または一時停止の規定を含みます。）が実施された場合に流動性リスクが顕在化する可能性があります。かかる状況において、受託会社は、管理会社および管理事務代行会社と協議の上で、受益証券の買戻請求の受付を一時的に停止し、および／または買戻代金の支払期間を延長または停止する可能性があります。

また、流動性リスクは、ファンドが異常な大量の買戻請求を受けた場合にも顕在化する可能性があります。受託会社は、一買戻日について受領した買戻請求の全部を充足すると合計でファンドの純資産価額の30%を超える受益証券が買い戻される結果となる場合、投資運用会社と協議の上、当該買戻請求を純資産価額の30%まで比例的に縮減できます。完全に充足されていない買戻請求は、翌買戻日に繰り越されますが、他の買戻請求に対する優先権を有しません。受益証券は、買戻しが行われる買戻日の実勢買戻価格で買い戻されます。

（３）リスクに対する管理体制

ヘッジファンドは、リスクという点で通常の伝統的資産の運用よりも複合的な側面を有しています。

そのため、投資運用会社では、投資方針、投資対象、投資制限等に係る遵守状況のチェックのみならず、想定されるあらゆるリスク要因をいち早く感知し特定する観点から、第一段階のリスク管理を運用部門が担います。

具体的には、投資先ファンドが一貫した投資哲学の下で運用を継続できているか否かを確認するため、運用体制の変更等、運用に影響を与える重要な変更事象の把握に加え、月次で運用パフォーマンスのモニタリングを行、定量的な基準に基き必要と判断した場合には投資先ファンドの運用会社へのヒアリングを含め状況の詳細調査を行います。

これらのモニタリング結果、調査結果については、運用部門内に設けたリスク管理委員会で報告され、必要な投資アクションに関する討議が行われます。

第二段階のリスク管理はコンプライアンス部門が担います。

リスク管理委員会での議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告されると共に、モニタリング結果に基づく投資アクションを最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーに諮る際、付議される内容を事前にチェックします。

新規の投資先ファンド採用については、運用部門内のファンド調査委員会で、また、ポートフォリオ管理と配分変更についてはポートフォリオ委員会で討議が行われます。

この過程においても、各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、これら討議内容に基づきインベストメント・コミッティーに諮られる付議事案については、全て事前にコンプライアンス委員会がチェックを行います。

投資運用会社は、こうした体制により運用に対する牽制機能を含むリスクの管理体制を確保しています。

[投資に係るリスク管理の主要なチェック項目]

既存投資先ファンドに関するもの

- － 運用パフォーマンスのモニタリングによる詳細ヒアリングの要否チェック
- － 運用に影響を及ぼしうる投資後に発生した変更事象のチェック
- － 上記に基づく投資継続の可否

新規投資先候補ファンドに関するもの

- － 過去の運用成果と運用報酬の妥当性チェック
- － 投資先ファンド運用会社のバックグラウンド等チェック

ファンドのポートフォリオ全体に関するもの

- － 投資方針、投資対象、投資制限等に関する遵守状況チェック
- － 投資先ファンド配分状況の当初配分からの乖離状況チェック
- － ポートフォリオの流動性チェック

流動性リスクの管理プロセス

ファンドの投資者は、通知期間を90暦日（ただし、2025年12月30日までに受領した買戻請求については45暦日）とし、月に1回の頻度で受益証券の買戻しを請求することができます。ファンドは、投資者からの買戻請求に対応するため、純資産の10%を限度として借入を行う場合があります。

管理会社の取締役および主要な意思決定権者から構成される管理会社の投資委員会は、月一回会合を持ち、流動性プロファイルを含む様々な観点から各投資機会を評価し、投資ガイドラインが遵守されていることを確認します。投資委員会の決定事項は、議事録に記録されます。

さらに、ポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドの財務レバレッジおよび投資先ファンドの投資有価証券の流動性を定期的に監視します。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドの段階では、デリバティブ取引は行いません。ただし、投資先ファンドにおいては、デリバティブ取引等が行われる可能性があります。

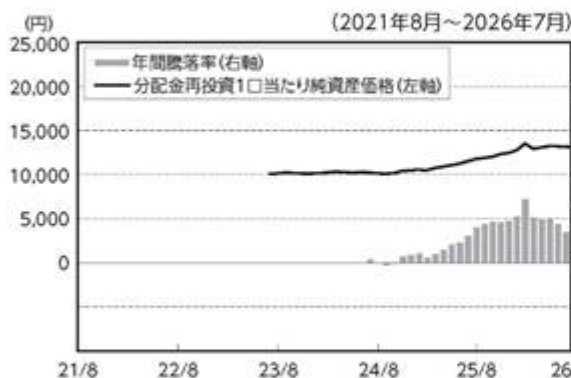
（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

（４）リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)
・年間騰落率の推移

このグラフは、過去5年間に於けるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：指数提供会社のデータを基に小野・谷田部グローバル法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と等しくなります。
 ※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。ファンドは、2023年7月3日から運用を開始したため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。
 ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
 ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
 ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

< 代表的な資産クラスの指数およびその概要 >

資産クラス	指数名	指数の概要
日本株	Morningstar日本株式指数	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株	Morningstar先進国株式指数 (除く日本)	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株	Morningstar新興国株式指数	Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債	Morningstar日本国債指数	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債	Morningstarグローバル国債指数 (除く日本)	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債	Morningstar新興国ソブリン債 指数	Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

< 重要事項 >

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、管理会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービスマーク並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが管理会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、管理会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの純資産価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの買戻時の純資産価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、管理会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 海外における申込手数料

該当なし

② 日本における申込手数料

日本における申込手数料は、3.3%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払うものです。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

該当なし

② 日本における買戻し手数料

該当なし

(3) 【管理報酬等】

① 受託会社に支払われる報酬

受託会社は、受託業務の対価として、年間15,000米ドルに相当する報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。当該報酬は、管理会社の同意を得た場合のみ、随時、有効な受託会社の条件に従って増額されることがあります。受託会社は、信託証書に基づくその職務の遂行に際して受託会社が適切に負担したすべての立替払費用についてファンドから払戻しを受ける権利を有します。

また受託会社は、1回限りの設立報酬5,000米ドルを受領します。

② 管理会社に支払われる報酬

管理会社は、受益証券の発行者としての役割の対価として、ファンドから個別の報酬を受領しません。ただし、現在、管理会社と投資運用会社は同じ法人であるので、運用報酬および成功報酬を受領します。

③ 投資運用会社に支払われる報酬

投資運用契約の条項に基づき、ファンドは、投資運用会社に対して、投資運用業務の対価として、下記のとおり「運用報酬」と「成功報酬」を支払います。

(i) 運用報酬

投資運用会社は、毎月、円建クラスの受益証券の純資産価額の1.0%の12分の1に相当する運用報酬をファンドの資産から受領します。運用報酬は、各月の最終評価日に計算され、計上されます（当該月の運用報酬および成功報酬の控除前）。

運用報酬は、円にて、四半期末に後払いされます。投資運用会社が月の途中から（または途中まで）投資運用会社として行為する場合、当該月に関して支払われる運用報酬は、投資運用会社として行為する当該月の日数に応じて日割計算で支払われます。

運用報酬は、各四半期末後可及的速やかに、かついかなる場合も当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、投資運用会社に支払われるものとします。

(ii) 成功報酬

投資運用会社は、発行済の各クラスの各受益証券について、ファンドから成功報酬を受領する権利を有します。

各成功報酬計算期間について、円建クラス受益証券の各受益証券に関する成功報酬は、当該成功報酬計算期間中における1口当たり純資産価格の「ハイウォーターマーク」を超える値上りの10%に等しいものとします。

各成功報酬計算期間に関する成功報酬は、発生済成功報酬控除前の1口当たり純資産価格を基準に計算されます。成功報酬は、各成功報酬計算期間の最終評価日に計算されます。

成功報酬は、各成功報酬計算期間の末日に計算され、計上され、投資運用会社には、四半期毎に後払いで、各暦四半期末日後可及的速やかに円で支払われます。ファンドは、成功報酬を取り戻すこと（クローバック）はできません。成功報酬計算期間末日に計上された成功報酬は、たとえ投資運用会社にその全額が支払われていない場合であっても、その後のファンドの運用成績の結果により減額されることはないものとします。

成功報酬計算期間の途中で受益証券が買い戻される場合、成功報酬は、該当する買戻日を成功報酬計算期間の末日として計算され、当該受益証券に関する発生済みの成功報酬に相当する金額が投資運用会社に支払われます。当該受益証券に関して発生済みの成功報酬は、通常、翌暦四半期末日後、または買戻日後可及的速やかに投資運用会社に支払われます。

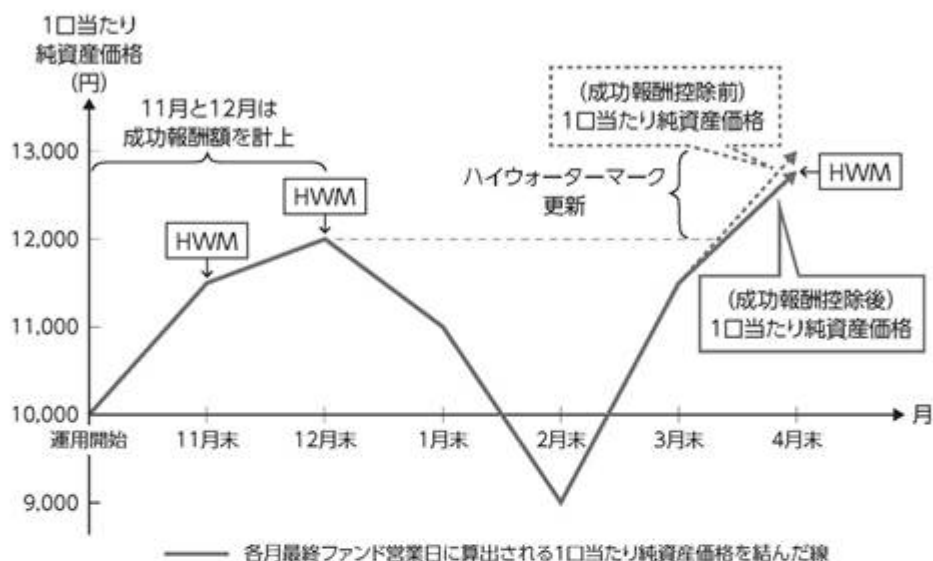
成功報酬計算期間の途中で投資運用契約が終了する場合、その時の成功報酬計算期間の成功報酬は、当該終了日を当該成功報酬計算期間の末日として計算され、支払われます。

適用される法令規則に従って、投資運用会社は、投資運用会社が受託会社と協議の上で特定する一定の受益者（投資運用会社の従業員もしくは関係人である受益者およびかかる者の縁者を含む）に関して、および一定の大口投資家または戦略的投資家について、運用報酬および／または成功報酬を放棄または減額することがあります。管理上の便宜のため、ファンドは、当該受益者に対して別個の受益証券クラスを発行する場合があります。

ハイウォーターマークについて

ハイウォーターマークは、成功報酬額を計上した場合、同計上日（月末最終ファンド営業日）の1口当たり純資産価格（成功報酬控除後）により更新され、次の評価日（翌月末最終ファンド営業日）以降の成功報酬額計算に適用されます。

< ハイウォーターマーク (HWM) と成功報酬のイメージ >



(単位: 円)

	運用開始時	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
① (成功報酬控除前) 1口当たり純資産価格	-	11,667	12,056	11,000	9,000	11,500	13,000
② 直前ハイウォーターマーク	10,000	10,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000
③ 成功報酬額 [(①-②)×10%]	-	167	56	-	-	-	100
④ 1口当たり純資産価格 [①-③]	10,000	11,500	12,000	11,000	9,000	11,500	12,900
ハイウォーターマーク更新	-	あり	あり	なし	なし	なし	あり
月末時点ハイウォーターマーク	10,000	11,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,900

- 上記の例では、11月、12月、4月の各月ファンド最終営業日にハイウォーターマークが更新されています。
- 各月末において、同日の成功報酬控除前1口当たり純資産価格がそれまでのハイウォーターマークを上回った場合、両者の差の10%が成功報酬額として計上されます。
- 月末の段階で計上された成功報酬額はその時点で確定し、1口当たり純資産価格に反映されますので、たとえその後1口当たり純資産価格が下落したとしても、成功報酬が減額ないし払い戻されることはありません。
- また、申込の際に直前のハイウォーターマークを下回る1口当たり純資産価格で購入した投資者は、ファンドの1口当たり純資産価格がそのハイウォーターマークを回復するまで成功報酬を負担しないこととなります。

※上記は、1口当たり純資産価格に対する成功報酬額のイメージをお示しするために作成したものであり、実際の1口当たり純資産価格、成功報酬額をお示したものではありません。

④ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務代行業務の対価として、ファンドの資産から、運用資産額の1億米ドルまでは年率0.04%、運用資産額の次の1億米ドルまでは年率0.03%、運用資産額の2億米ドル超の部分については0.02%の管理事務代行報酬を受け取ります。ただし、最低報酬額を年21,600米ドルとします。

また管理事務代行会社は、一回払いの設立報酬2,000米ドルおよび投資者サービス報酬として投資者の数に応じて支払われるその他の追加報酬を受領し、その職務の遂行に際して管理事務代行会社が適切に負担したすべての立替払費用について払戻しを受ける権利を有します。

管理事務代行会社の関係会社であるアセント・コーポレート・ソリューションズ・プライベート・リミテッドは、AMLオフィサー・サービス契約に基づき、一定のマネー・ロンダリング防止

オフィサー（AMLオフィサー）の提供に対して報酬を受領します。マネー・ロンダリング防止オフィサーの提供に対しては、当該サービスに対して通常支払われる実務慣行上のレートに沿った年次報酬が支払われます。

管理事務代行会社は、税務報告サービス契約に基づき、税務情報交換（FATCA/CRS）報告サービスの提供に関連して、追加の報酬を受領します。税務情報交換報告サービスの提供に対しては、固定額の報酬と受益者数に基づく報酬が支払われます。

⑤ 監査人およびその他のサービス提供会社

監査人には、監査報酬として、慣行的レートに基づく年次報酬が支払われます。また監査人は、継続的な助言業務の対価として、時間ベースで計算される報酬を受領する場合があります。

⑥ 法律顧問に支払われる報酬

法律顧問は、ファンドの設立および運用開始に関する業務の対価として、定額報酬と時間ベースの報酬の組み合わせで報酬を受領しており、継続的な法務および規制に関する助言業務の対価として、同様の形態の報酬を受領する場合があります。

⑦ 販売会社および代行協会員に支払われる報酬

販売会社も代行協会員も、ファンドに提供する販売業務および代行協会員業務の対価として、ファンドから個別の報酬を受領しません。ただし、販売会社と代行協会員は、それぞれ、投資運用会社と同じグループに属する会社であるので、運用報酬および成功報酬から間接的に利益を享受します。

管理会社は、別途締結される契約に基づき、自らの資産から、販売会社の業務の対価として、販売会社に報酬を支払う場合があります。

⑧ その他のサービス提供会社に支払われる報酬

ファンドは、その他のサービス提供会社に対して、一般的に、受託会社が、提供されるサービスに関する市場レートの範囲と考える報酬を支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 設立費用

当初募集の費用および当初募集に付随する費用（ケイマン諸島におけるファンドの設立ならびにファンドが当事者となる契約の交渉および作成に関する費用、英文目論見書の印刷費用および専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。）は、受益証券の当初発行代金から支払われます。上記の臨時項目を除き、管理会社は自身の監査その他の費用を支払います。

設立費用は、当初募集期間の末日から開始する60か月間にわたり定額法で償却されます。受託会社は、当該費用が償却される期間を短縮することができます。IFRSでは、設立費用は、発生基準で費用計上されるべきとされており、償却はIFRSと一致するものではありません。しかしながら、受託会社は、設立費用については、その全額を発生基準で費用計上するよりも償却の方が公平であると考えており、かかるIFRSからの逸脱は、ファンドの財務書類全体にとっては重大なものではないと考えています。ファンドの採用する設立費用の方針がIFRSから逸脱する場合、ファンドは、IFRSの遵守のために、ファンドの年次財務書類において一定の調整を行うことがあります。

② 運営費用

ファンドは、その投資プログラムに関連するすべての費用を負担します。当該費用には、以下が含まれます：（a）売買委託手数料、（b）有価証券の売買に関する費用（証券取引に関連して

課される申込・買戻手数料、発行・譲渡税を含む）、（c）借入（プライム・ブローカーからの借入を含む）に係る利息、（d）投資運用会社が投資運用サービスの提供に関連して負担した費用。当該費用には、調査関連費、取引もしくは調査に関連するコンピューターソフトウェアのライセンス費用、規制遵守に関連する費用（遵守プログラム、審査、規制当局からの質問および規制当局への書類提出に関する費用を含みますが、これらに限定されません。）、投資対象のモニタリング関連費用、およびデューデリジェンスの実施費用（合理的な出張・宿泊費を含む）（当該取引が完結されるか否かを問いません）、（e）保管会社、エスクロー・エージェントおよびファンドが任命するその他の投資関連サービス提供会社の報酬および費用

ファンドは、その運営に関して発生する費用を負担します。当該費用には、以下が含まれます：（i）アドバイザーおよびコンサルタントおよびファンドが任命するサービス提供会社の報酬および費用、（ii）ファンドの段階における運用報酬および成功報酬、（iii）補償費用および潜在的な補償責任に対する保険料費用、（iv）法務、管理、会計、税務、監査および保険に関する費用、（v）政府または政府機関に支払われるすべての税金およびコーポレート手数料、

（vi）投資者サービスに関する通信費（受益者集会、ならびに財務書類およびその他の報告書、議決権代理行使指図書、目論見書および類似書類の作成・印刷・配布に係るすべての費用を含みます。）、（vii）規制遵守関連費用（遵守プログラム、審査、規制当局からの質問および規制当局への書類提出の費用および日本において受益証券の公募を行うための費用（日本での公募のための有価証券届出書の作成費用および日本の投資者に対するファンドの募集に関連する費用が含まれますが、これらに限られません。）が含まれますが、これらに限られません。）、（viii）受託会社の報酬および費用、（ix）訴訟その他の臨時費用、および（x）英文目論見書の定期的な更新に係る費用。クラス固有の費用は、それが関連する該当クラスのみによって負担されます。

※ 本「運営費用」は実費が計上されるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また上記費用の合計額については、運用実績、保有期間、資産規模等により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※ 上記の報酬および運営費用の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

③ 投資先ファンドの報酬・費用等

ファンドの直接費用に加えて、ファンドは、投資先ファンドの投資者として、各投資先ファンドの費用の按分比例割合を間接的に負担します。これらの間接的費用には、各投資先ファンドが課す運用報酬、成功報酬、受託報酬、取締役報酬、公租公課、一般管理事務代行報酬、保管報酬、各投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、各投資先ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および銀行手数料等が含まれます。

（５）【課税上の取扱い】

以下は、日本およびケイマン諸島における現行の法律および実務慣行の一定の側面に関してファンドの理解に基づき記載するものです。以下の記載は、一般的記載であり、現行の法令規則、ガイドライン、公表された行政判断および判決に基づくものですが、それらはいずれも（適及効果をもって）変更されることがあり、異なる解釈が適用されることがあります。かかる変更が以下の記載内容に不利な影響を及ぼす可能性があります。本書の日付現在または投資時点における課税上の取扱い（またはその時に想定された課税上の取扱い）が無期限に有効であるという保証はありません。

法域毎に受益者に適用される法律は異なることから、以下の説明は、潜在的な投資者による受益証券の購入、所有、処分についての課税上の取扱いをすべて網羅しているわけではありません。ファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社またはその他すべての関係当事者は、受益証券の申込み、所有または処分の結果として課税される税金について一切責任を負いません。投資者は、そ

の市民権を有する国、その居住国もしくは住所を置く国、事業を行う国ならびに受益証券を保有する国の法律に基づき予想される課税上の取扱いについて、自身で税務専門家の助言を受けることが望めます。以下の記載は包括的なものではなく、税務アドバイスを構成するものではありません。

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。）。)

- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがあります。

② ケイマン諸島

ファンド

ファンドは、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づく免除信託として登録されています。受託会社は、ファンドの設定から50年間、所得もしくは元本資産、利益もしくは値上がり益を対象とした税金もしくは賦課金または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために将来制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる所得に適用され

ないこと、またかかる財産または所得に関し受託会社または受益者に対して適用されないことを保証する免税証明書をケイマン諸島の財務秘書官から取得しています。

ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。ケイマン諸島においてファンドに唯一課される税金は、信託登記官に支払われるミューチュアル・ファンド法に基づく少額の登録手数料のみです。ケイマン諸島に為替管理規制はありません。

受益者

受益者は、その所有する受益証券および当該受益証券について受領した分配金（もしあれば）に関して、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。また受益者は、ケイマン諸島の遺産税または相続税の対象となりません。

③ ケイマン諸島およびFATCA

米国の要件

追加雇用対策法（以下「雇用対策法」といいます。）の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）の規定により、ファンドは、米国とケイマン諸島の間の政府間協定（以下「US IGA」といいます。）およびケイマン諸島によって採択された施行法および規則に従って、ファンドの持分を直接または間接に所有する一定の米国人の氏名、住所および納税者識別番号ならびに当該持分に関するその他一定の情報を開示しなければなりません。ファンドがこれらの要件を遵守しない場合、米国源泉の収益を生じさせる可能性のある資産の売却によりファンドに支払われる米国源泉の所得および手取金に対して30%の源泉徴収税が課税されます。ファンドは、この源泉課税を回避するためにファンドに課される義務を履行する方針ですが、ファンドがこれらの義務を履行できる保証はありません。この点につき、ファンドは、投資者に対して、ファンドが源泉徴収税の回避または雇用対策法のその他遵守の目的のために必要または望ましいと判断する、投資者およびその実質的所有者に関する書類またはその他の情報を要求することができます。雇用対策法の結果、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、ファンドは、一般的に、該当する投資者に対して当該課税額を請求する予定ですが、すべての受益者によって保有されている受益証券の価額は重大な影響を受ける可能性があります。ケイマン諸島の法律により、ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換庁（以下「ケイマンTIA」といいます。）に対し年次報告を行うことが要求されます。ファンドがケイマンTIAに提供した情報は、米国の内国歳入庁と共有されます。

その他の政府間協定

ケイマン諸島とその他第三国との間で、US IGAと同様の政府間協定がさらに締結される可能性があります。当該第三国の財務当局に対する報告を義務付ける同様の制度が導入される可能性があります。

OECD—権限のある当局による多国間合意

OECDの税務行政執行共助に関する多国間条約に基づく税務情報の自動交換の実施のために、100ヵ国を超える国々が、OECDの権限のある当局による多国間協定および共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を締結しています。CRSは、その形式および内容においてUS IGAと同様であり、各「参加法域」（ケイマンTIAが公表するリストに特定されます。）について適用されます。ケイマン諸島内においては、税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（改正済）（以下「CRS規則」といいます。）の制定によって施行されました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関は、国際税務コンプライアンス義務が大幅に拡大され、また報告義務が大幅に拡大されることになりました。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。

- （i）ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。）をケイマンTIAに開示することを要求される場合があること。

- (ii) ケイマンTIAは、上記の通り、米国内国歳入庁（IRS）、英国歳入関税庁（HMRC）およびその他のCRS「参加法域」の財務当局（以下「権限のある当局」といいます。）との間で自動的な情報交換を行うことを要求される場合があること。
- (iii) ファンド（またはその代理人）は、IRS、HMRCおよびその他の権限のある当局に登録するときに、また、かかる当局が追加的な照会のためにファンド（またはその代理人に直接）に連絡してきた場合、かかる当局に対して一定の秘密情報を開示することを要求される場合があること。
- (iv) ファンド（またはその代理人）は、ファンドがケイマンTIAに対して開示が要求される追加情報および／または書類の提供を投資者に対して要求する場合があること。
- (v) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、および／または投資者が適用ある要件を遵守しない場合、それが実際にファンドの法令遵守違反や、ファンドもしくはファンドの投資者が関係法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに発展するか否かに関わらず、ファンドは、自らの判断で、あらゆる措置を講じる権利および／またはあらゆる救済策を追求する権利を留保していること（対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは取り消しを含むがこれらに限られません）。
- (vi) US IGA、CRS規則または国際財務の透明性の確保および／または拡充の目的でケイマン諸島が締結または施行する将来の追加IGA、合意、法令規則を遵守するためにファンドによって、またはファンドの代理人によって取られる措置または追求される救済策の結果として生じるいかなる形態の損害もしくは負債についても、当該措置もしくは救済策の影響を受ける投資者は、ファンド（またはその代理人）に対して何らの請求権も有さないこと。

④ その他の法域

ファンドが受領する一定の配当金、利息等の収益は、その源泉国によっては当該国の源泉徴収税の対象となる可能性があります。ファンドが有価証券の売買を行う国またはその他の事業を行う一部の国では、ファンドは、キャピタル・ゲイン税その他の税金の対象となることがあります。様々な国に投資されるファンドの資産額は確定されていないため、支払われる税金の税率を前もって予測することは不可能です。

5 【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。ファンドは、2023年7月3日に運用を開始しました。

(1) 【投資状況】

資産別および国別の投資状況

(2026年7月末現在)

資産の種類	国	時価合計 (円)	投資比率 (%)
ヘッジファンド (外国投資信託／法人等)	ケイマン諸島	5,148,979,577	82.12
	英領バージン諸島	470,629,969	7.51
投資有価証券合計		5,619,609,546	89.62
現金およびその他資産（負債控除後）		650,565,988	10.38
合 計（純資産総額）		6,270,175,534	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、それに対応する数値につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中においては、同じ情報につき異なる円貨表示がなされている場合があります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

投資有価証券全銘柄

(2026年7月末現在)

順位	銘柄名	国	業種	数量	取得原価（円）		時価（円）		投資 比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1	Ariake Feeder Fund 1 - Class B1 Unit	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	13,028.00	149,738,531.00	11,493.59	702,804,467.00	53,945.69	11.21
2	Penta Japan Value Fund LP	英領 バージン 諸島	ヘッジ ファンド	300,000,000.00	300,000,000.00	1.00	470,629,969.00	1.57	7.51
3	HIBIKI PATH AOBA FUND - SERIES 1 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	3,821.14	382,114,454.00	100,000.00	462,967,574.00	121,159.40	7.38
4	UMJ Galleyla Fund - JPY Class B Units - Series 1	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	12,225.00	366,760,645.00	30,000.87	426,087,090.00	34,853.75	6.80
5	Brahman Kova Japan Fund JP Series 03/24	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	3,371.75	362,596,670.00	107,539.76	370,125,035.00	109,772.54	5.90
6	Blue Swell Japan Market Neutral Fund Lead Series	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,718.92	308,491,642.00	113,461.24	330,428,294.00	121,529.40	5.27
7	Bengal 2 Investors — Class A Units - Series 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,219.83	302,200,871.00	247,740.19	323,835,850.00	265,476.26	5.16
8	LIM Japan Event Fund - Yen Class Share NR - Series 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	5,320.06	205,200,000.00	38,571.00	282,159,969.00	53,037.00	4.50
9	Sengu Japan Long Short Fund	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,000.00	200,000,000.00	200,000.00	270,811,295.00	270,811.30	4.32
10	Jin Japan Fund Class F- NonRestricted - Initial	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,052.59	190,851,926.00	181,315.93	251,416,498.00	238,854.37	4.01
11	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Seies 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	10,069.94	219,427,952.00	21,790.39	234,930,518.00	23,329.88	3.75
12	Aya Japan Feeder Fund - Class B	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	200,000,000.00	100,000.00	220,198,892.00	110,099.45	3.51

13	SILQ Capital Japan - B JPY Unrestricted - Jul 23	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,801.24	184,343,422.00	102,342.39	219,888,879.00	122,076.25	3.51
14	UMJ Ouka Feeder Fund - Class JPY AU - Series 1	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	7,375.72	183,579,390.00	24,889.68	210,672,923.00	28,563.02	3.36
15	Kikaku Offshore Fund - Series B	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	200,000,000.00	100,000.00	178,740,461.00	89,370.23	2.85
16	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jul25	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	750.00	150,000,000.00	200,000.00	177,787,230.00	237,049.64	2.84
17	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Seies 09/25	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	9,811.70	144,408,657.00	14,718.00	162,947,090.80	16,607.42	2.60
18	BRAHMAN KOVA JAPAN FUND SP CLASS F SERIES 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,500.00	150,000,000.00	100,000.00	147,410,400.00	98,273.60	2.35
19	Sengu Japan Long-Short Fund Series-A Jan26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	500.00	100,000,000.00	200,000.00	107,743,140.00	215,486.28	1.72
20	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jan26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	250.00	50,000,000.00	200,000.00	54,058,656.00	216,234.62	0.86
21	NAVF Select Side Pocket 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	501.25	7,889,174.00	15,739.07	7,888,415.80	15,737.56	0.13
22	NAVF Select Side Pocket 2 - Trancom	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	218.21	3,268,602.00	14,978.88	6,076,899.20	27,848.35	0.10

②【投資不動産物件】

該当なし

③【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

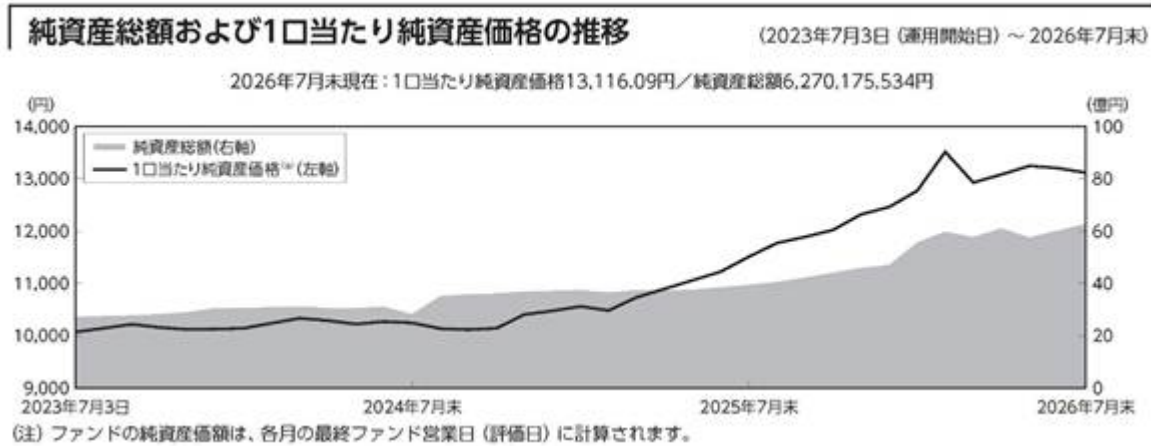
各計算期間末および2026年7月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。（注1）

	純資産額 (円)	1口当たり純資産価格 ^(注2) (円)
第1期末 (2024年3月31日)	3,109,732,345	10,330.4564
第2期末 (2025年3月31日)	3,732,741,020	10,730.7280
第3期末 (2026年3月31日)	5,760,274,527	12,925.2511
2025年8月末	4,047,459,643	11,770.14
9月末	4,212,016,388	11,887.43
10月末	4,400,789,601	12,020.65
11月末	4,586,868,305	12,318.42
12月末	4,695,710,543	12,459.49
2026年1月末	5,552,779,813	12,769.23
2月末	5,968,206,926	13,515.23

3月末	5,760,592,640	12,925.96
4月末	6,094,899,630	13,081.15
5月末	5,751,205,232	13,245.80
6月末	6,006,912,923	13,203.40
7月末	6,270,175,534	13,116.09

- (注1) 各計算期間末の数値は、後記「第3 ファンドの経理状況、1 財務諸表」中に記載されている監査済年次財務書類に基づくものです。各月末の数値は、各評価日に、英文目論見書に従って管理事務代行会社によって計算されたものです。監査済年次財務書類はIFRS会計基準に準拠しているため、英文目論見書に従って計算される数値とは異なる場合があります。英文目論見書に従って決定された純資産価額と、IFRS会計基準に従って決定された純資産価額との間の調整は、当該財務書類の注記13に記載されています。
- (注2) 1口当たり純資産価格は、計算期間末については小数点第5位以下を四捨五入して表示しており、各月末については小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

＜参考情報＞



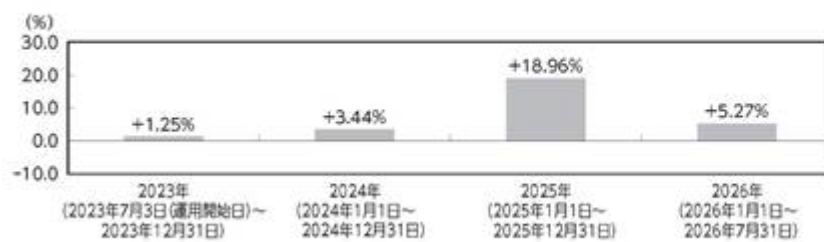
- ②【分配の推移】
該当なし
- ③【収益率の推移】
各計算期間について、収益率は以下のとおりです。

計算期間		収益率（％）
第1期	自2023年7月3日（運用開始日） 至2024年3月31日	+3.30
第2期	自2024年4月1日 至2025年3月31日	+3.87
第3期	自2025年4月1日 至2026年3月31日	+20.45

- (注1) 収益率（％）＝100×（a－b）／b
a＝ 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）
b＝ 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、第1期については当初発行価格（10,000円））
- (注2) 1口当たり純資産価格は、監査済年次財務書類に基づきます。

＜参考情報＞

収益率の推移（暦年ベース）



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 12月末の1口当たり純資産価格
(当該暦年の分配金の合計額を加えた額)(ただし、2026年については、2026年7月末の1口当たり純資産価格(2026年1月1日から2026年7月31日までの分配金の合計額を加えた額))

b = 前年の12月末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2023年については、当初発行価格(10,000円))

(4) 【販売及び買戻しの実績】

各計算期間について、販売および買戻しの実績ならびに同日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1期	自2023年7月3日(運用開始日)至2024年3月31日	301,025.65 (301,025.65)	— (—)	301,025.65 (301,025.65)
第2期	自2024年4月1日至2025年3月31日	112,111.04 (112,111.04)	65,281.35 (65,281.35)	347,855.34 (347,855.34)
第3期	自2025年4月1日至2026年3月31日	123,512.25 (115,541.32)	25,707.04 (25,707.04)	445,660.55 (437,689.62)

(注) () の数字は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。第1期の販売口数には、当初募集期間中の販売口数が含まれます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の募集

受益証券は、適格投資者のみを対象に販売されます。

一申込者当たりの当初最低申込金額は、10,000,000円または100,000米ドルの円貨相当額のうちいずれか高い方の金額とします。ファンドがケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法の第4(3)条に基づき登録されている限り、当初最低申込金額は、100,000米ドルの円貨相当額以上でなければならないものとします。

追加最低申込金額は、1,000,000円とします。

適格投資者

受益証券の各申込者には、ファンドに対して、主に、以下の点を表明し、保証することが要求されます：（i）申込者は、国、規制機関または政府機関の法律または要件に違反することなく、受益証券を取得し保有することができること、（ii）申込者は、ファンドへの投資に関連するリスクを評価するための金融の知識、金融についての専門的能力および経験を有していること、（iii）ファンドの投資対象である資産の種類への投資に潜在するリスクならびに当該資産が保有および／または取引される方法を認識していること、および（iv）ファンドへの投資金額全額の損失を許容できること。

ファンドまたは受益者に税務、規制その他の悪影響を及ぼす不当なリスクを引き起こすまたはその可能性がある受託会社または管理会社が考える状況においては、受益証券は、いかなる者に対しても発行または譲渡されないものとします。

上記の考慮に加えて、ファンドは、以下に該当する者、法人または事業体からの申込みを受諾しないものとし、また、かかる者への受益証券の譲渡を認めないものとします：（i）アメリカ合衆国の市民または居住者、（ii）アメリカ合衆国の州、領土、連邦もしくは属領において設立されもしくは存続するパートナーシップ、またはアメリカ合衆国の州、領土、連邦もしくは属領の法律に準拠して設立されもしくは存続する法人、信託もしくはその他事業体、または執行者もしくは管理者が、かかる者、法人または事業体である財団、（iii）ケイマン諸島の市民もしくは居住者、またはケイマン諸島に住所を有する者もしくは事業体（ケイマン諸島で設立または登録された非課税または非居住者の事業体を除きます。）、（iv）上記（i）、（ii）または（iii）に記載される者または事業体の保管人、名義人または受託者である者。上記（i）から（iv）までのいずれかに該当する者、法人または事業体は、適格投資者ではありません。受託会社は、その裁量により、追加の適格要件を決定することができます。

申込価格

各クラスの受益証券は、直前の評価時点において、信託証書に従い計算される当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価格に相当する申込価格で発行されます。該当するクラスの直近の申込価格は、請求により、管理事務代行会社から入手することができます。

申込手続

受益証券の申込みを行う者および追加の受益証券の申込みを行う受益者は、完成された申込契約書を、該当する申込日の少なくとも4ファンド営業日前の日の午後5時（シンガポール時間）までに管理事務代行会社が受領できるように送付する必要があります。

受益証券は、該当する申込日に発行されます。

申込みは、英文目論見書、信託証書および英文目論見書に添付される申込契約書の要項に従うものとします。

適格投資者のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受益証券は、会社、パートナーシップまたは個人の名義でのみ発行されることができます。18歳未満の者のために申込みが行われた受益証券については、両親または法律上の後見人の名義で登録されなければなりません。

申込みは、申込契約の形式で行われなければならない、当該申込契約書は、管理会社をCCとして、申込契約書に記載される管理事務代行会社の住所（電子メールのアドレスを含む）に宛てて送付される必要があります。

申込みは、電子メール（複写され、署名された写し）にて送付することができます。管理会社、受託会社、投資運用会社または管理事務代行会社のいずれも、電子メールで送信された申込みに関して、未受領や判読不能により生じる損失または電子メールによる指示が適切に授權された者から発せられたと誠実に信じて行われた行為に起因して生じた損失について責任を負いません。ただし、電子メールによって送付された申込みは、送信日時ではなく、管理事務代行会社による受信の日時に提出されたものとして取り扱われます。

受益証券は1口単位で発行されます。1口に満たない端数は切り捨てとし、切り捨てられた金額は、ファンドの利益のために留保されます。

管理会社は、その裁量で、または受託会社の指示に基づき、いかなる申込みも、その全部または一部について、理由を示すことなく、拒否することができます。申込みが拒否された場合、支払われた申込代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担で、該当する運用通貨にて可及的速やかに（利息を付すことなく）返還されます。

完成された申込書が管理事務代行会社により受領された時点で、当該申込書は取消不能となります。発行された受益証券の詳細を記載した確認書は、該当する申込日後可及的速やかに、申込みが完了した申込者に対して送付されます。

払込み

該当する申込日の少なくとも4ファンド営業日前の日の午後5時（シンガポール時間）または受託会社が管理会社と協議の上決定するその他の締切時間までに、即時決済可能な資金がファンドの口座で受領される必要があります。

受益証券の払込みは、電信送金により現金（銀行手数料の控除後）で行われるものとし、申込みが行われた受益証券クラスの運用通貨建の決済性資金が必要です。払込みは、申込契約書に詳細が記載されている銀行に送金される必要があります。すべての申込代金は、申込者の名義で保有されている口座から振り込まれなければなりません。第三者による支払は認められません。

電信送金に係る銀行手数料は、申込代金から控除され、控除後の純額が受益証券に投資されるものとします。

受益証券は、該当する申込日まで発行されませんが、申込金額は直ちにファンドの口座に入金され、ファンドの保管資金（利息はつきません）となります。受益証券の発行に先立ち、管理事務代行会社は、該当する申込日の終了直後のファンド営業日に投資が実行されるように、申込金額を解除することができます。管理会社、受託会社、管理事務代行会社のいずれも、申込金額の解除によって申込者が被る損失に対しては責任を負いません。

マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止およびテロ防止対策に関して適用ある法定の要件の遵守を確保するため、管理会社を代理する管理事務代行会社、受託会社および／または投資運用会社（それらの任命する、当該法域の内外の受任者、復受任者もしくは代理人を含む）は、申込者の身元および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を要求します。

受託会社および管理会社は、管理事務代行会社に対して、申込者の身元および住所、税務リスク特性および資金源を確認するため、および／またはファンド、管理会社または投資運用会社を代理していずれの法域の法令規則を遵守するために、管理事務代行会社が必要と考える情報および書類を請求する権限を付与しています。

申込者から入手した情報、または申込者、ファンドまたはその事業に関して入手した情報は、ファンドまたは管理事務代行会社によって、ファンドまたは管理事務代行会社の事業の過程において、法域内外の第三者（主に、関係会社、サービス提供会社および／または規制・司法・税務・行政当局を含む）に対して開示されることがあります。

各申込者は、管理事務代行会社（または管理会社、受託会社もしくは投資運用会社）が要求した情報および書類を提供しなかった場合または当該情報および書類の提供が遅れた場合、当該申込者の申込書の処理の遅延または拒絶、あるいは償還金の支払いの遅延に起因して生じるいかなる損失に対しても、管理会社、受託会社、投資運用会社および管理事務代行会社を免責することを承認し、それに同意するものとします。

通常、管理事務代行会社は、投資者が最初に受益証券を申し込む際に、顧客デューデリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更の結果として、または買戻しに関連して、あるいはその他の理由で、管理事務代行会社は継続的なデューデリジェンスの実施を要求することがあり、したがって管理事務代行会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の身元を確認するのに必要な情報をいつでも要求する権利を留保しています。管理会社を代理する管理事務代行会社、受託会社および／または投資運用会社は、受益証券の譲受人に関しても当該本人確認の証拠書類を要求することができます。

申込者または譲受人からの本人確認証拠書類の提出が遅れる場合や当該書類が提出されなかった場合、管理会社、受託会社、投資運用会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾または当該譲渡の登録を拒否し、当該申込者の保有ポジションを強制的に買戻すことができます。その場合、受領した資金は、当初の振込元の口座宛に利息を付さずに銀行手数料を差し引いた上で返還されるか、受託会社、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社によって、適用されるマネー・ロンダリング防止制度を遵守して取り扱われます。

申込者の情報は、ケイマン諸島内外におけるマネー・ロンダリング防止および反テロ資金供与対策ならびに類似の事項に関連して政府機関、規制当局およびその他の関係機関等から要求があった場合、管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびそれらの各代理人、子会社または関連会社によって、開示される場合があります。申込者は、申込みを行うことによりこれに同意したものとみなされます。

管理会社、受託会社、投資運用会社および管理事務代行会社のいずれかが、ファンドに対する支払い（申込みの場合またはそれ以外の場合）に犯罪行為の収益が含まれている、またはいずれかの取引がマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に何らかの関連があるとの疑いを持った場合、管理会社、受託会社、投資運用会社および／または管理事務代行会社は、法律により、かかる疑いのある支払および取引を報告することが要求されます。かかる報告は、法令その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

ケイマン諸島の居住者は、あるケイマン諸島の居住者が犯罪行為を行っているか、テロ活動もしくはテロリストの財産に係わっていることを知った場合またはその疑いを持った場合またはかかる認識もしくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識もしくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、またはその他の事業、職業もしくは雇用において認識するに至った場合には、（i）それが犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関係する場合には、ケイマン諸島の金融報告庁（以下「FRA」といいます。）または指定の役人（ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に従って任命されます）に対し、または（ii）それがテロ活動もしくはテロリスト金融もしくはテロリスト財産に関係している場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従ってFRAまたは巡査もしくは指定された役人に対し、かかる認識もしくは疑いを報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反または法律その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

受託会社および管理事務代行会社は、受益者への買戻代金の支払いが、関係法域のいずれかの者による反マネー・ロンダリング法または反テロリズム法の違反につながる可能性があるとの疑いを持っている場合またはその旨の助言を受けている場合、またはファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの関連会社または子会社が当該法域の反マネー・ロンダリング法または反テロリズム法を遵守するために必要である場合には、当該受益者への買戻代金の支払いを拒否することができます。

受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連してファンドが要求する表明を行うことが要求されます。さらに、受益証券の申込みを行うことにより、各申込者は、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および国連および英国の枢密院勅令によりケイマン諸島に拡大された欧州連合の制裁リストを含む適用ある制裁リスト（以下「制裁リスト」といいます。）に記載されている、禁止された国、地域、個人または事業体ではないこと、いずれかの制裁リストに記載されている国、地域、個人または事業体と直接的または間接的に関連する者ではないこと、また申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、米国の連邦・州、ケイマン諸島またはその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的または間接的に派生するものではないことを表明するものとします。また、各申込者は、申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、ケイマン諸島、米国の連邦・州またはその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的または間接的に派生するものではないことを表明することが要求されます。

受託会社、管理会社、投資運用会社および管理事務代行会社の各々（ならびにそれらの各受任者、関係会社、子会社、従業員もしくは代理人）は、申込者が要求された情報および書類を提供しなかった場合における申込契約書または買戻請求書の処理の遅延もしくは不処理の結果として生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。申込者からの本人確認情報の提供が遅れるか、当該情報が提供されなかった場合、管理会社、受託会社またはそれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒否するか、かかる情報の提供を条件として発行されている受益証券を強制的に買戻すことができます。申込者から必要情報の提供が遅れたことや当該情報が提供されなかったことに起因してファンドが被った経費、損失または費用は、当該申込者が負担するものとします。受託会社、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社（またはそれらの各受任者、関連会社、子会社、従業員もしくは代理人）は、いかなる場合も、申込みの拒絶または買戻代金の支払の拒絶もしくは遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

AMLオフィサーの任命

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則およびケイマン諸島金融庁が発行したガイダンスに従い、ファンドは、反マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサー、副マネー・ロンダリング報告オフィサー（以下、併せて「AMLオフィサー」といいます。）に自然人を任命することが要求され、AMLオフィサーをそれぞれ任命しています。AMLオフィサーの身元に関する詳細な情報（英文のみ）は、管理会社に連絡することにより入手可能です。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式で発行されます。すなわち、受益者の権原は、ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとし、受益証券の券面は発行されません。受益証券の券面は、受託会社が別段の決定を行う場合を除き、発行されません。管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して、受益証券の発行者として任命され、かつ授權されています。

受益証券は、単一の名義で、または最大4名の共同名義で登録することができます。共同名義で登録される場合、共同保有者は、当該受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、共同保有者のうちいずれか1名の単独の書面による指示に基づいて行為する権限を管理事務

代行会社に付与することができます。かかる授權がない限り、管理事務代行会社は、共同保有者全員の書面による指示に基づいてのみ行為します。

新規発行証券への投資

ファンドが投資する投資先ファンドによっては、ファンドが、米国金融業界規制機構（FINRA）の規則5130および5131の目的上「制限された投資家」であるか否かを判断することを要求することがあります。FINRAの同規則は、制限された投資家による一定の新規公開株式への投資に対して一定の制限を課しています。

ファンドのある投資者または投資者のグループが、ファンドを「制限された投資家」に分類させる原因となる場合、ファンドは、制限された投資家による投資を制限している投資先ファンドに参加しない（または「制限された投資家」として参加する）新たなクラスを作って、当該投資者の受益証券を当該新規クラス（以下「制限付受益証券」といいます。）に転換させる権利を留保しています。同じ投資目的、投資戦略および投資制限が各クラスに適用されますが、除外された投資先ファンドに関する利益および損失は制限付受益証券には配分されないものとし、または制限付受益証券の保有者は、当該投資先ファンドの「制限された投資家」のクラス持分の利益および損失に参加しないものとします。かかる場合、管理会社および受託会社は、制限された者および制限された投資家が保有する受益証券を、対応する新しいクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。制限付受益証券の各クラスは、対応する非制限受益証券クラスと同じ権利および義務を有するものとし、本文中、「クラス」という場合、それに対応する制限付受益証券のクラスも含むものとします。

非制限受益証券の保有者が、当該受益者の地位の変更、FINRAの規則の変更または法律・規制によるその他の要件により、新規発行証券への参加資格を失うことになった場合、受託会社および管理会社は、非制限受益証券を対応するクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。

（2）日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」記載の申込期間に、同証券情報に従って、販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

なお、前記「（1）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。受益証券の申込みに関する照会先は、有価証券届出書「第一部 証券情報 （8）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

2 【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

受益証券の買戻し

受益証券の買戻しを希望する受益者は、管理事務代行会社に対し、買戻請求書に指定される住所宛に、署名された買戻請求書を交付する必要があります。完成された買戻請求書は、該当する買戻日の少なくとも90暦日前(2025年12月30日までに受領した買戻請求については、45暦日前)の

日の午後5時（シンガポール時間）までに、管理事務代行会社が受領する必要があります。かかる時刻を過ぎて受領された買戻請求は、繰り越され、翌買戻日に取り扱われます。ただし、受託会社が投資運用会社と協議の上で当該日後に買戻請求書の提出の受諾を認める場合はこの限りではありません。ただし、いかなる場合も、買戻請求が該当する評価日の評価時点後に管理事務代行会社により受領された場合に、当該買戻請求が当該買戻日付で取り扱われるために受諾されることはないものとします。

（注）「買戻日」とは、各暦月の最初のファンド営業日および／または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。以下同じです。

買戻請求書は、電子メールにより管理事務代行会社に交付することができます。受託会社、管理会社、投資運用会社および管理事務代行会社のいずれも、電子メールの送信エラー、電子メールにより送信された買戻請求書の判読不能または適切に授權された者から発せされたと誠実に信じられる当該電子メールによる指示の結果として行われた行為に起因して生じた一切の損失については責任を負いません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件または類似事項に関連して請求された書類が管理事務代行会社によりまだ受領されていない場合には、買戻代金を保留することができます。受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの代理人もしくは関連会社のいずれも、買戻代金の支払の実行の遅延または拒否の結果として発生した損失について責任を負いません。

1口当たり純資産価格の合計額が10,000,000円（または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するそれより低い金額）を下回る受益証券の買戻請求は、拒絶される場合があります。受益者は、一旦提出した買戻請求書を、受託会社が純資産価額の決定を停止する場合（後述）または投資運用会社が合意するその他の場合を除き取消することはできません。

円建クラスの受益証券の買戻しには、買戻手数料はかかりません。

買戻代金

受益証券は、該当する買戻価格で買戻しが行われます。受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当するクラスの1口当たり純資産価格に相当する金額とします。該当するクラスの受益証券の最新の買戻価格は、請求により管理事務代行会社から入手できます。

決 済

買戻代金は、通常、買戻日後1～2ヶ月以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから速やかに、受益者のリスクおよび費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金支払は、買戻される受益証券の運用通貨建で行われます。いかなる場合も、買戻代金の第三者への支払または第三者の口座への振込みは認められません。

受託会社、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社のいずれかが、ある受益者に対する買戻代金の支払もしくは金銭の分配（もしあれば）によって、いずれかの関係法域におけるいずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止等の法令規則違反を引き起こす可能性があるとの疑いを持つかまたはその旨の助言を受けた場合、またはファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社および管理事務代行会社が関係法域において当該法令規則を確実に遵守するために必要もしくは適切であるとみなす場合、受託会社および／または管理事務代行会社は、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒否する権利を留保します。

投資先ファンドが当該ファンドからの買戻代金の決済を遅延または延期する権限を行使する場合、ファンドは決済を遅らせることができます。

投資先ファンドからの買戻代金の決済に制限や遅延が生じている場合、または上場資産の流動性が低下している場合や不利な市場環境にある場合を含む特定の状況下においては、受託会社

は、買戻金額の全部または一部の支払いを、現物資産の譲渡（清算用の信託、口座または団体に当該資産を移転することにより実行され、買戻しを請求している受益者の利益のために売却またはその他の方法で換金します。）によって行うことができます。譲渡される資産は、本書に記載されている評価規定に従って、該当する買戻日に評価されます。買戻しを請求している受益者が受領する現金手取額は、当該資産が売却または換金された日の当該資産の価値を反映します。清算用の信託、口座または団体の運営費用および資産の管理、売却その他の換金の費用は、買戻しを請求している受益者に支払われる買戻代金から控除されます。

買戻しの繰延べ

一買戻日について受領した買戻請求の全部を充足すると合計でファンドの純資産価額の30%（または受託会社が一般的にまたは特定の買戻日について決定するこれより高い割合）（以下「買戻し閾値」といいます。）を超える受益証券が買い戻される結果となる場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、当該買戻日に受益証券の買戻しを請求している受益者の間で当該買戻請求を按分比例により縮減し、買戻し閾値を上限とする合計額の買戻しのみを実施することができます。完全に充足されていない買戻請求は、翌買戻日に繰り越されますが、他の買戻請求に対する優先権を有しません。受益証券は、買戻しが行われる買戻日の実勢買戻価格で買い戻されます。

強制買戻し

受託会社は、理由の有無にかかわらず、受益者に書面で通知することによって、受託会社が指定する日に、当該受益者の受益証券の全部または一部を買い戻すことができます。ただし、通知は、当該買戻しの5日以上前に行われるものとします。

受託会社は、以下のいずれかを認識した場合、当該受益者が保有する受益証券を買戻すことができます：(i)受益者が適格投資者でなくなった場合、(ii)受益者がいずれかの国、規制当局、政府機関の法令もしくは要件に違反して受益証券を保有している場合、または(iii)受益者による受益証券の継続的な保有により、ファンドや他の受益者に税務上、規制上またはその他の不利な結果となる過度のリスクをもたらすかまたはその可能性があるとして受託会社が判断した場合。受益者は、自らが上記のいずれかの状況に該当することを認識した場合にはいつでも、直ちに受託会社、管理会社および管理事務代行会社へ通知することが要求されます。

特定の受益者を理由に、ファンドの資産からフィー、支払金、源泉徴収または控除の支払いが必要になった場合、受託会社は、当該金額を支払うために、当該受益者の受益証券の一部を買戻すことができます。かかる場合、当該買戻代金は、当該受益者には支払われずに、受託会社から関連する第三者に直接支払われることができます。

受益証券の譲渡

受益証券は、受託会社および投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社または管理会社のいずれかにより、その絶対的な裁量で留保されることができます。

受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針および手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人には、申込契約を締結することが要求され、ファンドの適格投資者の要件を満たすことが要求されます。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、販売会社を通じ、管理事務代行会社に対し、その保有する受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券は、該当する買戻日において、該当する買戻価格で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

当該買戻しが実行される買戻日の90暦日前(2025年12月30日までに受領した買戻請求については、45暦日前)の日本における営業日までに販売会社が受け付けた買戻請求を、ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌月の受付分として取り扱います。

通常、該当する買戻し日から1～2ヶ月以内に、販売会社に対して、ファンドから買戻代金が現金で支払われます。販売会社は、ファンドから買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金を支払います。

買戻代金は、口座約款に従い、円で支払うものとします。

なお、前記「(1)海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、有価証券届出書「第一部 証券情報 (8)申込取扱場所」に記載する販売会社です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 純資産価額の決定

ファンドの純資産価額、各クラスの純資産価額、各クラスの1口当たり純資産価格は、信託証書に定められる以下の評価規定に従い、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社により計算されます。

各クラスの純資産価額の決定の目的上、各クラスに関し、ファンドの帳簿内において、明確に指定された別個の会計記録が設定されます。各受益証券の発行代金に相当する金額が該当するクラスの会計記録の貸方に記録されます。純資産価額の増減（この目的において、新規申込みによる純資産価額の増加、買戻しまたは分配金の支払（もしあれば）による純資産価額の減少および特定の調整（後述）は考慮しません。）は、直前の評価日における各会計記録が示す、純資産価額に対するそれぞれの割合に基づき、各クラスの会計記録に割り当てられます（新規申込み、買戻しまたは分配金（もしあれば）の支払の調整後）。その後、受託会社が当該クラスのみに関連すると判断する、費用、損失、分配、利益、稼得および収益（基準通貨以外の通貨建クラスの為替エクスポージャーのヘッジに係る経費および利益を含みます。）の指定された調整が、各クラスの会計記録に割り当てられます。純資産価額は、信託証書および後述する資産の評価原則に従って決定されます。

各クラスは、通常、1口当たり純資産価格が異なります。あるクラスに関して計算される運用報酬および成功報酬は、当該クラスの純資産価額から控除されます。特定のクラスに関連する報酬および費用は、当該クラスの純資産価額を計算する際に当該クラスに対して請求されます。その他の報酬および費用は、それぞれの純資産価額に応じてクラス間で比例配分されるか、または受託会社が衡平と考えるその他の方法で配分されます。

各評価日の1口当たり純資産価格は、該当するクラスの純資産価額を当該評価時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除して計算されます。1口当たり純資産価格は、受託会社が投資運用会社と協議の上で合理的と考える小数点以下の桁数まで計算され、当該桁数に満たない部分を切り捨てとします。切り捨てられた金額は、ファンドの利益として留保されます。

② 資産の評価

ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

(i) 証券取引所において上場または建値されている証券は、該当する評価日における当該市場が正式にクローズする前の直近の取引価格で評価され、当該日に取引がなかった場合には、入手可能な直近の取引価格で評価されます。証券の価格が複数の取引所で入手可能な場合、当該証券の価格は、当該証券の主要市場を構成する取引所での直近の取引価

格とします。取引所がクローズしている場合、当該取引所において上場または建値されている証券は、当該取引所がクローズする前の取引日における直近の取引価格で評価されます。

- (ii) 取引所で取引されていない集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの株式または受益証券の入手可能な直近の純資産価額で評価されます。集団投資スキームに関して管理事務代行会社が採用している価格設定のヒエラルキーは以下のとおりです（優先順位の高い順）：（１）当該集団投資スキームの管理事務代行会社からの最終的な価格の採用、（２）投資先である集団投資スキームの運用会社からの最終的な価格の採用、（３）投資先である集団投資スキームの管理事務代行会社が決定した見積額の採用、（４）投資先の投資運用会社が決定した見積額の採用、（５）従前の最終的な価格の採用。見積額が採用される場合には、当該スキームの純資産価額がその後変動しても、当該見積額が最終的かつ決定的なものとし、当該集団投資スキームがファンドに適用される可能性のある買戻手数料を課す場合、当該手数料は、発生基準で純資産価額に含まれますが、確定されていない場合は含めないものとし、
- (iii) 証券取引所で取引されていない債券は、定評あるベンダーが提供するフィードを利用して、実現可能見込額の最善の見積額で評価されます。当該フィードは、主要な変数（報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場、ベンチマーク利回り、発行者のスプレッド、ビッド、オファーおよびその他の参照データ、または金利イールドカーブ、債券スプレッド、クレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを考慮した割引キャッシュフロー・モデルが含まれますが、これらに限定されません。）を使用して、マトリックス・アプローチを適用して価格を決定します。利息は、当該証券を取得した日から計上されます。
- (iv) 証券取引所において上場または建値されていない証券は、ブローカーまたは受託会社が投資運用会社と協議の上当該目的のために承認するその他の適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額で評価されます。
- (v) 取引所または市場において取り扱われるまたは取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における該当する決済価格で評価されます。かかる価格が入手できない場合、当該投資の価額は、受託会社が当該目的のために任命する適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額とします。取引所または市場において取り扱われていないまたは取引されていないデリバティブ商品は、当該取引のカウンターパーティーから入手した直近の評価に基づいて評価されます。
- (vi) 現金預金は、額面金額に経過利息を加えた額で評価され、コマーシャルペーパーおよび短期国債は、額面金額に経過利息を加えた額で評価されます。
- (vii) 基準通貨（円）以外の通貨建ての価額（有価証券または現金であるかを問いません。）は、投資運用会社が関連あると考えるプレミアムもしくは割引および為替費用等を考慮しつつ、投資運用会社が当該評価時点の営業終了時において適用あるとみなすレート（公式であるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。

ある特定の資産について、上記の評価方法に従った評価を行うことが不可能もしくは実際的な場合、受託会社およびその受任者は、当該資産の適切な評価を達成するために、その他の一般に認められた評価方法を利用する権利を有します。

上記にかかわらず、投資対象の価額を計算するにあたり、受託会社またはそのいずれかの受任者（管理事務代行会社が含まれますが、これに限定されません。）は、その絶対的な裁量で決定する自動プライシング・サービスに依拠することができます。かかる自動化された情報源から価格が得られない投資対象については、受託会社またはその受任者である管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、他の適切な独立の情報源、独立のブローカー、マーケット・メーカー、

その他の仲介業者または第三者から提供された情報を使用することができます。管理事務代行会社は通常、投資先ファンドの管理事務代行会社が提供する当該ファンドの純資産価格に依拠します。投資運用会社は、投資先ファンドから提供された純資産価額計算書を検討し、かかる評価に対して異議を申し立てる責任を負いますが、管理事務代行会社は、投資運用会社が行った異議申し立てが当該投資先ファンドの管理事務代行会社によって受け入れられない限り、かかる異議を反映しないものとします。受託会社、投資運用会社または受託会社の受任者である管理事務代行会社のいずれも、いかなる場合においても、かかるプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカーまたはその他の仲介業者が提供する情報の不正確性に起因する投資対象の価格の計算の過誤を理由に被る損失に対して責任を負いません。

受託会社またはその受任者である管理事務代行会社（および受託会社のその他の受任者）は、その裁量により（ただし、投資運用会社と協議の上で）、その他の評価方法が投資対象の公正価値をより良く反映し、かつ、適切な会計慣行に則ったものであると考える場合には、その他の評価方法の利用を認めることがあります。受託会社は、管理事務代行会社に対して、ファンドの純資産価額の決定およびそれに関する裁量権の行使をそれぞれ委任しています。

投資先ファンドの資産は、容易に観察可能な市場価格を有さない可能性があり、したがって、ファンドに提供される純資産の評価の一部または全部が、重要な観察不能なインプット、複雑なモデルおよび仮定に依拠している可能性があります。また、投資先ファンドの投資運用会社が当該ファンドの評価に重要な役割を担うことがあるため、利益相反が生じる可能性があります。さらに、大部分の投資先ファンドは容易に換金可能ではなく、換金された場合には換金日時時点で評価されるため、ファンドの純資産価額に用いられた価格は、ファンドが実際に換金できる価格とは異なります。

ファンドの投資プログラムの通常の過程において、ファンドが非流動性資産に投資することは意図されていませんが、投資対象の流動性が低下した場合、かかる非流動性投資対象は、投資運用会社と受託会社が合意する独立の第三者評価者によって評価される場合があります。かかる非流動性投資対象の評価方法においては、ポジションの規模や純資産の評価に対する調整の重要性、および（該当する場合）停止期間や停止が解除される決議の予想される時間枠などの要因が考慮されます。かかる要因（該当する場合）は、非流動性の原因となった状況の性質に関する第三者評価者の評価、一般的な市場条件および投資運用会社からのインプットに応じて随時変更される可能性があることに投資者は留意する必要があります。

投資運用会社がファンドの資産の評価において役割を担うことは想定されていませんが（上記のとおり投資先ファンドの評価に対する異議申し立てを除く）、ファンドのいずれかの資産の評価が困難になった場合（上場廃止、純資産価額の停止、非流動性など）、投資運用会社は当該状況ならびに投資運用会社が当該資産の評価に関与する場合について、直ちに受益者に開示するものとします。

純資産価額（またはその一部）が管理事務代行会社以外の者によって算出された場合、当該評価がその時点で有効なファンドの評価方針に従って行われたとしても、CIMAは、ファンドに対し、当該評価を監査人またはその他独立の第三者に検証させるよう要求することができます。

ファンドの年次財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されます。ただし、上記の評価基準は、必ずしもIFRSに従っているわけではありません。

ファンドが適宜採用する評価基準がIFRSから逸脱する場合、IFRSを遵守するために、監査済年次財務書類に必要な調整が行われる場合があります。該当する場合には、IFRSに従って決定された年次財務書類に記載された価額を、上記の評価方針を適用して得られた価額に対して調整するために、年次財務書類に対する注記に調整が含まれる場合があります。悪意または明白な誤りがない限り、本書に定められるファンドの資産および負債の価額の決定は、すべての受益者に対して最終的なものとします。いかなる場合も、またいかなる状況においても、受託会社、管理事務代

行会社または投資運用会社は、ファンドの純資産価額の決定に関して誠実に行われた決定、提供した助言またはその他の作為もしくは不作為に対して、個別に債務または責任を負うことはありません。

上記は、ファンドの純資産価額の計算方針とみなされ、管理事務代行会社は、純資産価額および1口当たり純資産価格を計算する際に当該方針を適用します。

③ 純資産価額および1口当たり純資産価格の公表

ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社によって発行される投資者宛明細書により、毎月、電子メールで受益者に報告されます。ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は、通常、純資産価額の計算の完了後速やかに投資者への報告が可能となります。

④ 純資産価額の計算および／または取引の一時停止

受託会社は、以下の期間の全部または一部について、投資運用会社および管理事務代行会社と協議の上いつでも、以下の一もしくは複数のを一時的に停止することができます。(i)一もしくは複数のクラスの純資産価額の計算、(ii)一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または(iii)一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻し。また受託会社は、別個の独立した権利として、一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期または停止することができます。

- (a) ファンドが保有する投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外にクローズしている期間または当該取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) ファンドの投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延または繰延べ（決済の遅延、制限または停止条項を含む）を実行している期間または資金の引出し、償還もしくは買戻しに関してその他の制限を課している期間
- (c) 緊急事態を構成する状況が存在しており、その結果として、(i) ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、または(ii) ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合
- (d) ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間
- (e) ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間
- (f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキもしくは天災により、またはこれに起因して、投資運用会社または管理事務代行会社のファンドに関する業務の運営が、実質的に中断または閉鎖されている期間
- (g) 受託会社が、ファンドの解散を決議した場合

管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとします。

(2) 【保管】

すべての受益証券は登録形式で発行され、ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。管理会社は、受益証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱います。受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売会社を通じて取得した受益証券は、販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

（３）【信託期間】

ファンドは、2023年３月28日（信託証書の日付）から149年が経過した日に終了します。ただし、ファンドは、これ以外に、後記「（５）その他 ① ファンドの終了」に定めるいずれかの事由が発生した場合には終了されます。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、各年の３月の最終暦日（または受託会社が投資運用会社と協議の上で決定するその他の日）に終了します。最初の会計年度は、2024年３月31日に終了します。

（５）【その他】**① ファンドの終了**

信託期間は、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。

- ・ ファンドを継続することも、別の法域へファンドを移転させることも、違法となるか、または実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合
- ・ 受益者が受益者特別決議（信託証書に定義されます。）によって決定した場合
- ・ 信託宣言の日付（2023年３月28日）から開始し、当該日から149年が経過した日に終了する期間が終了した場合
- ・ 受託会社が投資運用会社と協議の上でファンドを終了させることを決定し、当該決定を受益者に通知した場合。かかる終了は、受託会社による通知の送付日または受託会社が当該通知に特定するそれより後の日から５ファンド営業日以内に開始されます。
- ・ 受託会社が辞任する意思を書面で通知した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入る場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合

また、すべての受益者の受益証券の買戻しが行われ、よって、信託証書に従いファンドの資産の現金化後に信託の受益者が一人もいなくなる場合にも、ファンドは終了されます。

② 信託証書の変更

受託会社は、いかなる目的であれ、当該目的のために適切であると判断する方法および範囲で、証書により信託証書の規定を修正、変更または追加することができます。いかなる修正、変更または追加も、受益者全体の利益が影響を受けるのであれば、受益者決議（信託証書に定義されます。）による承認を得た上でなければ行われたいものとします。ただし、当該修正、変更または追加が以下に該当するものであると受託会社が判断し、その旨を書面で証明する場合はこの限りではありません。

- (a) 受益者の利益を著しく害せず、受託会社またはその他の者を受益者に対する責任から重要な程度で免責する効果を有しないもの
- (b) 会計上、法律上または公的な要件（法的拘束力の有無を問いません。）を遵守可能とするために必要となるもの
- (c) 明らかな誤りを正すために行われるもの

③ 別の法域への移転

受託会社は、受益者の最善の利益に沿うものであると判断した場合、他の国もしくは場所にある別の法域にファンドを移転させることができます。かかる移転には、受益者決議が要求されます。

④ 受託会社の解任

受託会社は、全発行済受益証券の50%超を代表する受益証券の2名以上の保有者の投票により、いつでも解任されます。受託会社は、90日以上前にすべての受益者に書面で通知することにより任意で退任することができますが、退任と同時に、受託会社または受益者によって選任された後任の受託会社が、信託証書に定める方法に従い、新しい受託会社となるものとします。

⑤ 投資運用会社の解任

信託証書に基づき、受託会社は、全発行済受益証券総数の50%超を表示する受益証券を保有する2名以上の保有者の承認を得た場合を除き、投資運用会社を解任することはできません（ただし、投資運用会社の関係会社を任命する場合はこの限りではありません）。

⑥ その他の関係法人の変更

投資運用会社を除き、ファンドに関して任命されたサービス提供会社を変更する場合に受益者の同意は要求されません。また受託会社は、（i）投資運用会社および（ii）販売会社および代行協会員以外のいずれのサービス提供会社も変更することができます（投資運用会社、販売会社および代行協会員は管理会社によって任命されており、その変更は管理会社の同意を条件とします）。また、受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、サービス提供会社の任命の条件（サービス提供会社に支払われる報酬を含む）を変更することに合意することができます。

⑦ 条件の変更

信託証書の規定に従い、受託会社は、潜在的投資者（または既存の受益者）と書面による契約を締結し、当該潜在的投資者（または既存の受益者）との間で、かかる者に関して、ファンドに関する英文目論見書の募集条件の一部または信託証書の規定の適用を放棄または修正すること（他の受益者に適用される条件および英文目論見書に規定される買戻しの一般的条件と異なる条件に基づく報酬および買戻請求権を定めことを含む）を合意することができ、当該受益者に対してファンドの別のクラスの受益証券を発行することを決定できます。

適用法に従い、受託会社は、受益者の承認を得ることなく、英文目論見書を修正して、以下のいずれかの方法で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更することができます。

(a) 重要な点において受益者に悪影響を与えないと受託会社が考える変更を行うこと。

(b) 関連ある規制当局、管轄裁判所、政府または政府機関（税務当局を含む）の意見、指令、命令、法令、判決または規則に含まれる要件、条件またはガイドラインを満たすために必要または望ましい変更を行うこと。ただし、当該変更は、受益者への悪影響を実務上可能な限り最小化する方法で行われるものとする。

受託会社は、受益者決議（信託証書に定義されます。）による受益者の同意を得た上で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更するために英文目論見書を変更することができますが、当該変更は、受益者を差別するものにならないことを条件とします。かかる変更を審議するために招集される集会には、通常、信託証書中の総会に関する規定が準用されるものとします。受託会社が受益者から当該承認を求める場合、変更案の通知を行った後、受託会社は変更案に対する賛否の回答を求めるものとします。受益者からの回答がない場合、受託会社は、当該受益者は変更案に同意したものとみなします。

受託会社は、一部の潜在的受益者または既存受益者との間でサイドレターを締結し、当該受益者に対して、英文目論見書に規定される条件より有利な条件を適用することができます。かかる条件には、例えば、ファンドに将来投資する特別な権利、買戻しの頻度、通知、手数料の減額またはリベートおよび／またはその他の条件の特別な買戻請求権、ファンドに関する報告書をより頻繁に受取る権利および当該受益者との間で合意されるその他の権利が含まれる可能性がありま

す。かかる変更は、受託会社のみ裁量によるものとし、特に、ファンドもしくは関係当事者である投資事業体に対する当該受益者の投資の規模、ファンドに対する当該投資を相当期間継続する旨の当該受益者の合意または当該受益者によるその他のコミットメントに基づく場合があります。

⑧ ファンド資産の保管

信託証書に基づき、受託会社は、各投資対象を受託会社の名義で登録することにより、ファンドの投資対象を信託で保有し、信託証書の権限と規定に従い、受益者の利益のために投資対象を保管することに責任を有します。

かかる保管業務を提供するに当って、受託会社の義務は、各投資対象を受託会社の名義で信託財産の一部として保有することに限定され、受託会社は、各投資対象が受託会社の名義で登録されることを確保する責任を管理事務代行会社またはその他の者に委任することにより、その義務を完全に履行することができます。信託証書に基づき、受託会社は、当該受任者の作為もしくは不作為に関して責任を負いません。

⑨ ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（以下「データ保護法」といいます。）の目的上、受益者に関して提供される個人データならびにファンドに関して個人データが提供される受益者の各代表者、取締役、役員、代理人または実質的所有者の個人データについてのデータ管理者は受託会社とします。個人データは、申込契約書に記載されているケイマン・プライバシー通知に従って取り扱われるものとし、ケイマン・プライバシー通知は、当該個人データが取り扱われる目的、当該データが開示または転送される可能性のある状況、当該データに関する受益者の権利およびその他の事項を定めています。

ファンドは、データ保護法で定義されるデータ取扱者として管理事務代行会社を雇用しています。管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社は、データ取扱者として、以下を行うことが認められています（ただし、以下に限られません）：管理事務代行契約に基づくサービスを提供し、マネー・ロンダリング防止関連の審査および関連行為を行うために個人データ（データ保護法および管理事務代行契約に定義されます。）を取り扱うこと、サービス提供のために個人データをその関連会社、従業員、代理人、受任者、下請業者、信用照会機関、専門アドバイザーまたは管轄当局に開示または転送すること、および税務上および規制上の情報を管轄機関または当局に報告すること。

管理事務代行会社は、データ取扱者として、特に、適用法によって妨げられる場合または別段の要求がある場合を除き、受託会社の文書化された指示に従うことを条件として、当該個人データに基づき行為し、それらを取り扱うものとし、個人データにアクセスするすべての者が適切な守秘義務を負うことを保証するものとし、管理事務代行契約の終了時には、ファンドの選択により、当該個人データは破棄されるか、ファンドに返却されますが、適用法によって当該個人データの返却または消去が妨げられる場合はこの限りではありません。

⑩ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用会社は、受託会社に6ヶ月前に書面で通知することにより、投資運用契約を終了することができます。受託会社は、受益者決議により承認された場合には、6ヶ月前に書面で通知することにより、投資運用契約を終了することができます。投資運用契約は、シンガポールの法律に準拠します。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の当初期間は1年間であり、その後1年ごとに自動更新されます。本契約は、いずれの当事者も、自動更新の前に90日以上前の書面通知をもって終了することができますが、一定の状況においては直ちに終了することができます。管理事務代行契約は、シンガポールの法律に準拠します。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社により後任の代行協会員が指定されることを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

受益証券販売・買戻契約

いずれの当事者も、3ヶ月以上前に書面で通知することにより受益証券販売・買戻契約を終了することができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

② 買戻請求権

受益者は、買戻日において、受益証券の買戻しを、管理事務代行会社に請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

④ 議決権

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時および集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、7日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）までに、受託会社（またはその代理人）により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、（i）受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、または（ii）トラストまたはクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する受益証券を合計で保有する2名以上の受益者とします。議決権を有するすべての受益者および議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各受益証券につき1議決権を有し、保有する受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者および受託会社は、信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

信託証券の規定に従い、受益者集会に提案される可能性のある決議は、受益者の書面決議として提案することができ、全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（またはその受任者）が受領した場合に可決されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

小野・谷田部グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士

小 野 雄作

弁護士

谷田部 耕介

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

小野・谷田部グローバル法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- ① 以下に掲げるファンドの直近2計算期間に関する日本文の財務書類は、IFRS会計基準に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第328条第5項但書の規定の適用によるものです。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。
- ③ ファンドの原文の財務書類は円で表示されています。

（1）【貸借対照表】

MSジャパン ファンズ

財政状態計算書

2026年3月31日現在

		2026年3月31日	2025年3月31日
	注記	円	円
資 産			
現金および現金同等物	4	565,275,098	48,962,467
損益を通じた公正価値測定 of 金融資産	8	5,512,810,521	3,588,280,014
前払投資	5	—	100,000,000
投資売却未収金	6	—	9,252,008
その他受取債権および前払金		13,708,942	9,165,253
資産合計		6,091,794,561	3,755,659,742
負 債			
前受申込代金	7	262,000,000	—
未払運用報酬	9	14,456,338	9,279,418
未払成功報酬	9	51,568,569	10,038,086
未払管理事務代行報酬	10	—	539,424
その他未払債務および未払費用		3,495,127	3,061,794

負債合計(受益者に帰属する純資産を除く)	331,520,034	22,918,722
受益者に帰属する純資産	5,760,274,527	3,732,741,020

[署 名]	[署 名]
サビーナ・ジェリーバンダン	アダム・フォックス
署名権限者	署名権限者

MSジャパン ファンズの受託会社である
オジェ・グローバル・トラスティー（ケイマン）
リミテッドの署名権限者

2026年9月15日

添付の注記は本財務書類と不可分である。

（２）【損益計算書】

MSジャパン ファンズ

包括利益計算書

2026年3月31日に終了した年度

		2026年3月31日に 終了した年度	2025年3月31日に 終了した年度
	注記	円	円
収 益			
損益を通じた公正価値測定の 金融資産に係る実現および 未実現利益	8A	970,058,349	218,095,629
外国為替差(損)／益		21,632,991	(5,420,128)
その他収益		70,354	—
収益合計		991,761,694	212,675,501
費 用			
運用報酬	9	(45,543,859)	(34,376,977)
成功報酬	9	(119,305,563)	(15,597,553)
管理事務代行報酬	10	(3,263,850)	(3,297,276)

受託会社報酬	11	(2,304,765)	(2,304,765)
その他運営費用		(10,083,500)	(9,840,024)
運営費用合計		(180,501,537)	(65,416,595)
受益者に帰属する純資産の 運用による当期中の増加		811,260,157	147,258,906

添付の注記は本財務書類と不可分である。

MSジャパン ファンズ

受益者に帰属する純資産の変動計算書

2026年3月31日に終了した年度

		2026年3月31日に 終了した年度	2025年3月31日に 終了した年度
	注記	円	円
受益者に帰属する純資産（期首）		3,732,741,020	3,109,732,345
受益証券の期中発行		1,521,875,499	1,148,000,000
受益証券の期中買戻し		(305,602,149)	(672,250,231)
受益者に帰属する純資産の 運用による当期中の増加		811,260,157	147,258,906
受益者に帰属する純資産（期末）	13	5,760,274,527	3,732,741,020

添付の注記は本財務書類と不可分である。

MSジャパン ファンズ

キャッシュ・フロー計算書

2026年3月31日に終了した年度

		2026年3月31日に 終了した年度	2025年3月31日に 終了した年度
	注記	円	円

運用活動によるキャッシュ・フロー

受益者に帰属する純資産の運用による

当期中の増加	811,260,157	147,258,906
--------	-------------	-------------

運用資産および負債の変動

損益を通じた公正価値測定金融資産の増加	(1,924,530,507)	(527,521,286)
前払投資の増加／(減少)	100,000,000	(100,000,000)
投資売却未収金の増加／(減少)	9,252,008	(9,252,008)
その他受取債権および前払金の増加	(4,543,689)	(611,487)
未払運用報酬の増加	5,176,920	1,565,340
未払成功報酬の増加	41,530,483	6,176,119
その他未払債務および未払費用の増加／(減少)	433,333	(344,123)
未払管理事務代行報酬の減少	(539,424)	(5,436)
運用活動に使用された正味現金	(961,960,719)	(482,733,975)

財務活動によるキャッシュ・フロー

受益証券の発行収入	1,783,875,499	1,093,000,000
受益証券の買戻支払金	(305,602,149)	(672,250,231)
財務活動から得られた正味現金	1,478,273,350	420,749,769

現金および現金同等物の当期中の

純増加／(減少)	516,312,631	(61,984,206)
----------	-------------	--------------

現金および現金同等物（期首）	48,962,467	110,946,673
----------------	------------	-------------

現金および現金同等物（期末）	4	565,275,098	48,962,467
----------------	---	-------------	------------

添付の注記は本財務書類と不可分である。

MSジャパン ファンズ

2026年3月31日に終了した年度の財務書類と不可分である
財務書類に対する注記

1. ファンド情報

MSジャパン ファンズ（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に準拠して、三田キャピタル・プライベート・リミテッド（以下「管理会社」という。）と、オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）の間で締結された改訂済、再表示済信託証書に基づき、オープン・エンド型ユニット・トラストとして設立され、2023年6月12日に、ケイマン諸島のミューチャル・ファンド法（2021年改正）に基づきケイマン諸島金融庁(CIMA)に登録されている。ファンドの登記上の事務所は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9909、カマナ・ベイ、ネクス・ウェイ 89のオジエ・グローバル（ケイマン）リミテッドに置いている。

ファンドの投資活動は、ファンドの投資運用会社としても行為する管理会社によって管理され、管理事務代行業務は、アセント・ファンド・サービスズ（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）に委託されている。

ファンドは、2023年7月3日に運用を開始した。

ファンドの投資目的は、投資配分の分散を維持しつつ、主に日本市場に投資する日本の金融商品に焦点を当てたヘッジファンド、および／または日本市場および／または日本の金融商品に関連性を有するヘッジファンドに投資することにより、リスクを管理しながら、長期的に安定した投資リターンを投資家に提供することである。ファンドは、元本の保全に重点を置きつつ、魅力的な絶対リターンの達成を目指す。

2026年および2025年3月31日に終了した各年度において、ファンドには従業員はいない。

本書中別段の記載がない限り、語句の定義は、ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）に従うものとする。英文目論見書は、本財務書類と共に読む必要がある。

2. 作成の基準

(a) コンプライアンス（法令遵守）の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって発行されたIFRS会計基準に準拠して作成されている。

(b) 測定の基準

損益を通じた公正価値で保有される金融資産および金融負債を除き、本財務書類は、取得原価主義に基づき作成されている。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または償還金額で表示されている。

(c) 機能通貨および表示通貨

本財務書類は、ファンドの機能通貨である日本円（本文中「円」という。）で表示されており、1円未満は四捨五入されている。ファンドは、円を、ファンドの基礎となる取引、事象および条件の経済的な影響を最も公平に表す通貨と考えている。

(d) 会計方針の適用に際しての判断および見積りの不確実性の主要因

IASBによって発行されたIFRS会計基準に準拠した財務書類の作成に当たって、経営者には、会計方針の適用ならびに報告される資産、負債、収益および費用の金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の業績は、かかる見積りと異なる可能性がある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、当該見積りが修正される期間ならびに影響を及ぼす将来の期間において認識される。

本財務書類の作成に会計方針を適用するに当たって、管理会社および受託会社には、将来のキャッシュ・フローおよびその他の推移（将来の取引もしくは事象の蓋然性、タイミングもしくは金額を含む）に関する仮定および見積りを伴う判断を適用することが要求される。

公正価値測定全体におけるある特定のインプットの重要性の評価には、当該資産または負債に固有の要因を考慮した上での判断が必要となる。何が「観察可能」であるかを決定するには、ファンドによる重要な判断が要求される。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配信もしくは更新され、信頼性があり検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立の情報源によって提供される市場データを、観察可能なデータとみなす。

ファンドの投資ポートフォリオは、ゲート、ロックアップ、買戻しの停止またはサイドポケットを発動できる投資先ファンドへの投資で構成されており、ファンドは、これらの要因を考慮した上で、報告された当該投資先ファンドの純資産価額に調整を加える場合がある。かかる投資の評価は、重要な判断の対象となり、市場情報の入手可能性に左右される。当該投資先ファンドの帳簿価額は、買戻しの際に最終的に実現される価額と著しく異なる可能性がある。

ファンドは、会計方針の適用に当って、上記以外に重要な判断を行っていない。また、上記以外に、資産および負債の帳簿価額に重大なリスクを与えるまたは重要な調整が必要となるような見積りの不確実性の要因はない。

３．重要性のある会計方針に関する情報

(a) 金融商品

金融資産および金融負債は、ファンドが当該金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識される。損益を通じた公正価値測定区分に分類されるものを除くすべての金融資産および金融負債は、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識される。

ファンドが認識済みの金額を相殺する法的に執行可能な権利を有し、かつ純額ベースで決済する意思がある場合（または資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合）には、金融資産と金融負債は相殺され、財政状態計算書に純額で表示される。

金融資産は、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または企業が当該金融資産を譲渡し、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合に認識を中止する。

金融負債は、それが消滅した時点で認識を中止する。これは、契約で定められた債務が履行された場合、取消された場合または失効した場合に生じる。

金融資産

ファンドは、当初認識後、以下の両方の基準に基づき、その金融資産を償却原価測定区分または損益を通じた公正価値測定区分に分類する。

- ・ 当該金融資産の管理に関するファンドの事業モデル
- ・ 当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価測定の金融資産

金融資産は、それが契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有され、かつその契約条件により、特定の日に、元本および元本残高に対する金利のみからなるキャッシュ・フローが生じる場合、償却原価で測定される。ファンドについては、現金および現金同等物、前払投資、投資売却未収金およびその他受取債権を含む、財務要素を含まない短期債権がこの分類に含まれる。

金融資産の分類にあたっては、当該金融資産を管理する事業モデルの評価が重要な要素となる。ファンドは、特定の事業目的を達成するために金融資産のポートフォリオがどのように管理されているかを考慮して、事業モデルを決定する。

償却原価で測定される金融資産については、ファンドの予想信用損失（ECL）に関する会計方針に従い、適切な予想信用損失引当金を損益に認識する。

損益を通じた公正価値測定の金融資産

金融資産は、以下のいずれかに該当する場合、損益を通じた公正価値で測定される：

- (a) 金融商品の契約条件が、特定の日に、元本および元本残高に対する金利のみからなる（SPPI）キャッシュ・フローを発生させない。
- (b) 金融商品が、契約上のキャッシュ・フローの回収目的または契約上のキャッシュ・フローの回収目的と売却目的の両方の事業モデルの下で保有されていない。
- (c) 金融資産を、損益を通じた公正価値測定区分に不可逆的に指定することにより、そのような指定を行わなければ資産もしくは負債の測定または資産もしくは負債に係る利得および損失の認識を異なる基準で行うことから生じる測定上または認識上の不整合が解消または大幅に削減される場合には、当該金融資産は、当初認識時に不可逆的に損益を通じた公正価値測定区分に指定される。

ファンドの投資ポートフォリオは、公正価値基準で管理されかつ運用成績が評価される。ファンドは、主に、公正価値情報に焦点を置き、資産の運用成績の評価および意思決定の際には当該情報を使用する。ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じた公正価値測定区分に不可逆的に指定するオプションを選択していない。結果的に、すべての投資は、損益を通じた公正価値で測定される。

金融負債

償却原価測定金融負債

この分類に含まれるのは、損益を通じた公正価値測定区分に分類される金融負債以外のすべての金融負債である。ファンドについては、前受申込代金、未払運用報酬、未払成功報酬、未払管理事務代行報酬、ならびにその他未払債務および未払費用がこの分類に含まれる。

従って、ファンドは、その投資ポートフォリオのすべてを、損益を通じた公正価値測定の金融資産または金融負債に分類している。

ファンドの方針により、管理会社または受託会社には、これらの金融資産および金融負債に関する公正価値ベースの情報を、他の関連する財務情報と併せて、評価することが要求される。

公正価値測定の原則

公正価値とは、原則として、測定日に市場参加者間で行われる秩序ある取引において、資産を売却した際に受け取るかまたは負債を移転した際に支払うであろう価格である。かかる価格がない場合は、当該日にファンドがアクセスできる最も有利な市場である。負債の公正価値は、その不履行リスクを反映する。

活発な市場において取引されない金融資産および負債の公正価値は、評価技法を用いて決定される。ファンドは、各期末における市場条件に基づき、様々な方法を用い、仮定を行う。これらの評価技法は一定程度的見積りを伴うが、かかる見積りの程度は、金融商品の複雑性と市場データの入手可能性に左右される。金融資産または金融負債の各種類の公正価値を決定する際に適用した方法および仮定は、注記13に記載されている。

減 損

償却原価で測定される金融資産は、各期末に見直しが行われる。ファンドは、IFRS第9号に従って、一般的アプローチを適用する。

ファンドは、当初認識以降に信用リスクが著しく増加した場合、残存期間予想信用損失(ECL)に相当する金額で損失引当金を測定する。期末において信用リスクが当初認識以降著しく増加していない場合、ファンドは、12ヵ月ECLに相当する金額で損失引当金を測定する。

ファンドのECLに対するアプローチは、発生確率で加重平均した結果、貨幣の時間価値、合理的かつ裏付け可能な情報（当該情報は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測に関して過度の費用や労力を要せず期末現在入手可能なものとする）を反映している。取引相手方の著しい財務上の困難、取引相手方が破産または財務再編に入る可能性、支払の不履行はすべて、損失引当金が必要となる可能性がある指標とみなされる。

信用が毀損されているとみなされる程度まで信用リスクが増大した場合、受取利息は、損失引当金を調整したグロスの簿価に基づき計算される。

(b) 外貨取引

取引および収支

外貨建取引は、取引日における実勢の為替レートにより換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、期末の当該外貨の実勢の終値である為替レートで、機能通貨である円に換算される。公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の当該外貨の実勢の為替レートで円に換算される。取得原価で計上される外貨建非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて円に換算される。

損益を通じた公正価値測定の外貨建の金融資産に係る為替差損益は、包括利益計算書の「損益を通じた公正価値測定の金融資産に係る実現および未実現利益」の一部として計上される。その他の資産帯負債に係る実現および未実現為替差損益も包括利益計算書に計上され、「為替差(損)/益」に開示される。

(c) 現金および現金同等物

現金は、手元現金ならびに銀行およびその他の金融機関における要求払預金で構成される。現金同等物は、当初の契約満期が3ヶ月以内で、予め決められた金額に容易に換金可能な、価値の変動について僅少なリスクしか負わない流動性の高い短期投資である。現金および現金同等物は、投資その他の目的というよりは、短期の現金債務の履行目的で保有される。

(d) 費用

すべての費用は、発生基準で、包括利益計算書に認識する。

(e) 税金

ファンドは、ケイマン諸島政府から、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する課税を免除する旨の約束を受領している。

ファンドが受領する利息収益および配当収益は、その発生国で課税される源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる収益は、包括利益計算書において、当該税金を含むグロスの金額で計上され、課税された源泉徴収税は、別の行に認識する。

(f) 受益証券

ファンドによって発行されるすべての受益証券は、投資者に対して、買戻日のファンドの純資産に対する当該受益者の受益証券に比例した価額の現金を対価とする買戻しを請求する権利を与えている。IAS第32号「金融商品：表示」（以下「IAS32」という。）に従って、当該金融商品は、プッタブル（プット可能な）金融商品の定義を満たしている。プッタブル金融商品は、その特徴に応じて、負債または持分性金融商品として識別される。

受益証券は、IAS32に基づく持分性金融商品の基準を満たしていないので、金融負債として分類される。

受益者に対する債務は、「受益者に帰属する純資産」として財政状態計算に表示され、その他すべての負債を控除した後のファンドの残存資産に基づき決定される。

(g) 2025年1月6日から強制適用されている基準、公表済基準の解釈および改訂

2025年1月6日より、ファンドは、2025年1月6日に開始するファンドの会計期間に強制適用となる新基準ならびに既存の基準に対する改訂基準および解釈指針を適用した。IFRS会計基準の要件に対するこれらの改訂の適用の結果、ファンドの会計方針および財務書類に重要な変更は生じていない。

基準：	内容：	以下の日以降に 開始する 年次期間より 強制適用：
IAS第21号の改訂	外国為替レートの変動の影響：交換可能性の欠如	2025年1月1日

(h) 強制適用されていない公表済新基準、改訂基準および解釈指針（早期適用されていない）

公表されているが、当会計年度については強制適用されない新基準、基準・解釈指針の改訂がいくつかあるが、これらについて本財務書類の作成においては早期適用されていない。

基準：	内容：	以下の日以降に 開始する 年次期間より 強制適用：
年次改善第11巻	年次改善第11巻	2026年1月1日
IFRS第9号および IFRS第7号	金融商品の分類および測定	2026年1月1日
IFRS第18号	財務諸表の表示および開示	2027年1月1日

受託会社は、本財務書類の承認日現在公表済であるが強制適用されていない新基準、解釈指針および改訂の適用が最初に適用される期間の財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと予想しているが、IFRS第18号については、その影響を評価中である。

(i) 関連当事者

以下に該当する場合、当事者はファンドの関連当事者とみなされる。

(a) 当事者が以下に該当する個人または当該個人の近親者である場合：

- (i) 当該個人がファンドに対して支配または共同支配を有している場合
- (ii) 当該個人がファンドに対して重要な影響を有している場合、または
- (iii) 当該個人が、ファンドまたはファンドの親会社の経営幹部の一員である場合

または、

(b) 当事者が以下の条件のいずれかに該当する事業体である場合：

- (i) 当該事業体とファンドが同じグループの一員である場合
- (ii) 一方の事業体が他方の事業体の関連会社またはジョイント・ベンチャー（または、他方の事業体の親会社、子会社もしくは兄弟会社）である場合
- (iii) 当該事業体とファンドが同じ第三者のジョイント・ベンチャーである場合
- (iv) 一方の事業体が第三者事業体のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体が当該第三者事業体の関連会社である場合
- (v) 当該事業体が、ファンドまたはファンドの関連事業体の従業員のための退職後給付制度である場合
- (vi) 当該事業体が(a)で識別される個人により支配または共同で支配されている場合
- (vii) (a)(i)で識別される個人が当該事業体に対し重要な影響力を有するか、または当該事業体（もしくは当該事業体の親会社）の経営幹部の一員である場合、および
- (viii) 当該事業体または当該事業体が属するグループのいずれかのメンバーが、ファンドまたはファンドの親会社に対して経営幹部サービスを提供している場合

4. 現金および現金同等物

2026年3月31日現在、現金および現金同等物は、ファンドの支払銀行であるDBSバンク・リミテッドで保有される残高565,275,098円（2025年：48,962,467円）で構成される。2026年および2025年の各3月31日現在、現金および現金同等物の使用に課せられる制限は存在しない。

5. 前払投資

前払投資は、IPO申請に関して投資先企業に支払った前払金である。2026年3月31日現在、前払投資はない（2025年：100,000,000円）。

6. 投資売却未収金

投資売却未収金は、株式、債券またはその他金融資産等の投資の売却により当社が受領する見込みである金額をいい、投資の買い手に対する金銭的請求権を表す。2026年3月31日現在、投資売却未収金はない（2025年：9,252,008円）である。

7. 前受申込代金

前受申込代金は、翌会計年度におけるファンドの参加受益証券の申込みの対価として受益者から受領した金額を表す。受益者は、受益証券の発行より前にファンドに申込代金を預けることを求められる場合がある。

2026年3月31日現在、ファンドが前受で受領した申込代金は、262,000,000円（2025年：なし）である。

8. 損益を通じた公正価値測定 of 金融資産

	2026年3月31日現在	2025年3月31日現在
	円	円
損益を通じた公正価値測定 of 金融資産		
－投資先ファンドへの投資	5,512,810,521	3,588,280,014
損益を通じた公正価値測定 of 金融資産合計	5,512,810,521	3,588,280,014

投資先ファンドへの投資

非上場オープン・エンド型投資ファンドへの投資の公正価値は、無監査で無調整の純資産価額に基づき決定される。無調整の純資産価額は、測定日（または概ね測定日）現在、投資先ファンドの受益証券が報告可能な純資産価額で買戻可能である場合に用いられる。投資先ファンドの会計期間がファンドの会計期間と一致していないため、または会計期間は一致しているが測定日に監査済の純資産価額が入手可能となっていないため、投資先ファンドへの投資は、無監査の純資産価額に基づき評価されている。

投資先ファンドの監査済財務書類とファンドの監査済財務書類はその会計期間が一致していないため、または一致しているが測定日に監査済財務書類が入手可能となっていないため、2026年3月31日現在の投資先ファンドへの投資の評価額5,512,810,521円（2025年：3,191,770,246円）は、各投資先ファンドの管理事務代行会社によって計算された各純資産価額に基づくものである。

8A. 損益を通じた公正価値測定 of 金融資産に係る実現および未実現利益

2026年および2025年3月31日に終了した各年度について、損益を通じた公正価値測定 of 金融資産の実現および未実現利益は以下のとおり構成される。

	2026年3月31日 に終了した年度	2025年3月31日 に終了した年度
	円	円
損益を通じた公正価値測定 of 金融資産 に係る実現および未実現利益		
実現利益	193,744,983	1,116,105
未実現利益	776,313,366	216,929,524
損益を通じた公正価値測定 of 金融資産 に係る実現および未実現利益合計	970,058,349	218,095,629

9. 投資運用報酬

運用報酬

投資運用契約に基づき、ファンドは、投資運用会社に対し、円建クラスの受益証券について、毎月、その純資産価額の1.0%の12分の1の料率による投資運用報酬を支払う。運用報酬は、毎月計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

当期の運用報酬は、包括利益計算書に開示されており、当期末現在未払いの運用報酬は、財政状態計算書に開示されている。

成功報酬

ファンドは、投資運用会社に対して、円建クラスの受益証券について、ハイウォーターマークを超える成功報酬計算期間中の1口当たり純資産価格の値上がり額の10%に相当する成功報酬を支払う。成功報酬は、毎月計算され、四半期毎に後払いで支払われる。

成功報酬は、各成功報酬計算期間の末日に計算・計上され、投資運用会社には、四半期毎に後払いで、各暦四半期末日後可及的速やかに円で支払われる。ファンドは、成功報酬を取り戻すこと（クローバック）はできない。成功報酬計算期間末日に計上された成功報酬は、たとえ投資運用会社にその全額が支払われていない場合であっても、その後のファンドの運用成績の結果により減額されることはないものとする。上記のクラスの受益証券の純資産価額の増加が当該月の前回のハイウォーターマークを超えない限り、当該受益証券について成功報酬が支払われることはない。

成功報酬計算期間の途中で投資運用契約が終了する場合、その時の成功報酬計算期間の成功報酬は、当該終了日を当該成功報酬計算期間の末日として計算され、支払われる。

当期の成功報酬は、包括利益計算書に開示されており、当期末現在未払いの成功報酬は、財政状態計算書に開示されている。

10. 管理事務代行報酬

ファンドは、アセント・ファンド・サービスズ（シンガポール）プライベート・リミテッドと、以下の管理事務代行サービスの提供に関する管理事務代行契約を締結している。

ファンドの会計／管理事務代行業務

管理事務代行会社は、以下の年率による月次の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。

運用資産（AUM）	ベースポイント（年率換算） （月次評価）
最初の1億米ドル	4
次の1億米ドル	3
2億米ドル超	2

ファンドの会計／管理事務代行報酬は、毎月の最低報酬金額を241,497円（年2,897,964円）とする。会計／管理事務代行報酬は、毎月計算され、毎年後払いで支払われる。

また管理事務代行会社は、以下のサービスも提供し、随時合意される報酬を請求する。

財務書類の作成と監査人との連携

管理事務代行会社は、年次財務書類の各セットおよび中間財務書類の各セットの作成につき、財務書類の作成および監査人との連携について報酬を請求する権利を有する。

登録・名義書換代行業務

登録・名義書換代行業務の提供に対して、管理事務代行会社は、ファンドについて、1投資者当りの取引につき取引手数料を請求する権利を有する。

また管理事務代行会社は、適正に負担し、承認されたすべての立替払費用について払戻しを受ける。

当期の管理事務代行会社の報酬は、包括利益計算書に開示されており、当期末現在未払いの管理事務代行会社の報酬は、財政状態計算書に開示されている。

11. 受託会社報酬

受託会社は、年2,304,765円に相当する報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。当該報酬は、管理会社の同意を得た場合にのみ、その時々における受託会社の有効な条件に従って増額されることが出来る。加えて、受託会社は、信託証書に基づくその職務の遂行に際して受託会社が適切に負担したすべての立替払費用についてファンドから払戻しを受ける権利を有する。

また受託会社は、1回限りの設立報酬653,972円を受領する。

当期の受託会社報酬は、包括利益計算書に開示されており、当期末現在未払いの受託会社報酬は、財政状態計算書に開示されている。2026年および2025年の各3月31日現在、未払いとなっている受託会社報酬はない。

12. 受益証券資本

資本管理

ファンドの資本金は、受益者に帰属する純資産によって表示される。ファンドは、月次で申込みおよび受益者の裁量による買戻請求を受諾するため、受益者に帰属する純資産は、月次ベースで大幅に変動する可能性がある。資本管理に当たってのファンドの目的は、受益者ヘリターン、その他のステークホルダーへ利益を提供するため、またファンドの投資活動の展開をサポートする強固な資本ベースを維持するために、継続事業としてのファンドの能力を保護することである。

資本構造の維持または調整のために、ファンドの方針は、以下を遂行することである：

- ・ ファンドの毎月の申込みと買戻しの水準を監視すること、および
- ・ ファンドの設立規約に従って、受益証券を買戻し、新しい受益証券を発行すること。

管理会社は、受益者に帰属する純資産の価額に基づき資本金を監視する。

当期において、資本管理に対するファンドのアプローチに変更は生じていない。

受益証券クラス

ファンドの受益証券のすべてのクラスは、清算の際にファンドによって表示されるファンドの純資産ならびにファンドに帰属する宣言済の配当金およびその他分配金に平等に参加する。

2026年3月31日に終了した年度において、ファンドの受益者の増減は以下のとおりである。

	期首現在 発行済受益証券	受益証券の発行	受益証券の買戻し	期末現在 発行済受益証券
	口	口	口	口
受益証券のクラス				
円建クラス	347,855.34	123,512.25	(25,707.04)	445,660.55

2025年3月31日に終了した年度において、ファンドの受益者の増減は以下のとおりである。

	期首現在 発行済受益証券	受益証券の発行	受益証券の買戻し	期末現在 発行済受益証券
	口	口	口	口
受益証券のクラス				
円建クラス	301,025.65	112,111.04	(65,281.35)	347,855.34

期末現在の受益証券1口当たり純資産価格は、以下のとおりである。

	2026年3月31日現在	2025年3月31日現在
	円	円
受益証券のクラス		
円建クラス	12,925.2511	10,730.7280

13. 受益証券1口当たり純資産価格

下表は、英文目論見書に従って決定された純資産価額と、IFRS会計基準に従って決定された純資産価額との間の調整を示したものである。

英文目論見書は、設立費を60ヵ月間で償却する旨規定している。IAS第38号「無形資産」は、設立費を発生時点で費用計上する旨定めている。

	2026年3月31日現在	2025年3月31日現在
	円	円
英文目論見書に基づく受益者に帰属する純資産	5,760,592,640	3,733,185,489
調 整		
設立費未償却額	(318,113)	(444,469)
IFRS会計基準に基づく受益者に帰属する純資産	5,760,274,527	3,732,741,020
受益証券発行済口数	445,660.55	347,855.34
英文目論見書に基づく1口当たり純資産価格	12,925.9649	10,732.0057
IFRS会計基準に基づく1口当たり純資産価格	12,925.2511	10,730.7280

14. 金融商品の開示と関連リスク

ファンドの主な投資目的は、注記1に記載されている。

ファンドの活動によって、ファンドは、市場リスク（市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含む）、信用リスクおよび流動性リスクなど様々な金融リスクにさらされる。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の変動の結果、金融資産の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクであり、市場価格の変動は、個々の証券もしくはその発行体に固有の要因による場合もあれば、市場で取引されるすべての証券に影響を及ぼす要因による場合もある。市場リスクは、市場価格リスク、金利リスクおよび為替リスクで構成される。

市場価格リスク

市場価格リスクとは、市場価格の変動（金利リスクまたは為替リスクに起因する場合を除く）の結果、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクであり、市場価格の変動は、個々の金融商品もしくはその発行体に固有の要因による場合もあれば、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因による場合もある。

下表は、ファンドの価格リスク相当額を分析したものであり、2026年および2025年の各3月31日現在の投資資産の集中を示している：

2026年3月31日現在		
	公正価値（円）	ファンドの総資産に対する比率（％）
損益を通じた公正価値測定の金融資産		
－投資先ファンドへの投資	5,512,810,521	90.50%
2025年3月31日現在		
	公正価値（円）	ファンドの総資産に対する比率（％）
損益を通じた公正価値測定の金融資産		
－投資先ファンドへの投資	3,588,280,014	95.54%

2026年3月31日現在、投資先ファンドへの投資の公正価値が5％増加したと仮定した場合（その他のすべての変数は不変とする）、税引前利益は、約275,640,526円（2025年：約179,414,001円）増加することになる。投資先ファンドへの投資の公正価値が5％減少した場合は、同じ影響額で反対の効果を及ぼす。

ファンドが申込みを行う投資先ファンドによって、ファンドは、間接的に市場価格リスクにさらされる。このリスクは、投資先ファンドの投資運用会社によって監視され、管理される。投資先ファンドの管理会社は、当該リスクの最小化を試みるが、かかる戦略が実施される保証はなく、また実施されたとしても有効である保証はない。この間接的なエクスポージャーによって、上記の感応度分析は、ファンドの市場価格リスクに対するエクスポージャーの影響額の全額を示していない場合がある。

金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。

ファンドは、通常の市場の関連する短期利率が適用される銀行預金を除き、利息が発生する金融商品を保有していない。従って、ファンドがさらされる金利リスクは重要ではない。期末の現金残高は、当期中のファンドの金利リスクに対するエクスポージャーを表示していない。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替レートの変動により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。為替リスクエクスポージャーは、ファンドがその機能通貨以外の通貨で表示される金融資産に投資し、取引を行うことから発生する。

ファンドが申込みを行う投資先ファンドは、ファンドの機能通貨とは異なる通貨で投資する可能性があるため、ファンドは間接的に為替リスクにさらされる。このリスクは、投資先ファンドの投資運用会社によって監視され、管理される。管理会社は、為替先渡契約に投資することによって当該リスクの最小化を試みるが、かかる戦略が実施される保証はなく、また実施されたとしても有効である保証はない。

2026年および2025年の各3月31日現在、損益を通じた公正価値で測定される金融資産の大部分は、円で取引されている。ファンドの資産および負債は圧倒的に機能通貨建てであるので、ファンドがさらされる為替リスクは重要ではない。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方がファンドとの間で締結した義務または約束を履行しないというリスクである。金融資産（投資先ファンドへの投資を除く）の簿価は、期末における信用リスクエクスポージャーの最大額を最もよく表すものである。

2026年3月31日現在、信用リスクにさらされるファンドの金融資産の額は以下のとおりであり、金融資産は、以下の信用リスクの種類に分類される：

2026年3月31日	高品質	平均的品質	低品質	格付なし	合計
	円	円	円	円	円
金融資産					
現金および現金同等物	565,275,098	—	—	—	565,275,098
合計	565,275,098	—	—	—	565,275,098

2025年3月31日現在、信用リスクにさらされるファンドの金融資産の額は以下のとおりであり、金融資産は、以下の信用リスクの種類に分類される：

2025年3月31日	高品質	平均的品質	低品質	格付なし	合計
	円	円	円	円	円
金融資産					
現金および現金同等物	48,962,467	—	—	—	48,962,467
前払投資	—	—	—	100,000,000	100,000,000
投資売却未収金	—	—	—	9,252,008	9,252,008
合計	48,962,467	—	—	109,252,008	158,214,475

高品質、平均的品質および低品質の信用リスクの種類は、以下の信用格付で構成される：

	スタンダード＆ プアーズ	ムーディーズ・ インベスターズ・ サービス	フィッチ
高品質	AAA — BBB-	Aaa — Baa3	AAA — BBB-
平均的品質	BB+ — BB-	Ba1 — Ba3	該当なし
低品質	B+ — B-	B1 — B3	B+ — B-

ファンドの現金および現金同等物は、主にDBSバンク・リミテッドに保有されている。2026年3月31日現在、DBSバンク・リミテッドは、スタンダード＆プアーズによって決定されたAA-の信用格付を有している（2025年3月31日現在：AA-）。

予想信用損失

ファンドは、償却原価で測定される金融資産について、デフォルト率（PD）、デフォルト時エクスポージャー（借入残高）（EAD）およびデフォルト時損失率（LGD）を用いて信用リスクおよびECLsを測定する。経営陣は、ECLの決定において、過去の分析と将来予測的情報の両方を考慮する。これらの金融商品は不履行リスクが低く、カウンターパーティーは、その契約債務を短期で履行する堅固な能力を有していることから、経営陣は、デフォルト率はほぼゼロと考えている。その結果、減損はファンドにとって重要ではないと予想されるため、12ヵ月ECLsに基づく損失引当金は認識されていない。

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドがその金融負債から派生する義務を履行することが困難になるリスクをいう。

ファンドの英文目論見書は、月に1回、受益証券の買戻請求に応じる旨定めており、従って、ファンドは、受益証券の買戻請求を満足させる流動性リスクにさらされる。ファンドの方針では、各暦月の最初の日にのみ買戻請求を認めており、受益者は、45日前に通知しなければならない。

投資先ファンドは、投資者の保護または将来の流動性需要の確保のために買戻しおよび申込みの制限を適用する可能性がある。

下表は、ファンドの金融負債の割引なしの契約上キャッシュ・フローを示したものである。流動性ギャップの分析には、ファンドの負債を含めている。

2026年3月31日	1ヶ月未満	1-6ヶ月	6ヶ月超	無期限 の満期	合計
	円	円	円	円	円
金融負債					
前受申込代金	262,000,000	—	—	—	262,000,000
未払成功報酬	—	51,568,569	—	—	51,568,569
未払運用報酬	—	14,456,338	—	—	14,456,338
その他未払債務および未払費用	—	3,495,127	—	—	3,495,127
受益者に帰属する純資産	—	5,760,274,527	—	—	5,760,274,527
流動性ギャップ	<u>262,000,000</u>	<u>5,829,794,561</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>6,091,794,561</u>
2025年3月31日	1ヶ月未満	1-6ヶ月	6ヶ月超	無期限 の満期	合計
	円	円	円	円	円
金融負債					
未払成功報酬	—	10,038,086	—	—	10,038,086
未払運用報酬	—	9,279,418	—	—	9,279,418
その他未払債務および未払費用	—	3,061,794	—	—	3,061,794
未払管理事務代行報酬	539,424	—	—	—	539,424
受益者に帰属する純資産	—	3,732,741,020	—	—	3,732,741,020
流動性ギャップ	<u>539,424</u>	<u>3,755,120,318</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>3,755,659,742</u>

15. 財政状態計算書で認識された公正価値測定

下表は、当初認識後に公正価値で測定される金融商品について、公正価値が観察可能である程度に基づきレベル1～3に分類して分析したものである：

- レベル1の公正価値測定のインプットは、活発な市場における同一の資産または負債の（調整なしの）公表価格である。
- レベル2の公正価値測定のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外の、当該資産または負債について直接的に観察可能であるインプット（すなわち、価格等）または間接的に観察可能であるインプット（すなわち、価格から派生するもの）である。

- ・ レベル3の公正価値測定のインプットは、観察可能な市場データに基づかない、当該資産または負債についてのインプット（観察不能なインプット）を含む、評価技法から得られたインプットである。

2026年3月31日	合 計	レベル1	レベル2	レベル3
	円	円	円	円
損益を通じた公正価値測定の金融資産				
投資先ファンドへの投資	5,512,810,521	—	5,512,810,521	—
合 計	5,512,810,521	—	5,512,810,521	—

2025年3月31日	合 計	レベル1	レベル2	レベル3
	円	円	円	円
損益を通じた公正価値測定の金融資産				
投資先ファンドへの投資	3,588,280,014	—	3,588,280,014	—
合 計	3,588,280,014	—	3,588,280,014	—

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値ヒエラルキーの複数のレベルに該当することがある。このような場合には、公正価値ヒエラルキーにおける当該投資のレベルは、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルを基準とする。ファンドが公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要度を評価する際には、資産または負債に固有の要因を考慮した上での判断が必要となる。何が「観察可能」であるかを決定するには、ファンドによる重要な判断が要求される。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配信もしくは更新され、信頼性があり検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立の情報源によって提供される市場データを、観察可能なデータとみなす。

評価方法

評価技法を用いて決定される公正価値

損益を通じた公正価値測定の金融資産の公正価値が評価技法を用いて決定される場合、かかる方法および仮定は、評価される金融商品に応じて様々である。

投資先ファンドへの投資

投資先ファンドへのファンドの投資は、当該投資先ファンドの管理事務代行会社によって計算された期末の当該投資先ファンドの純資産価額に基づく価格で評価されている。

ファンドは、日々買戻しが可能な投資先ファンドを、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類する。

ファンドが測定日の純資産価額でその投資の買戻しを受けることができる場合、当該投資はレベル2の公正価値測定に分類され、ファンドが測定日の純資産価額でその投資の買戻しを受けることはできないが、将来の日に当該投資の買戻しが可能な場合、ファンドは、買戻しが行われるまでの期間の長さを考慮して、当該投資がレベル2またはレベル3のどちらに分類されるかを決定する。

投資先ファンドは、投資者の保護または将来の流動性需要の確保のために、買戻しおよび申込みに制限を課す場合がある。

振替え

ファンドのレベル間の振替えは、当期の末日に発生したものとみなされる。2026年および2025年3月31日に終了した各年度中に公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替えはなかった。

16. 関連当事者取引

関連当事者取引は、価格が請求されるか否かを問わず、関連当事者とファンドの間の資源、サービスまたは債務の移転である。当事者の一方が、他方の当事者を支配する能力または財務上もしくは経営上の意思決定において他方の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有する場合、またはファンドの経営幹部の一部である場合には、関連当事者であるとみなされる。以下は、ファンドの関連当事者および関連当事者との取引の詳細である。

(a) 受託会社

当期中、受託会社によって請求され、当期末現在未払いとなっている受託会社の報酬の詳細は、包括利益計算書および注記11に開示されている。

(b) 投資運用会社

当期中、投資運用会社によって請求され、当期末現在未払いとなっている運用報酬および成功報酬の詳細は、包括利益計算書および注記9に開示されている。

すべての関連当事者取引は、別段の記載がない限りにおいて、通常の商業上の条件に基づき、アームズレングス基準で行われている。

17. 後発事象

当期末以降、本財務書類に記載されている数値または開示内容の修正を必要とするような重要な事象は生じていない。

(3) 【投資有価証券明細表等】

MSジャパン ファンズ

投資有価証券明細表

2026年3月31日現在

(無監査)

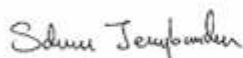
	銘 柄 名	国	業種	通貨	数 量	時 価		純資産 に対する 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	
1	Ariake Feeder Fund 1 - Class B1 Unit	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	13,028.00	46,200.71	601,902,785.00	10.45
2	Penta Japan Value Fund LP	英領バージ ン 諸島	ヘッジ ファンド	円	300,000,000.00	1.77	530,312,205.00	9.21
3	HIBIKI PATH AOBA FUND - SERIES 1 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	3,821.14	114,164.87	436,240,459.00	7.57
4	Bengal 2 Investors - Class A Units - Series 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,219.83	286,545.21	349,536,383.00	6.07
5	Blue Swell Japan Market Neutral Fund Lead Series	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	2,718.92	120,368.46	327,271,796.00	5.68
6	Brahman Kova Japan Fund JP Series 03/24	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	2,457.22	111,322.40	273,543,995.00	4.75
7	LIM Japan Event Fund - Yen Class Share NR - Series 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	5,320.06	50,813.00	270,328,158.00	4.69

8	UMJ Galleyla Fund - JPY Class B Units - Series 1	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	7,713.00	34,894.20	269,139,002.00	4.67
9	Sengu Japan Long Short Fund	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,000.00	253,468.16	253,468,155.00	4.40
10	Jin Japan Fund Class F - NonRestricted - Initial	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,052.59	236,647.39	249,093,448.00	4.32
11	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Series 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	10,069.94	22,786.21	229,455,790.08	3.98
12	SILQ Capital Japan - B JPY Unrestricted - Jul 23	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,801.24	123,089.10	221,713,275.00	3.85
13	UMJ Ouka Feeder Fund - Class JPY AU - Series 1	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	7,375.72	28,314.11	208,837,046.00	3.63
14	Aya Japan Feeder Fund - Class B	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	2,000.00	101,218.98	202,437,950.00	3.51
15	Kikaku Offshore Fund - Series B	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	2,000.00	95,082.37	190,164,748.00	3.30
16	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jul25	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	750.00	221,868.64	166,401,478.00	2.89
17	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Seies 09/25	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	9,811.70	16,220.97	159,155,368.96	2.76
18	UMJ Galleyla Fund - JPY Class B Units - Series 16	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	15,000.00	10,495.14	157,427,063.00	2.73
19	BRAHMAN KOVA JAPAN FUND SP CLASS F SERIES 01/26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,500.00	100,161.44	150,242,160.00	2.61
20	BRAHMAN KOVA JAPAN FUND SP CLASS F SERIES 04/25	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	1,000.00	101,791.28	101,791,280.00	1.77
21	Sengu Japan Long-Short Fund Series-A Jan26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	500.00	202,212.81	101,106,407.00	1.76
22	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jan26	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	250.00	202,386.65	50,596,663.00	0.88
23	NAVF Select Side Pocket 3	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	501.25	15,912.92	7,976,314.88	0.14
24	NAVF Select Side Pocket 2 - Trancom	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	円	218.21	21,394.55	4,668,590.08	0.08

MS Japan Funds

Statement of financial position as at 31 March 2026

		31 March 2026 JPY	31 March 2025 JPY
	<i>Notes</i>		
Assets			
Cash and cash equivalents	4	565,275,098	48,962,467
Financial assets at fair value through profit or loss	8	5,512,810,521	3,588,280,014
Investment in advance	5	-	100,000,000
Receivable from sale of investment	6	-	9,252,008
Other receivables and prepayments		13,708,942	9,165,253
Total assets		<u>6,091,794,561</u>	<u>3,755,659,742</u>
Liabilities			
Subscriptions received in advance	7	262,000,000	-
Management fees payable	9	14,456,338	9,279,418
Performance fees payable	9	51,568,569	10,038,086
Administrator fees payable	10	-	539,424
Other payables and accruals		3,495,127	3,061,794
Total liabilities (excluding net assets attributable to unitholders)		<u>331,520,034</u>	<u>22,918,722</u>
Net assets attributable to unitholders		<u>5,760,274,527</u>	<u>3,732,741,020</u>



Sabina Jerrybandan

Authorised Signatory

as authorised signatories of
Ogier Global Trustee (Cayman) Limited
as Trustee of MS Japan Funds

15 September 2026



Adam Fox

Authorised Signatory

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MS Japan Funds

Statement of comprehensive income for the year ended 31 March 2026

		For the year ended 31 March 2026 JPY	For the year ended 31 March 2025 JPY
	Notes		
Income			
Realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss	8A	970,058,349	218,095,629
Foreign exchange gain/(losses) on translation		21,632,991	(5,420,128)
Other income		70,354	-
Total income		<u>991,761,694</u>	<u>212,675,501</u>
Expenses			
Management fees	9	(45,543,859)	(34,376,977)
Performance fees	9	(119,305,563)	(15,597,553)
Administrator fees	10	(3,263,850)	(3,297,276)
Trustee fees	11	(2,304,765)	(2,304,765)
Other operating expenses		(10,083,500)	(9,840,024)
Total operating expenses		<u>(180,501,537)</u>	<u>(65,416,595)</u>
Increase in net assets attributable to unitholders from operations for the year		<u>811,260,157</u>	<u>147,258,906</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MS Japan Funds

Statement of changes in net assets attributable to unitholders for the year ended 31 March 2026

		For the year ended 31 March 2026 JPY	For the year ended 31 March 2025 JPY
	<i>Note</i>		
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year		3,732,741,020	3,109,732,345
Issue of units during the year		1,521,875,499	1,148,000,000
Redemption of units during the year		(305,602,149)	(672,250,231)
Increase in net assets attributable to unitholders from operations for the year		<u>811,260,157</u>	<u>147,258,906</u>
Net assets attributable to unitholders at the end of the year	<i>13</i>	<u>5,760,274,527</u>	<u>3,732,741,020</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MS Japan Funds

Statement of cash flows for the year ended 31 March 2026

		For the year ended 31 March 2026 JPY	For the year ended 31 March 2025 JPY
	Note		
Cash flows from operating activities			
Increase in net assets attributable to unitholders from operations for the year		811,260,157	147,258,906
Changes in operating assets and liabilities			
Increase in financial assets at fair value through profit or loss		(1,924,530,507)	(527,521,286)
Increase/(decrease) in investment in advance		100,000,000	(100,000,000)
Increase/(decrease) in receivable from sale of investment		9,252,008	(9,252,008)
Increase in other receivables and prepayments		(4,543,689)	(611,487)
Increase in management fees payable		5,176,920	1,565,340
Increase in performance fees payable		41,530,483	6,176,119
Increase/(decrease) in other payables and accruals		433,333	(344,123)
Decrease in administrator fees payable		(539,424)	(5,436)
Net cash used in operating activities		<u>(961,960,719)</u>	<u>(482,733,975)</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from issuance of units		1,783,875,499	1,093,000,000
Payments on redemption of units		(305,602,149)	(672,250,231)
Net cash provided by financing activities		<u>1,478,273,350</u>	<u>420,749,769</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents for the year		516,312,631	(61,984,206)
Cash and cash equivalents at the beginning of the year		48,962,467	110,946,673
Cash and cash equivalents at the end of the year	4	<u>565,275,098</u>	<u>48,962,467</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

1 Fund information

MS Japan Funds (the “Fund”) whose registered office is located at Ogier Global (Cayman) Limited, 89 Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9009, Cayman Islands was established as an open-ended unit trust under the laws of the Cayman Islands pursuant to the amended and restated Trust Deed executed by Mita Capital Pte. Ltd. (the “Manager”) and Ogier Global Trustee (Cayman) Limited (the “Trustee”) (the “Trust Deed”) and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) under the Cayman Islands Mutual Funds Act (2021 Revision) on 12 June 2023.

The Fund’s investment activities are managed by the Manager, which also acts as the Investment Manager of the Fund, with the administration delegated to ASCENT Fund Services (Singapore) Pte. Ltd. (the “Administrator”).

The Fund commenced operations on 3 July 2023.

The investment objective of the Fund is to provide stable investment returns to the investors over the long-term while managing risk by investing in hedge funds with a focus on Japanese products primarily in the Japanese market and/or where there is a nexus to Japanese markets and/or Japanese products, whilst maintaining a diversified investment allocation. The Fund will target to achieve attractive absolute returns while focusing on capital preservation.

The Fund had no employees during the year ended 31 March 2026 and 2025.

Capitalised terms are defined within the Private Offering Memorandum (“POM”) of the Fund, unless otherwise defined herein, which should be read in conjunction with the financial statements.

2 Basis of preparation

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”).

(b) Basis of measurement

The financial statements are prepared on a historical cost basis except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss. Other financial assets and financial liabilities are stated at amortised cost or redemption amount.

(c) Functional and presentation currency

The financial statements are presented in Japanese yen (“JPY”) and rounded to the nearest JPY, which is the Fund’s functional currency. The Fund considers JPY as the currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

2 Basis of preparation *(continued)*

(d) Judgements in applying accounting policies and key sources of estimation uncertainty

The preparation of the financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards as issued by the IASB requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results could differ from these estimates. Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

Application of the accounting policies in the preparation of the financial statements requires the Manager and Trustee to apply judgement involving assumptions and estimates concerning future cash flows and other developments, including the likelihood, timing or amount of future transactions or events.

Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The investment portfolio of the Fund consists of investments in underlying investment funds which are subject to gates, lock ups, halts to redemptions or side pockets and the Fund may make adjustments to the reported net asset value of the fund based on these considerations. The valuation of such investments is subject to significant judgement and depends on the availability of market information. The carrying value of the funds may be materially different to the values ultimately realised on redemption.

The Fund has made no other significant judgements in applying its accounting policies nor are there any other sources of estimation uncertainty that may have a significant risk or result in a material adjustment to the carrying amount of assets and liabilities.

3 Material accounting policy information

(a) Financial instruments

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Fund becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially recognised at their fair value plus directly attributable transaction costs for all financial assets or financial liabilities not classified at fair value through profit or loss.

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when the Fund has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial assets expire or when the entity transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished. This occurs when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

3 Material accounting policy information (continued)

(a) Financial instruments (continued)

Financial assets

The Fund classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at fair value through profit or loss on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial asset;
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset.

Financial assets measured at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. The Fund includes in this category short-term non-financing receivables including cash and cash equivalents, investment in advance, receivable from sale of investment and other receivables.

An assessment of business models for managing financial assets is fundamental to the classification of a financial asset. The Fund determines the business models at a level that reflects how groups of financial assets are managed together to achieve a particular business objective.

For financial assets at amortised cost, appropriate allowances for expected credit losses ("ECLs") are recognised in profit or loss in accordance with the Fund's accounting policy on ECLs.

Financial assets measured at fair value through profit or loss

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at fair value through profit or loss when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

The Fund's investment portfolio is managed and performance is evaluated on a fair value basis. The Fund is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets' performance and to make decisions. The Fund has not taken the option to irrevocably designate any equity securities as fair value through other comprehensive income. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

3 Material accounting policy information (continued)

(a) Financial instruments (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at fair value through profit or loss. The Fund includes in this category short-term payables including subscriptions received in advance, management fees payable, performance fees payable, administrator fees payable, and other payables and accruals.

As such, the Fund classifies all of its investment portfolio as financial assets or liabilities as fair value through profit or loss.

The Fund's policy requires the Manager and the Trustee to evaluate the information about these financial assets and liabilities on a fair value basis together with other related financial information.

Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principle or, in its absence, the most advantageous market to which the Fund has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. These valuation techniques involve a degree of estimation, the extent of which depends on the instrument's complexity and the availability of market based data. The methods and assumptions applied in determining the fair values of each class of financial assets or financial liabilities are disclosed in note 13.

Impairment

Financial assets that are measured at amortised cost are reviewed at each reporting date. The Fund applies the general approach in accordance with IFRS 9.

The Fund measures the loss allowance at an amount equal to the lifetime expected credit loss ("ECL") if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Fund shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month ECL.

The Fund's approach to ECL reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions. Significant financial difficulties of the counterparty, probability that the counterparty will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are all considered indicators that a loss allowance may be required.

If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the gross carrying amount adjusted for the loss allowance.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

3 Material accounting policy information (continued)

(b) Foreign currency translation

Transactions and balances

Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to JPY, the functional currency, at the foreign currency closing exchange rate prevailing at the reporting date. Non-monetary items that are measured at fair value in a foreign currency shall be translated to JPY at the foreign currency exchange rates prevailing at the dates that the values were determined. Non-monetary items that are carried at historical cost in a foreign currency shall be translated to JPY using the exchange rates as at the dates of the initial transactions.

Resulting exchange differences on the financial assets at fair value through profit or loss in foreign currencies are recorded in the statement of comprehensive income as part of the “Realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss”. Realised and unrealised exchange differences on other assets and liabilities are also recorded in the statement of comprehensive income and disclosed within “Foreign exchange gain/(losses) on translation”.

(c) Cash and cash equivalents

Cash comprises cash on hand and demand deposits with banks and other financial institutions. Cash equivalents are short-term highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value and which have an original contractual maturity date of three months or less. Cash and cash equivalents are held for the purpose of meeting short-term cash commitments rather than for investment or other purposes.

(d) Expenses

All expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accrual basis.

(e) Taxation

The Fund has received an undertaking from the Cayman Islands government exempting it from paying taxes on income, profits or capital gains.

Interest and dividend income received by the Fund may be subject to withholding tax imposed in the country of origin. This income is recorded gross of such taxes and the corresponding withholding tax is recognised as a separate line item in the statement of comprehensive income.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

3 Material accounting policy information (continued)

(f) Units

All units issued by the Fund provide investors with the right to require redemption for cash at the value proportionate to the unitholders' unit in the Fund's net assets at the redemption date. In accordance with IAS 32, *Financial Instruments: Presentation* ("IAS 32"), such instruments meet the definition of puttable instruments. Puttable instruments may be identified as liability or equity instruments depending on their features.

The units do not meet the criteria of an equity instrument under IAS 32 and are classified as a financial liability.

The liability to unitholders is presented in the statement of financial position as "*net assets attributable to unitholders*" and is determined based on the residual assets of the Fund after deducting all other liabilities.

(g) Standards, interpretations and amendments to published standards effective from 6 January 2025

From 6 January 2025, the Fund adopted new standards, amendments and interpretations to existing standards that are mandatory for the Fund's accounting period beginning on 6 January 2025. The adoption of these revisions to the requirements of IFRS Accounting Standards did not result in substantial changes to the Fund's accounting policies and financial statements.

Standards	Description	Effective for annual periods beginning on or after*
Amendments to IAS 21	The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates: Lack of Exchangeability	1 Jan 2025

(h) New standards, amendments and interpretations issued but not yet effective and not early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations have been issued but are not yet effective for the current financial period, and have not been early adopted in the preparation of these financial statements.

Standards	Description	Effective for annual periods beginning on or after*
Annual Improvements Volume 11	Annual Improvements — Volume 11	1 Jan 2026
Amendments to IFRS 9 and IFRS 7	Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments	1 Jan 2026
IFRS 18	Presentation and Disclosure in Financial Statements	1 Jan 2027

The Trustees anticipate that the adoption of new standards, interpretations and amendments that were in issue at the date of authorisation of these financial statements, but are not yet effective, will not have a material impact on the Fund's financial statements in the period of initial application, with the exception of IFRS 18, the impact of which is still being assessed.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

3 Material accounting policy information *(continued)*

(g) Related parties

A party is considered to be related to the Fund if:

- (a) the party is a person or a close member of that person's family and that person
 - i. has control or joint control over the Fund;
 - ii. has significant influence over the Fund; or
 - iii. is a member of the key management personnel of the Fund or of a parent of the Fund; or
- (b) the party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i. the entity and the Fund are members of the same group;
 - ii. one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii. the entity and the Fund are joint ventures of the same third party;
 - iv. one entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity;
 - v. the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Fund or an entity related to the Fund; the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vi. a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - vii. the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the reporting entity or to the parent of the reporting entity.

4 Cash and cash equivalents

As at 31 March 2026, cash and cash equivalents comprise balances held with the payment bank of the Fund, DBS Bank Limited, of JPY 565,275,098 (2025: JPY 48,962,467). As at 31 March 2026 and 2025, no restrictions in the use of cash and cash equivalents exist.

5 Investment in advance

The investment in advance represents the amounts paid in advance to the investee companies for the IPO applications. As at 31 March 2026, the investment advances amounting to JPY Nil (2025: JPY 100,000,000).

6 Receivable from sale of investment

Receivable from the sale of an investment refers to the amount of money a company expects to receive from selling an investment, such as a stock, bond, or other financial asset. It represents a financial claim against the buyer of the investment. As at 31 March 2026, the receivable from sale of investment amounting to JPY Nil (2025: JPY 9,252,008).

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

7 Subscriptions received in advance

Subscriptions received in advance represent the amounts received from unitholders for subscriptions to participating units of the Fund after financial year end. Unitholders may be required to deposit the amounts with the Fund prior to the issuance of units.

At 31 March 2026, Fund had the subscriptions received in advance amounting to JPY 262,000,000 (2025: JPY Nil).

8 Financial assets at fair value through profit or loss

	31 March 2026 JPY	31 March 2025 JPY
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>		
- Investment in underlying funds	<u>5,512,810,521</u>	<u>3,588,280,014</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>5,512,810,521</u>	<u>3,588,280,014</u>

Investment in underlying funds

The fair value of investment in the unlisted open-ended investment funds is determined based on unaudited and unadjusted NAV. The unadjusted NAV is used when the units in a fund are redeemable at the reportable NAV at, or approximately at, the measurement date. Investment in underlying funds have been valued based on unaudited NAV, either because they are non-coterminous with the Fund or, where they are coterminous, because audited NAV is not available as at the measurement date.

As at 31 March 2026, investments in underlying funds amounting to JPY 5,512,810,521 (2025: JPY 3,191,770,246) are based on net asset values as calculated by the administrators of the underlying funds as the audited financial statements of the underlying funds are either not co-terminous with that of the Fund or, where they are coterminous, audited financial statements are not yet available.

8A Realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss

For the year ended 31 March 2026 and 2025, the realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	For the year ended 31 March 2026 JPY	For the year ended 31 March 2025 JPY
Realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss:		
Realised gains	<u>193,744,983</u>	<u>1,116,105</u>
Unrealised gains	<u>776,313,366</u>	<u>216,929,524</u>
Total realised and unrealised gains on financial assets at fair value through profit or loss	<u>970,058,349</u>	<u>218,095,629</u>

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

9 Investment manager fees

Management fee

Pursuant to the investment management agreement, the Fund pays the Manager an investment management fee at one twelfth (1/12) of one per cent (1.0%) per month of the net asset value of the Class JPY Units. Such fees are calculated monthly and payable quarterly in arrears.

The management fees for the year are disclosed in the statement of comprehensive income and the management fees payable at the year end are disclosed in the statement of financial position.

Performance fee

The Fund pays the Manager a performance fee in respect of Class JPY Units will be equal to ten per cent (10%) of the appreciation in the net asset value per Unit during the Performance Period above the high water mark. The performance fee is calculated monthly and payable quarterly in arrears.

The performance fee will be calculated and will accrue at the end of each performance period and will be paid quarterly to the Manager in Yen in arrears as soon as reasonably practicable after the end of each calendar quarter. Performance fees are not subject to any clawback and once accrued at the end of a performance period the performance fee will not be reduced as a result of the subsequent performance of the Fund, notwithstanding that it may not have been fully paid to the Manager. No performance fee is paid in respect of the above-mentioned classes of units unless the increase in the net asset value of that unit exceeds the previous high water mark in the relevant month.

If the Investment Management Agreement is terminated during a performance period, the performance fee in respect of the then current performance period will be calculated and paid as though the date of termination were the end of the relevant performance period.

The performance fees for the year are disclosed in the statement of comprehensive income and the performance fees payable at the year end are disclosed in the statement of financial position.

10 Administrator fees

The Fund has entered into an administration agreement with ASCENT Fund Services (Singapore) Pte. Ltd., to provide the following administrative services.

Fund accounting /administration

The Administrator is entitled to receive a monthly administration fee at an annual rate as follow:

Asset Under Management	Basis Point (annualised) (Monthly Valuation)
First USD 100 million	4
Next USD 100 million	3
Thereafter	2

The fund accounting/administration fee is subject to a minimum monthly fee of JPY 241,497 (JPY 2,897,964 per annum). The accounting/administration fee is calculated monthly and payable annually in arrears.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

10 Administrator fees (continued)

The Administrator also provides the following services, and charges fees as agreed from time to time.

Financial statements preparation and audit liaison

The Administrator is entitled to charge a financial statements preparation and audit liaison fee for the preparation of each set of annual financial statements and for the preparation of each set of interim financial statements.

Registrar and transfer agency

For the provision of registrar and transfer agency fees the administrator is entitled to charge a transaction fee per investor transaction for the Fund.

The Administrator is also reimbursed for all properly incurred and approved out of pocket expenses.

The Administrator's fees for the year are disclosed in the statement of comprehensive income and the Administrator's fees payable at the year end are disclosed in the statement of financial position.

11 Trustee fees

The Trustee shall be entitled to receive, out of the assets of the Fund, a fee equal to JPY 2,304,765 per annum. Such remuneration may be increased in accordance with the Trustee's terms and conditions in force from time to time but only with the consent of the Manager. In addition the Trustee is entitled to reimbursement by the Fund of all out of pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties under the Trust Deed.

The Trustee will also receive a one time set up fee of JPY 653,972.

The Trustee fees for the year are disclosed in the statement of comprehensive income and the Trustee fees payable at the year end are disclosed in the statement of financial position. As at 31 March 2026 and 2025, there are no outstanding Trustee fees payable.

12 Capital units

Capital Management

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders. The net assets attributable to unitholders can change significantly on a monthly basis as the Fund is subject to monthly subscriptions and redemptions at the discretion of unitholders. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

In order to maintain or adjust the capital structure, the Fund's policy is to perform the following:

- Monitor the level of monthly subscriptions and redemptions of the Fund; and
- Redeem and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Fund.

The Manager monitor capital on the basis of the value of net assets attributable to unitholders.

There were no changes in the Fund's approach to capital management during the period.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

12 Capital units (continued)

Unit class

All unit classes of the Fund participate equally in such net assets of the Fund as are represented by the Fund on liquidation and in any dividends and other distributions attributable to the Fund as may be declared.

Movement in unitholders of the Fund for the year ended 31 March 2026 was as follows:

Unit class	Units at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units at the end of the year
Class JPY Units	347,855.34	123,512.25	(25,707.04)	445,660.55

Movement in unitholders of the Fund for the year ended 31 March 2025 was as follows:

Unit class	Units at the beginning of the year	Units issued	Units redeemed	Units at the end of the year
Class JPY Units	301,025.65	112,111.04	(65,281.35)	347,855.34

Net asset value per unit as at reporting date:

Unit class	31 March 2026 JPY	31 March 2025 JPY
Class JPY Units	12,925.2511	10,730.7280

13 Net asset value per unit

The following schedule shows the reconciliation between the NAV determined in accordance with the POM and the NAV determined in accordance with IFRS Accounting Standards.

The POM states that the start-up costs should be amortised in 60 months. IAS 38, *Intangible Assets* ("IAS 38") states that start-up costs should be expensed when incurred.

	31 March 2026 JPY	31 March 2025 JPY
Net assets attributable to unitholders in accordance with the POM	5,760,592,640	3,733,185,489
Adjustments		
Unamortised start-up costs	(318,113)	(444,469)
Net assets attributable to unitholders in accordance with IFRS Accounting Standards	5,760,274,527	3,732,741,020
Number of outstanding units	445,660.55	347,855.34
NAV per unit in accordance with the POM	12,925.9649	10,732.0057
NAV per unit in accordance with IFRS Accounting Standards	12,925.2511	10,730.7280

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

14 Financial instrument disclosures and associated risks

The principal investment objective of the Fund is disclosed in note 1.

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including market price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

(a) Market risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices whether those changes are caused by factors specific to the individual security or its issuer or factors affecting all securities traded in the market. Market risk comprises market price risk, interest rate risk and currency risk.

Market price risk

Market price risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices (other than those arising from interest rate risk or currency risk), whether those changes are caused by factors specific to the individual financial instruments or its issuer, or factors affecting similar financial instruments traded in the market.

The following table analyses the Fund's exposures to price risk and sets out the concentration of the investment assets at 31 March 2026 and 2025.

	31 March 2026	
	Fair value JPY	% of the Fund's total assets
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Investments in underlying funds	5,512,810,521	90.50%
	31 March 2025	
	Fair value JPY	% of the Fund's total assets
Financial assets at fair value through profit or loss		
- Investments in underlying funds	3,588,280,014	95.54%

As at 31 March 2026, had the fair value of the investments in underlying funds increased by 5% with all other variables held constant, profit before tax would have increased by approximately JPY 275,640,526 (2025: JPY 179,414,001). A 5% decrease in the fair value of the investments in underlying funds would have an equal but opposite effect.

The funds, to which the Fund subscribes, indirectly expose the Fund to market price risk. This risk is monitored and managed by the investment managers of the funds. The funds' managers may try to mitigate these risks but there can be no assurance that such strategies will be implemented, or if implemented, will be effective. Because of this indirect exposure the sensitivity analysis discussed above may not fully indicate the total effect of the market price risk exposure of the Fund.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

14 Financial instrument disclosures and associated risks (continued)

(a) Market risk (continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates.

The Fund has no interest-bearing financial instruments except for cash at banks which is subject to normal market related short-term interest rates. Therefore, the Fund is not exposed to significant interest rate risks. The cash balance at period end does not represent the Fund exposure to interest rate risk during the reporting period.

Currency risk

Currency risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in foreign exchange rates. Currency risk exposure arises from the Fund investing in financial instruments and entering into transactions which are denominated in currencies other than its functional currency.

The funds, to which the Fund subscribes, may invest in currencies different to the functional currency of the Fund and therefore indirectly expose the Fund to currency risk. This risk is monitored and managed by the investment managers of the funds. The Manager may try to mitigate these risks by investing in forward currency contracts but there can be no assurance that such strategies will be implemented, or if implemented, will be effective.

As at 31 March 2026 and 2025, the majority of the financial assets at fair value through profit or loss are traded in JPY. As the Fund's assets and liabilities are predominately denominated in the functional currency, the Fund is not exposed to material currency risk.

(b) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Fund. The carrying values of financial assets (excluding any investments in underlying funds) best represents the maximum credit risk exposure at the reporting date.

At 31 March 2026, the Fund financial assets exposed to credit risk amounted to the following, and financial assets are classified into credit risk classes as follows:

31 March 2026	High quality JPY	Average quality JPY	Low quality JPY	No rating JPY	Total JPY
<i>Financial assets</i>					
Cash and cash equivalents	565,275,098	-	-	-	565,275,098
Total	565,275,098	-	-	-	565,275,098

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

14 Financial instrument disclosures and associated risks (continued)

(b) Credit risk (continued)

At 31 March 2025, the Fund financial assets exposed to credit risk amounted to the following, and financial assets are classified into credit risk classes as follows:

31 March 2025	High quality JPY	Average quality JPY	Low quality JPY	No rating JPY	Total JPY
<i>Financial assets</i>					
Cash and cash equivalents	48,962,467	-	-	-	48,962,467
Investment in advance	-	-	-	100,000,000	100,000,000
Receivable from sale of investments	-	-	-	9,252,008	9,252,008
Total	48,962,467	-	-	109,252,008	158,214,475

The high quality, average quality and low quality credit risk classes are made up of the following credit ratings:

	Standard & Poor's	Moody's Investors Service	Fitch
High quality	AAA – BBB-	Aaa – Baa3	AAA – BBB-
Average quality	BB+ – BB-	Ba1 – Ba3	N/A
Low quality	B+ – B-	B1 – B3	B+ – B-

The Fund's cash and cash equivalents are held mainly with DBS Bank Limited which as at 31 March 2026 has a credit rating of AA- (2025: AA-) as determined by Standard & Poor's.

Expected credit loss

The Fund measures credit risk and ECLs on financial assets measured at amortised cost using probability of default, exposure at default and loss given default. Management considers both historical analysis and forward-looking information in determining any ECL. Management consider the probability of default to be close to zero as these instruments have a low risk of default and the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognised based on 12-month ECLs as any such impairment would be wholly insignificant to the Fund.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting obligations arising from its financial liabilities.

The Fund's POM provides for the monthly redemption of units and it is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions. The Fund's policy only allows for redemptions on the first day of each calendar month and unitholders must provide 45 days notice.

Underlying investment funds may have applied redemption and subscription restrictions in order to protect investors or to ensure future liquidity needs.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

14 Financial instrument disclosures and associated risks (continued)

(c) Liquidity risk (continued)

The table below shows the contractual, undiscounted cash flows of the Fund's financial liabilities at the reporting date. For the analysis of the liquidity gap, the liabilities of the Fund are included.

31 March 2026	Less than 1 month JPY	Between 1-6 months JPY	Greater than 6 months JPY	Indefinite maturity JPY	Total JPY
<i>Financial liabilities</i>					
Subscription received in advance	262,000,000	-	-	-	262,000,000
Performance fees payable	-	51,568,569	-	-	51,568,569
Management fees payable	-	14,456,338	-	-	14,456,338
Other payables and accruals	-	3,495,127	-	-	3,495,127
Net assets attributable to unitholders	-	5,760,274,527	-	-	5,760,274,527
Liquidity gap	262,000,000	5,829,794,561	-	-	6,091,794,561
 31 March 2025	 Less than 1 month JPY	 Between 1-6 months JPY	 Greater than 6 months JPY	 Indefinite maturity JPY	 Total JPY
<i>Financial liabilities</i>					
Performance fees payable	-	10,038,086	-	-	10,038,086
Management fees payable	-	9,279,418	-	-	9,279,418
Other payables and accruals	-	3,061,794	-	-	3,061,794
Administrator fees payable	539,424	-	-	-	539,424
Net assets attributable to unitholders	-	3,732,741,020	-	-	3,732,741,020
Liquidity gap	539,424	3,755,120,318	-	-	3,755,659,742

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

15 Fair value measurements recognised in the statement of financial position

The tables below provides an analysis of financial instruments that are measured subsequent to initial recognition at fair value, grouped into levels 1 to 3 based on the degree to which the fair value is observable:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

31 March 2026	Total JPY	Level 1 JPY	Level 2 JPY	Level 3 JPY
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>				
Investment in underlying funds	5,512,810,521	-	5,512,810,521	-
Total	5,512,810,521	-	5,512,810,521	-
 31 March 2025	 Total JPY	 Level 1 JPY	 Level 2 JPY	 Level 3 JPY
<i>Financial assets at fair value through profit or loss</i>				
Investment in underlying funds	3,588,280,014	-	3,588,280,014	-
Total	3,588,280,014	-	3,588,280,014	-

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, an investment's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability. The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

Valuation methods

Fair value determined using a valuation technique

Where the fair value of financial assets at fair value through profit or loss is determined using a valuation technique, the methods and assumptions will vary according to the instrument being valued.

MS Japan Funds

Notes to and forming part of the financial statements for the year ended 31 March 2026

15 Fair value measurements recognised in the statement of financial position *(continued)*

Valuation methods *(continued)*

Investment in underlying funds

The Fund's investments in underlying funds are priced based on the funds' NAV as calculated by the administrators of such funds as at the reporting date.

The Fund classifies underlying funds which allow for daily redemptions in level 1 of the fair value hierarchy.

If the Fund has the ability to redeem its investment at NAV at the measurement date, the investment will be categorised as a level 2 fair value measurement and if the Fund cannot redeem its investment at NAV at the measurement date but the investment may be redeemable at a future date, the reporting entity considers the length of time until the investment will be redeemable in determining whether it will be categorised as level 2 or level 3.

Underlying investment funds may have applied redemption and subscription restrictions in order to protect investors or to ensure future liquidity needs.

Transfers

The Fund's transfers between levels are assumed to occur on the last day of the reporting period. There were no transfers between the levels of the fair value hierarchy during the year ended 31 March 2026 and 2025.

16 Related party transactions

Related party transactions are transfers of resources, services or obligations between related parties and the Fund, regardless of whether a price has been charged. Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions or is part of key management of the Fund. The following provides details on the related parties of the Fund and transactions with the related parties.

(a) Trustee

The listing of the Trustee is shown on page 1. Details of Trustee's fees charged by Trustee during the year and outstanding at the reporting date are disclosed in the statement of comprehensive income and note 11.

(b) Manager

Details of management and performance fees charged by the Investment Manager during the year and outstanding at the reporting date are disclosed in the statement of comprehensive income and note 9.

All related party transactions were made at arm's length on normal commercial terms and conditions, unless otherwise stated.

17 Events after the reporting date

There were no material events after the reporting date, which necessitate revision of the figures or disclosures included in these financial statements.

MS Japan Funds

Portfolio of Investments

as at 31 March 2026

(Unaudited)

	Security	Country	Security Type	Currency	Quantity	Market Price (JPY)	Market Value (JPY)	% of Net Assets
1	Ariake Feeder Fund 1 - Class B1 Unit	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	13,028.00	46,200.71	601,902,785.00	10.45
2	Penta Japan Value Fund LP	British Virgin Islands	Hedge Fund	JPY	300,000,000.00	1.77	530,312,205.00	9.21
3	HIBIKI PATH AOBIA FUND - SERIES 1 01/26	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	3,821.14	114,164.87	436,240,459.00	7.57
4	Bengal 2 Investors - Class A Units - Series 3	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,219.83	286,545.21	349,536,383.00	6.07
5	Blue Swell Japan Market Neutral Fund Lead Series	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	2,718.92	120,368.46	327,271,796.00	5.68
6	Brahman Kova Japan Fund JP Series 03/24	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	2,457.22	111,322.40	273,543,995.00	4.75
7	LIM Japan Event Fund - Yen Class Share NR - Series 3	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	5,320.06	50,813.00	270,328,158.00	4.69
8	UMJ Galleyla Fund - JPY Class B Units - Series 1	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	7,713.00	34,894.20	269,139,002.00	4.67
9	Sengu Japan Long Short Fund	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,000.00	253,468.16	253,468,155.00	4.40
10	Jin Japan Fund Class F - NonRestricted - Initial	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,052.59	236,647.39	249,093,448.00	4.32
11	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Seies 01/26	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	10,069.94	22,786.21	229,455,790.08	3.98
12	SILQ Capital Japan - B JPY Unrestricted - Jul 23	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,801.24	123,089.10	221,713,275.00	3.85
13	UMJ Ouka Feeder Fund - Class JPY AU - Series 1	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	7,375.72	28,314.11	208,837,046.00	3.63
14	Aya Japan Feeder Fund - Class B	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	2,000.00	101,218.98	202,437,950.00	3.51
15	Kikaku Offshore Fund - Series B	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	2,000.00	95,082.37	190,164,748.00	3.30
16	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jul25	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	750.00	221,868.64	166,401,478.00	2.89
17	NAVF Select (Offshore feeder) Fund LTD Series 09/25	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	9,811.70	16,220.97	159,155,368.96	2.76
18	UMJ Galleyla Fund - JPY Class B Units - Series 16	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	15,000.00	10,495.14	157,427,063.00	2.73
19	BRAHMAN KOVA JAPAN FUND SP CLASS F SERIES 01/26	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,500.00	100,161.44	150,242,160.00	2.61
20	BRAHMAN KOVA JAPAN FUND SP CLASS F SERIES 04/25	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	1,000.00	101,791.28	101,791,280.00	1.77
21	Sengu Japan Long-Short Fund Series-A Jan26	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	500.00	202,212.81	101,106,407.00	1.76

	Security	Country	Security Type	Currency	Quantity	Market Price (JPY)	Market Value (JPY)	% of Net Assets
22	Sengu Japan Long-Short Fund Series-F Jan26	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	250.00	202,386.65	50,596,663.00	0.88
23	NAVF Select Side Pocket 3	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	501.25	15,912.92	7,976,314.88	0.14
24	NAVF Select Side Pocket 2 - Trancom	Cayman Islands	Hedge Fund	JPY	218.21	21,394.55	4,668,590.08	0.08

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年7月末現在)

	円
I 資産総額	6,330,557,881
II 負債総額	60,382,347
III 純資産総額（I－II）	6,270,175,534
IV 発行済受益証券口数	478,052口
V 受益証券1口当たり純資産価格（III／IV）	13,116.09

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 アセント・ファンド・サービシズ（シンガポール）プライベート・リミテッド

取扱場所 シンガポール038988、テマセク・ブルバード8、
サンテック・タワー・スリー #34-03

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（2）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または当該時点でファンドについて発行済みの受益証券の純資産総額の10分の1以上を保有する登録受益者からの書面請求により要請された場合、通知に定められる時期および場所にて受益者集会を招集するものとし、信託証書の別表1の規定が当該集会に適用されるものとします。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、受託会社および投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社または投資運用会社により、その絶対的な裁量で留保されることがあります。

受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針および手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、申込契約を締結することが要求され、ファンドの適格投資者の要件を満たすことが要求されます。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2026年7月末現在の資本金の額は、1,000,000シンガポール・ドル（約125百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式1,000,000株で構成されます。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝125.23円）によります。以下、同じです。

設立日（2019年6月4日）以降、資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の最初の年次株主総会終了後の各年次株主総会において、その時の取締役のうち三分の一の員数の取締役（その員数が三または三の倍数でない場合は三分の一に最も近い数とします。）は退任します。各年において退任する取締役は、その直近の選任以降の就任期間が最長である者としますが、同日に選任された取締役が複数いる場合には抽選により決定されます（ただし、当該取締役の間で別途合意される場合はこの限りではありません）。退任する取締役は再任されることができます。

管理会社の事業は、取締役によってまたは取締役の指図もしくは監督に従って運営されます。取締役は、会社法または本付属定款に従い総会に付託することが要求される場合を除き、管理会社のすべての権限を行使することができます。

取締役は、随時、一またはそれ以上の員数の取締役を、取締役が適切と考える期間および条件に基づき、業務執行取締役として選任することができます。かつ、特定の場合について合意された契約の条件に従い、かかる選任を取り消すことができます。かかる選任を受けた取締役は、その任期中は、上記の取締役の輪番制による退任の対象外とされ、取締役の退任の順番を決定する際に考慮されないものとしますが、理由の如何にかかわらず取締役を退任する場合には、自動的に選任は停止されます。

管理会社の現在の取締役は、以下のとおりです。

氏 名	役 職
三田邦博	CEO兼業務執行取締役
松浦宏太	CIO兼業務執行取締役
瀬川陽一	COO兼業務執行取締役

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、2019年6月4日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社です。

管理会社は、シンガポールにおいて投資信託等の運用業務を行うための資本市場業務免許を保有しており（免許番号CMS101272）、シンガポールの証券先物法に基づき、シンガポール金融庁（MAS）によって規制されます。

管理会社は、信託証書の締結当事者として、信託証書の規定に従い、受託会社を代理して受益証券を発行する権限ならびに受益証券に関して一定の決定（特に、新規クラスの指定および条件の決定ならびに特定投資対象に関する決定）を行う権限を付与されています。

信託証書の規定に従い、管理会社は、信託証書に基づくその権限および義務の適正な履行において、またはファンドに関してまたはファンドに何らかの方法に関連して、管理会社が負担したまた

は管理会社に主張されたすべての責任、債務、損失、請求、主張、手続き、要求、罰金、申立て、判決、訴訟、経費または費用に関して、免責され、ファンドの資産から補償される一定の権利を有します。ただし、これらが管理会社の側の故意の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合を除きます。

信託証書の規定に従い、管理会社は、信託証書に基づき付与された権利、特権、権限、義務、信託および裁量権の全部もしくは一部を委任することができますが、受託会社は当該受任者を監督する義務を負わず、また、当該受任者の作為または不作為を理由に発生した損失について、受託会社は責任を負いません。ただし、当該損失が受託会社の不正行為、故意の不履行または重大な過失の結果として生じた場合はこの限りではありません。

2026年7月末現在、管理会社が管理する投資信託等は、当ファンドを含むケイマン籍契約型投資信託5本、シンガポール籍クローズド・エンド型リミテッド・パートナーシップ1本、およびシンガポール籍変動資本型投資法人2本です。これらの純資産額の合計額は、143,151,001米ドル（約23,007百万円）です。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年7月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）によります。以下、同じです。

3 【管理会社の経理状況】

- a. 以下に掲げる管理会社の直近2会計年度の日本文の財務書類は、シンガポールの財務報告基準に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。
- c. 管理会社の原文の財務書類はシンガポール・ドルで表示されています。日本文の財務書類には、円貨換算額を併記しております。日本円による金額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝125.23円）で換算しております。なお、千円未満の金額は四捨五入しております。

（１）【貸借対照表】

三田キャピタル・プライベート・リミテッド
（シンガポール共和国で設立）貸借対照表
2026年３月31日現在

	注記	2026年		2025年	
		シンガポール・ドル	千円	シンガポール・ドル	千円
資 産					
非流動資産					
固定資産	8	27,327	3,422	109,306	13,688
投資有価証券	9	418,437	52,401	—	—
		445,764	55,823	109,306	13,688
流動資産					
その他債権	10	2,687	336	8,152	1,021
契約資産	4	1,530,357	191,647	467,614	58,559
関係会社に対する債権	11	1,949	244	3,333	417
現金および短期預金	12	925,644	115,918	393,743	49,308
		2,460,637	308,146	872,842	109,306
資産合計					
		2,906,401	363,969	982,148	122,994
負債および株主資本					
非流動負債					
契約負債	4	77,270	9,677	161,393	20,211
流動負債					
その他債務	134	454,458	56,912	119,229	14,931
契約負債	4	84,123	10,535	84,123	10,535
未払法人税		171,528	21,480	—	—
		710,109	88,927	203,352	25,466
負債合計					
		787,379	98,603	364,745	45,677
株主資本および準備金					
株式資本	14	1,000,000	125,230	1,000,000	125,230
留保利益／(累積損失)		1,119,022	140,135	(382,597)	(47,913)
		2,119,022	265,365	617,403	77,317

負債および株主資本合計	2,906,401	363,969	982,148	122,994
-------------	-----------	---------	---------	---------

添付の注記は本財務書類と不可分である。

（２）【損益計算書】

三田キャピタル・プライベート・リミテッド （シンガポール共和国で設立）

損益およびその他包括利益計算書 2026年３月31日に終了した年度

	注記	2026年		2025年	
		シンガポール・ドル	千円	シンガポール・ドル	千円
売上高	4	3,174,021	397,483	1,309,774	164,023
その他収益	5	77,978	9,765	28,746	3,600
一般管理費		(1,578,852)	(197,720)	(1,309,355)	(163,971)
財務費用		—	—	(1,460)	(183)
税引前利益	6	1,673,147	209,528	27,705	3,469
法人税	7	(171,528)	(21,480)	—	—
当期利益 (当期包括利益合計額を表示)		1,501,619	188,048	27,705	3,469

添付の注記は本財務書類と不可分である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッド （シンガポール共和国で設立）

株主資本等変動計算書 2026年３月31日に終了した年度

	株式資本		(繰越損失)／留保利益		株主資本合計	
	シンガポール・ドル	千円	シンガポール・ドル	千円	シンガポール・ドル	千円
2024年４月１日現在	1,000,000	125,230	(410,302)	(51,382)	589,698	73,848

当期利益

(当期包括利益合計額を表示)

	—	—	27,705	3,469	27,705	3,469
--	---	---	--------	-------	--------	-------

2025年3月31日現在

1,000,000	125,230	(382,597)	(47,913)	617,403	77,317
-----------	---------	-----------	----------	---------	--------

当期利益

(当期包括利益合計額を表示)

	—	—	1,501,619	188,048	1,501,619	188,048
--	---	---	-----------	---------	-----------	---------

2026年3月31日現在

1,000,000	125,230	1,119,022	140,135	2,119,022	265,365
-----------	---------	-----------	---------	-----------	---------

添付の注記は本財務書類と不可分である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッド
(シンガポール共和国で設立)

キャッシュ・フロー計算書
2026年3月31日に終了した年度

注記	2026年		2025年	
	シンガポール・ドル	千円	シンガポール・ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前利益	1,673,147	209,528	27,705	3,469
調整：				
固定資産の減価償却費	8	81,979	10,266	81,978
使用権資産の減価償却費		—	—	62,454
財務費用		—	—	1,460
リース終了による利益	5	—	—	(23,847)
投資有価証券に係る公正価値評価益		(3,437)	(430)	—
利息収益	5	(901)	(113)	(2,539)
未実現為替差損		14,260	1,786	98
運転資金の変動額考慮前営業利益		1,765,048	221,037	147,309
運転資金の変動額：				
預金		—	—	5,021
その他債権		4,805	602	93,380
契約資産		(1,062,743)	(133,087)	(50,529)
その他債務		335,229	41,981	(51,594)
契約負債		(84,123)	(10,535)	(84,121)
営業活動から得られた正味現金		958,216	119,997	59,466
投資活動によるキャッシュ・フロー				
投資有価証券の購入		(415,000)	(51,970)	—
関係会社に対する債権		1,384	173	(3,333)

サブリース料の受領	—	—	31,366	3,928
受取利息	—	—	633	79
投資活動(に使用された) / から得られた 正味現金	(413,616)	(51,797)	28,666	3,590
財務活動によるキャッシュ・フロー				
リース負債の返済	—	—	(63,413)	(7,941)
財務活動に使用された正味現金	—	—	(63,413)	(7,941)
現金および現金同等物の				
正味増加額	544,600	68,200	24,719	3,096
期首現金および現金同等物	288,215	36,093	263,594	33,010
保有現金に対する 為替レート変動の影響	(14,260)	(1,786)	(98)	(12)
期末現金および現金同等物	123 818,555	102,508	288,215	36,093

添付の注記は本財務書類と不可分である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッド
(シンガポール共和国において設立)

財務書類に対する注記
2026年3月31日に終了した会計年度

以下の注記は、上記の財務書類と不可分であり、上記の財務諸表と共に読まれるべきである。

1. 会社情報

三田キャピタル・プライベート・リミテッド（以下「当社」という。）は、シンガポールで設立され、シンガポールの居住者であり、本店および登記上の事務所をシンガポール069534、セシル・ストリート105、ジ・オクタゴン #24-03に置いている。

直接および最終の持株会社は、日本とシンガポールでそれぞれ設立された非公開会社である三田証券株式会社と三田ファミリー・オフィス・プライベート・リミテッドである。

当社の主な事業活動は、ファンド運用業および経営コンサルタント業である。

2. 重要性のある会計方針に関する情報

2.1 作成の前提

当社の財務書類は、シンガポールの財務報告基準（以下「FRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は、以下の会計方針に別段の記載がある場合を除き、取得原価基準で作成されている。

本財務書類は、当社の機能通貨であるシンガポール・ドルで表示されている。

本財務書類は、当社が継続企業として事業を継続していくとの前提に基づき作成されている。

2.2 新・改訂基準および新・改訂解釈指針の適用

適用されている会計方針は、前年度の会計方針と一致しているが、当会計年度において、当社は、2025年4月1日以降開始する会計年度から強制適用となる当社に関連するすべての新基準および改訂基準を適用している。これらの基準の適用が当社の財務成績または財政状態に及ぼす影響は重要ではない。

2.3 発行済みであるが強制適用となっていない基準

発行済みであるが強制適用となっていない新基準および改訂基準については、本財務書類の作成において適用していない。

取締役会は、これらの新基準および改訂基準の適用が初度適用年度の財務書類に及ぼす影響は重要でないと予想している。

2.4 外貨建取引および残高

外貨建取引は、当社の機能通貨で測定され、当初認識時において、取引日の実勢為替レートに近似する為替レートで機能通貨に換算して計上される。外貨建の貨幣性資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算される。取得原価で測定される外貨建の非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算される。公正価値で測定される外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算される。

貨幣性項目の決済時または期末における貨幣性項目の換算から生じた為替差損益は損益に認識する。

2.5 収益

収益は、約束された財もしくはサービスの顧客への移転と引き換えに当社が権利を得ることが見込まれる対価に基づき測定される。ただし、第三者に代り回収した金額は除くものとする。

収益は、約束された財もしくはサービスを顧客に移転することにより当社が履行義務を充足する時、すなわち顧客が当該財・サービスに対する支配を得た時、に認識する。履行義務は、一時点で充足される場合と一定期間にわたり充足される場合とがある。認識する収益の金額は、充足された履行義務に割当てられる金額である。

運用報酬および成功報酬

運用報酬および成功報酬は、投資期間にわたり認識される。

受取利息

受取利息は、実効金利法を用いて、時間比例基準により認識される。

2.6 従業員給付

確定拠出制度

当社は、確定拠出型年金制度である、シンガポールの中央積立基金（Central Provident Fund）に拠出金を支払う。確定拠出型年金制度への拠出金は、関連するサービスが提供される期間に費用として認識される。

短期従業員給付

短期従業員給付債務は、割引前ベースで測定され、関連するサービスが提供される時点で費用計上される。従業員の過去の勤務の結果として当社が履行すべき法的もしくは推定的な債務を現在有しており、その債務の金額の信頼できる見積もりが可能である場合、当社が支払うことが見込まれる金額を負債として認識する。

2.7 法人税

当期法人税

当年度および過年度の当期法人税資産・負債は、税務当局から還付される（または税務当局に支払われる）ことが見込まれる金額で測定される。当該金額の算定には、期末現在制定されている（または実質的に制定されている）税率および税法が使用される。

当期法人税は損益に認識するが、損益以外で認識される項目に関連する税金は、その他の包括利益または株主資本に直接認識する。経営陣は、適用される税法の解釈が不確実である状況に関して税務申告上のポジションを定期的に評価し、必要に応じて引当金を計上する。

繰延法人税

繰延法人税は、期末における資産および負債の税務上の帳簿価額と財務書類上の帳簿価額との一時差異に対して、負債法を用いて認識される。

繰延法人税資産・債務は、期末までに制定されている（または実質的に制定されている）税率（および税法）に基づき、繰延法人税資産の回収時または繰延法人税債務の決済時に適用されると予想される税率に基づき測定される。

繰延法人税資産および繰延法人税債務は、現在の法人税資産と現在の法人税債務を相殺する法的強制力のある権利が存在し、当該繰延税金が同一の納税主体および同一の税務当局に関連する場合に相殺される。

2.8 固定資産

固定資産の各項目は、当初、取得原価で計上される。当初認識後、固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定される。固定資産の取得原価には、購入価格と、経営陣が意図する方法で当該資産を使用できるようにするために必要な準備に直接関連する費用が含まれる。固定資産の取得または使用に解体、撤去または原状回復の義務が付随する場合、解体、撤去または原状回復の費用は取得原価に含まれる。

固定資産の減価償却は、見積耐用年数にわたり、償却可能額を配分する定額法を用いて計算される。見積耐用年数は以下のとおりである。

	<u>耐用年数</u>
リース物件改良費	3年

耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各期末に見直され、必要な場合には将来に向けて修正される。

固定資産の各項目は、処分された場合またはその使用もしくは処分から経済的便益が将来見込まれなくなる場合は除却される。資産の除却によって生じた損益は、除却が行われる年度の損益に含まれる。

2.9 非金融資産の減損

当社は、各期末に、資産に減損の兆候があるか否かを評価する。減損の兆候がある場合または資産について年1回の減損テストが要求される場合、当社は、当該資産の回収可能価額を見積もる。

資産の回収可能価額は、資産または資金生成単位（CGU）の使用価値と売却コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額であり、当該資産が他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生まない場合以外は資産ごとに算定される。資産またはCGUの帳簿価額が回収可能価額を超える場合、当該資産は減損しているとみなされ、その回収可能価額まで償却される。減損額は、損益に認識する。

過去に認識された減損損失の戻入は、直近の減損損失の認識時以降に、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合に限り行われる。その場合、資産の帳簿価額は、回収可能価額まで増額される。ただし、この増加額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に決定されたであろう帳簿価額（減価償却費控除後）を超えることはできない。

2.10 金融商品

（i）金融資産

当初の認識および測定

金融資産は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で、かつその時に限り認識される。

当初認識時において、当社は、金融資産を公正価値で測定し、損益を通じた公正価値（FVPL）で評価されない金融資産の場合には、その取得に直接関連する取引費用を加算する。FVPLで評価される金融資産の取引費用は、損益に費用計上する。

売掛金は、当初認識時に重要な財務要素を含んでいない場合、約束された財もしくはサービスの顧客への移転と引き換えに当社が権利を得ることが見込まれる対価に基づき測定される。ただし、第三者に代り回収した金額は除くものとする。

資本性金融商品

売買目的で保有していない資本性金融商品への投資について、当社は、当初認識時に、その後の公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）に表示することを取消不能で選択できる。この場合、公正価値の変動は、その後、損益にリサイクリング（振り替え）されない。資本性金融商品への投資

からの配当は、当社の配当受領権が確定した時点で損益に認識される。ただし、配当収入が金融資産の取得原価の一部払い戻しに相当する場合には、当該利益はその他の包括利益（OCI）に計上される。

資本性金融商品への投資について、当社が当初認識時に、公正価値のその後の変動をその他の包括利益（OCI）に表示することを選択しなかった場合は、公正価値の変動は損益に認識される。

当初認識後の測定

負債性金融商品

負債性金融商品の当初認識後の測定は、当該資産の管理に関する当社の事業モデルと、当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性により異なる。負債性金融商品の分類の3つの区分は、償却原価測定金融商品、公正価値で測定され変動をその他の包括利益に計上する（FVTOCI）金融商品、および損益を通じた公正価値測定金融商品である。

（i）償却原価区分

契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、当該キャッシュ・フローが元金のみで構成される金融資産は、償却原価で測定される。償却原価で測定される金融資産は、実効金利法を適用して計算する償却原価から減損額を差し引いた額で測定される。当該資産の認識が中止された場合または減損が発生した場合、および償却の過程を通じて、利益および損失が損益に認識される。

（ii）公正価値で測定し変動をその他の包括利益（OCI）に計上する（FVOCI）区分

契約上のキャッシュ・フローの回収および金融資産の売却の両方を目的として保有される金融資産で、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払いのみで構成されるものは、FVOCIで測定される。FVOCIで測定される金融資産は、当初認識後、公正価値で測定される。金融資産の公正価値の変動から生じる損益は、その他の包括利益（OCI）に認識されるが、減損、為替差損益および実効金利法で計算される利息収益は、損益に認識される。金融資産の認識を中止した際には、それまでその他の包括利益（OCI）に認識されていた累積損益は、組替調整として純資産から損益へ振り替えられる。

（iii）公正価値で測定し変動を損益に計上する（FVPL）区分

償却原価またはFVOCIのいずれの要件も満たさない資産は、FVPLで測定される。当初認識後FVPLで測定される負債性金融商品の損益は、それがヘッジ関係の一部でない場合には、その発生した期間の損益として認識される。

資本性金融商品

損益を通じた公正価値で測定される金融資産は、財政状態計算書に公正価値で計上され、公正価値の純変動額は、損益計算書に認識される。

認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が消滅したときに認識を中止する。金融資産全体の認識を中止した場合、帳簿価額と、受領した対価に負債性金融商品に関してその他の包括利益で認識されていた損益の累積額を加えた額との差額が損益に認識される。

(ii) 金融負債

当初の認識および測定

金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で、かつその時に限り認識される。当社は、当初認識時に、金融負債の分類を決定する。

すべての金融負債は、当初、公正価値で認識する。ただし、損益を通じた公正価値で測定されない金融負債については、直接帰属する取引費用を加算するものとする。

当初認識後の測定

当初認識後、損益を通じた公正価値で評価されない金融負債は、実効金利法を適用して償却原価で測定される。金融負債の認識が中止された場合、および償却の過程を通じて、利益および損失が損益に認識される。

認識の中止

金融負債は、当該負債の債務が免責、取消しまたは失効となったときに認識を中止する。認識の中止時に、帳簿価額と支払った対価の差額を損益に認識する。

2.11 金融資産の減損

当社は、損益を通じた公正価値で保有しないすべての負債性金融商品および金融保証契約について、予想信用損失（ECLs）に対する引当金を認識する。ECLsは、契約に基づき受領する権利を有する契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領する見込みであるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利に近似した利率で割引いて計算する。予想されるキャッシュ・フローには、保有する担保の売却によるキャッシュ・フローまたは契約条件と不可分であるその他の信用補完も含むものとする。

ECLsは2段階で認識される。信用リスクが当初認識時から著しく増加していない信用エクスポージャーについて、ECLsは、向こう12ヵ月以内に発生する可能性のある債務不履行事象に起因する信用損失に対して引当金が計上される（12ヵ月ECLs）。信用リスクが当初認識時から著しく増加している信用エクスポージャーについて、損失引当金は、債務不履行の時期に関係なく、エクスポージャーの残存期間について予想される信用損失に対して認識する（残存期間ECLs）。

売掛金および契約資産について、当社は簡便法を適用してECLsを計算する。したがって、当社は、信用リスクの変動を追跡するのではなく、各期末に、残存期間ECLsに基づく損失引当金を認識する。当社は、過去の信用損失実績に基づき、かつ債務者の支払能力に影響を与える可能性のある債務者固有の将来予測的要因と経済環境を反映して調整した引当金マトリックスを設定している。

当社は、契約上の支払の延滞日数が360日を超えている場合、金融資産はデフォルト状態にあると判断する。ただし、当社は、一定の場合、当社が保有する信用補完を考慮する前に、社内外の情報によって契約上の未返済額の全額を受け取る可能性が低いことが示唆される場合にも、金融資産は

デフォルト状態にあると見なす場合がある。金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収する見込みが合理的にない場合、償却される。

2.12 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、価値の変動リスクが極めて小さい銀行預金および手元現金から構成される。これらには、当社の現金管理に不可欠である銀行からの当座借越も含まれる。

2.13 引当金

当社が過去の事象の結果として法的債務または推定的債務を現在負っており、当該債務を決済するために経済的便益が具現化される資源の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額が信頼性をもって見積もられる場合、引当金が認識される。

引当金は、各期末時点で見直しが行われ、現在の最善の見積りを反映して調整される。当該債務を決済するために資源の流出が必要となる見込みがなくなった場合、引当金は戻し入れられる。貨幣の時間的価値の影響が重要である場合には、引当金は、必要に応じて当該債務の固有のリスクを反映した現在の税引前利率を用いて割引かれる。割引が適用される場合、時間の経過による引当金の増加は、財務費用として認識する。

2.14 株式資本

普通株式の発行収入は、株式資本として株主資本に認識する。普通株式の発行に直接関連する増分費用は、株式資本から控除される。

3. 重要な会計上の判断および見積り

当社の財務書類を作成するに当たり、経営陣には、収益、費用、資産および負債の報告金額、ならびに各期末の偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。これらの仮定や見積りの不確実性により、将来の期間において、影響を受けた資産または負債の帳簿価額について大幅な調整が必要となる可能性がある。

3.1 会計方針の適用に当たって行われた判断

機能通貨の決定

当社の機能通貨を決定するに当たり、当社は、当社が事業を行う主要な経済環境の通貨を決定するために判断を行使する。考慮する要因には、財およびサービスの販売価格に主要な影響を与える通貨ならびに当社の財およびサービスの販売価格を主に決定づける競争力もしくは規制を有する国の通貨が含まれる。

3.2 見積りの不確実性の主な発生要因

将来に関する主要な仮定ならびに見積りの不確実性のその他主要な発生要因は、期末現在、以下のとおりである。当社は、財務書類の作成時点で入手可能なパラメータに基づき仮定および見積りを行っている。ただし、現在の状況や将来の展開に関する仮定は、市場の変化や当社の管理が及ばない事象によって変化する可能性がある。こうした変化は、その発生時点で仮定に反映される。

固定資産の耐用年数

期末現在における固定資産の各項目の耐用年数は、資産の取得時に見積もられ、類似の資産に関する過去の経験に基づいて、予想される技術的变化やその他の変化を考慮している。これらの変化が予想よりも早く発生した場合や、資産が予期せぬレベルの損耗を受けた場合には、それに応じて耐用年数が調整される。

期末現在の固定資産の帳簿価額は、注記8に開示されている。

金融商品の公正価値測定

財政状態計算書に計上されている金融資産および金融負債が活発な市場における公表価格に基づいて測定できない場合には、その公正価値は、評価技法を用いて算定する。これらの評価モデルに用いるインプット情報は、可能な限り観察可能な市場データから取るものとするが、それが実務上不可能な場合には、公正価値の算定に際して一定程度の判断が必要となる。こうした判断を行うに当たっては、流動性リスク、信用リスクおよびボラティリティなどのインプットが検討される。これらの要因に関する仮定が変更された場合には、報告された金融商品の公正価値に影響を与える可能性がある。より詳細な情報については、注記9を参照のこと。

法人所得税

法人税の引当金を見積る際には、減価償却費の控除額や特定の費用の損金算入について慎重な判断が必要となる。また、通常の業務の過程で税務上の最終的な判断が不確かな税務ポジションも存在する。当社は、追加の税金が発生する可能性を見積り、これらの予想される税務ポジションに関して負債を認識する。最終的に決定された課税額が当初認識した金額と異なる場合、その差額は、その決定がなされた年度の法人税および繰延税金の引当金に影響を与えることになる。

4. 売上高

	2026年	2025年
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
<u>一定期間にわたって認識される収益</u>		
運用報酬	1,282,510	972,054
成功報酬	1,891,511	337,720
	<u>3,174,021</u>	<u>1,309,774</u>

契約の残高

下表は、顧客との契約からの契約資産と契約負債についての情報を示したものである。

	2026年	2025年
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
契約資産	1,530,357	467,614
契約負債	<u>161,393</u>	<u>245,516</u>

契約資産は、主に、期末現在、運用報酬および成功報酬に関して完了済であるが未請求である業務の対価を受領する当社の権利に関連する。契約資産は、当該権利が無条件となった場合に売掛金に移行される。これは、通常、当社が顧客に請求した時点で発生する。

契約負債は、対価に対する当社の権利を超えて発行された前払請求書に関するものである。

契約負債は、当社が顧客との契約に基づく履行義務を充足する時点で収益として認識される。当年度中の契約資産および契約債務の重要な変動は以下のとおりである。

	契約資産		契約負債	
	2026年	2025年	2026年	2025年
	シンガポール ・ドル	シンガポール ・ドル	シンガポール ・ドル	シンガポール ・ドル
期首現在、契約負債残高に 含まれていた認識収益	—	—	(84,123)	(84,123)
売掛金に再分類した 契約資産	(467,223)	(417,085)	—	—
測定の進捗過程での変動	1,529,966	467,614	—	—

5. その他収益

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
その他サービス収入	71,640	—
その他収益	2,000	2,360
受取利息	901	1,906
サブリース利息	—	633
リース終了による利益	—	23,847
投資有価証券の公正価値評価益	3,437	—
	77,978	28,746

6. 税引前利益

税引前利益は、以下の費用を計上した後の金額となる。

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
固定資産の減価償却費	81,979	81,978

使用権資産の減価償却費	—	62,454
為替差損失	75,040	10,649
専門家報酬	19,365	39,419
三田証券への報酬	149,819	101,263
システム費用	48,947	50,999
従業員給付費用		
—給与および賞与	1,065,300	809,403
—CPFへの拠出金	9,946	26,044
—その他利益	6,872	13,829
財務費用		
—リース負債の利息	—	694
—原状回復費用の利息の引当金	—	766

7. 法人税

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した各会計年度について、損益に認識した法人税費用の主な構成項目は以下のとおりである。

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
法人税		
—当年度	171,528	—

税金費用と会計上の利益の関係

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した各会計年度について、税金費用と、会計上の利益に適用法人税率を乗じた金額との調整は以下のとおりである。

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
税引前利益	1,673,147	27,705
税率17%（2025年：17%）で計算した税金	284,435	4,710
税効果：		
—税法上損金算入できない費用	—	7,304
—課税対象外所得	(924)	(4,502)
—過去に未認識であった繰延税金資産の利用	(94,558)	(7,512)
—税額免除および税額還付	(17,425)	—

171,528

—

繰延税金資産は、将来の課税所得によって関連する税効果を回収できる可能性が高い場合に限り、繰越欠損金に対して認識される。当社は、約0シンガポール・ドル（2025年：550,650シンガポール・ドル）の未認識の繰越欠損金を有しており、期末現在、一定の法的要件を満たすことを条件に、将来の課税所得と相殺することが可能である。当該欠損金は失効しない。

8. 固定資産

リース物件の改良

シンガポール・ドル

取得原価

2024年4月1日、2025年3月31日
および2026年3月31日

252,768

減価償却累計額

2024年4月1日現在

61,484

減価償却

81,978

2025年3月31日現在

143,462

減価償却

81,979

2026年3月31日現在

225,441

正味簿価

2025年3月31日現在

109,306

2026年3月31日現在

27,327

9. 投資有価証券

2026年

2025年

シンガポール・ドル

シンガポール・ドル

持分証券—FVTPL測定

418,437

—

10. その他債権

2026年

2025年

シンガポール・ドル

シンガポール・ドル

未収利息

157

817

預金

1,620

1,620

前払金	910	5,715
	2,687	8,152

11. 関係会社に対する債権

関係会社に対する債権は、商取引によるものではなく、無担保、無利息および要求払である。

12. 現金および短期預金

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
銀行預金	818,555	288,215
定期預金	107,089	105,528
	925,644	393,743

キャッシュ・フロー計算書の表示目的上、現金・現金同等物は、期末現在、以下で構成されている。

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
現金および短期預金	925,644	393,743
控除：当初満期が3ヶ月を超える定期預金	(107,089)	(105,528)
	818,555	288,215

13. その他債務

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
その他債務	4,993	6,665
未払営業費用	449,465	112,564
	454,458	119,229

14. 株式資本

	2026年		2025年
	普通株式数	シンガポール・ドル	普通株式数
			シンガポール・ドル

発行済および全額払込済
普通株式

期首および期末	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
---------	-----------	-----------	-----------	-----------

普通株式の保有者は、随時宣言される配当を受領する権利を有する。すべての普通株式は、制限なく1株につき1議決権を有する。普通株式は無額面である。

15. 重要な関係当事者間取引

本財務書類中に開示されている関係当事者に関する情報以外に、当期中、当社が関係当事者との間で相互に合意した条件に基づき行った重要な取引は以下のとおりである。

	2026年 シンガポール・ドル	2025年 シンガポール・ドル
<u>直接かつ最終の持株会社との取引</u>		
三田証券に対する報酬	(149,819)	(101,263)
<u>関係会社との取引</u>		
サブリース料の受領	—	31,366
受領済／未受領の利息収益	—	633
専門家報酬	(20,400)	(12,400)
短期リース料	(31,512)	(21,008)
<u>重要な経営役員の報酬</u>		
給与および賞与	691,285	308,334

16. 資産および負債の公正価値

(a) 公正価値ヒエラルキー

当社は、公正価値の測定について、評価に用いるインプットに応じて、以下の公正価値ヒエラルキーに分類している。

- (i) レベル1－測定日において当社がアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債についての無調整の公表価格。
- (ii) レベル2－レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債について直接または間接に観察可能なもの。
- (iii) レベル3－資産または負債に関する観察不能なインプット。

異なるヒエラルキーのレベルに属するインプットを使用して公正価値を測定している場合、公正価値測定全体において重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて分類される。

(b) 公正価値で測定される資産

下表は、当期末現在、公正価値で測定される資産を種類別に分析したものである。

	公正価値測定に使用したインプット			
	活発な市場に おける同一資産の 公表価格 (レベル1)	公表価格以外の 重要な観察可能 インプット (レベル2)	重要な観察不能 インプット (レベル3)	合計
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
2026年3月31日現在				
金融資産				
投資有価証券	—	—	418,437	418,437

レベル3公正価値測定

レベル3公正価値測定に使用した重要な観察不能インプットに関する情報

下表は、重要な観察不能インプットを用いて公正価値測定（レベル3）に関する情報である。

資産の種類	2026年	2025年	評価技法	重要な観察不能 インプット	重要な観察不能 インプットと 公正価値測定の関係
	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル			
投資有価証券	418,437	—	投資信託／投資法人の 投資運用会社の監査済 （または無監査）の報 告書に記載された純資 産価額	投資信託／投資法 人の純資産価額	純資産価額が増加／ (減少)した場合、公正 価値は増加(減少)す る。

レベル3公正価値測定資産の増減

下表は、重要な観察不能インプット（レベル3）に基づく公正価値で測定されたすべての資産の増減を示したものである。

	2026年	2025年
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
投資有価証券		
期首残高	—	—
取得	415,000	—
損益に認識された公正価値評価益(純額)	3,437	—
期末残高	418,437	—

感応度分析

当期末現在、上記の仮定に基づく重要な観察不能インプットが10%上昇／下降し、その他の変数をすべて同じと仮定した場合、当社の包括利益および純資産は41,844シンガポール・ドル増加／減少していたと考えられる（2025年：該当なし）。

(c) 公正価値で測定されない資産および負債

その他債権、未収利息、関係会社に対する債権、その他債務、未払営業費用、現金および短期預金

これらの残高は短期間で決済されるため、その帳簿価額は公正価値と概ね一致している。

契約資産および契約負債

これらの残高は通常の信用供与条件に基づくものであるため、その帳簿価額は公正価値と概ね一致している。

17. 金融リスク管理の目的および方針

当社の事業活動は、さまざまな金融リスクにさらされている。主な金融リスクには、信用リスク、流動性リスク、および市場リスク（為替リスクおよび金利リスクを含む。）が含まれる。

取締役会は、マネジメント・チームによって実行される金融リスクの管理についての方針および手続きをレビューし合意している。当期および前期を通じて、当社は、投機目的でデリバティブ取引を行わない旨をその方針としている。

以下の項においては、上記の金融リスクに対する当社のエクスポージャーおよび当該リスクの管理に関する目的、方針およびプロセスを詳細に説明している。

金融リスクに対する当社のエクスポージャーおよび当社が金融リスクを管理・測定する方法に変更は生じていない。

(a) 信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティーが契約上の義務を履行しない場合に当社に損失が発生するリスクである。当社が信用リスクにさらされる主な項目は、その他債権および関連会社に対する債権である。その他の金融資産（現金および現金同等物を含む）については、当社は、信用格付けの高いカウンターパーティーに限定して取引を行うことで、信用リスクを最小化している。

当社は、信用力のあるカウンターパーティーとのみ取引を行う方針を採用している。当社は、カウンターパーティーの財務状況について継続的に信用評価を実施しており、通常、担保の取得は要求していない。

当社は、資産の当初認識時において債務不履行の可能性を考慮し、各期を通じて信用リスクの著しい増加がないか継続的に評価する。

当社は、社内外の情報により金融資産の受領の可能性が低いことが示唆される場合に、金融資産の債務不履行事象の可能性が高いと判断する。これには、契約上の支払額の延滞日数が360日を超え

る場合、利息の延滞日数が120日を超える場合、またはカウンターパーティーが重大な財政難に陥っている場合などが含まれる。

信用リスクを最小化するため、当社は信用リスクの格付けを開発および維持しており、債務不履行リスクの程度に応じて債権を分類している。主要な顧客やその他債務者を評価するための信用格付けに関する情報は、公開されている財務情報および当社の取引記録から取得する。当社は、以下の指標を含む、入手可能な合理的かつ裏付けのある将来予測情報を考慮する。

- (i) 社内の信用格付け
- (ii) 外部の信用格付け
- (iii) 債務者の債務履行能力に著しい変化を生じさせ得る、事業・財務・経済状況の著しい悪化が実際に起きている場合または悪化が予想される場合
- (iv) 債務者の業績が実際に著しく変化した場合または当該変化が予想される場合
- (v) 同一債務者の他の金融商品における信用リスクの著しい増加
- (vi) 債務者の業績予想や行動の重大な変化（当該グループ内の債務者の支払状況の変化および債務者の営業成績の変化を含む）

上記の分析にかかわらず、債務者の契約上の支払の延滞日数が120日を超えている場合には、信用リスクが著しく増加しているとみなされる。

当社は、以下に該当する場合、金融資産の信用減損が生じていると判断する。

- (i) 債務者が著しい財政難に陥っている場合
- (ii) 債務不履行や支払の延滞などの契約違反
- (iii) 債務者が破産またはその他財務再編に入る可能性が高まっている場合
- (iv) 財政難により、当該金融資産に対する活発な市場が消滅している場合

当社は、債務者の契約上の支払の延滞日数が360日を超える場合、当該債権を貸倒れの可能性がある債権に分類する。金融資産は、債務者が深刻な財政難に陥っており、現実的に回収の見込みがないことを示唆する証拠がある場合には貸倒処理（償却）される。

現在、当社の信用リスク格付けの枠組みは、以下の分類で構成されている。

分類	分類基準	予想信用損失 (ECL) の認識基準
I	カウンターパーティーの債務不履行リスクは低く、延滞金額もない。	12ヵ月ECL
II	支払の延滞日数が120日を超えている、または資産の当初認識以降、信用リスクが著しく増加している。	存続期間ECL－ 信用減損なし
III	支払の延滞日数が360日を超えている、または資産の信用減損が発生している（債務不履行に陥っている）ことを示唆する証拠がある。	存続期間ECL－ 信用減損あり
IV	債務者が深刻な財政難に陥っており、現実的に回収の見込みがないことを示唆する証拠がある。	貸倒処理（償却）

下表は、当社の金融資産の信用力と、信用リスクの格付け分類ごとの最大信用リスク相当額を示したものである。

	注記	分類	12ヵ月ECL または 存続期間ECL	グロスの 帳簿価額 シンガポール・ ドル	損失 引当金 シンガポール・ ドル	正味帳簿価額 シンガポール・ ドル
<u>2026年3月31日</u>						
未収利息	10	I	12ヵ月ECL	157	—	157
預金	10	I	12ヵ月ECL	1,620	—	1,620
契約資産	4	I	存続期間ECL (簡便法)	1,530,357	—	1,530,357
関係会社に対する債権	11	I	12ヵ月ECL	1,949	—	1,949
<u>2025年3月31日</u>						
未収利息	10	I	12ヵ月ECL	817	—	817
預金	10	I	12ヵ月ECL	1,620	—	1,620
契約資産	4	I	存続期間ECL (簡便法)	467,614	—	467,614
関係会社に対する債権	11	I	12ヵ月ECL	3,333	—	3,333

その他債権、未収利息、預金および関連会社に対する債権

当社は、カウンターパーティーの直近の業績および財務状況を、カウンターパーティーが事業を行う業界の将来見通しを加味して評価し、金融資産の当初認識以降、信用リスクの著しい増加は認められないと判断した。したがって、当社は、12か月ECLを用いて減損損失引当金を測定し、その額は重要ではないと判断している。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、当社が、資金不足に陥った場合に短期的な支払義務の履行が困難となるリスクをいう。当社の流動性リスクに対するエクスポージャーは、主に、金融資産と金融負債の満期のミスマッチから生じる。当社は、支払と受領のサイクルを一致させることでこれを管理する。当社の目的は、スタンドバイ信用枠を利用することにより、資金調達の継続性と柔軟性のバランスを維持することである。当社の事業活動は、主に資本と利益剰余金によって賄われており、取締役会は、当社の事業活動に必要な資金が確保されていると判断している。

残存契約満期による金融商品の分析

下表は、契約上の返済義務（割引前）に基づく、期末現在の当社の金融資産と金融負債の満期プロフィールの要約である。

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内に期限到 来	1年超5年以内 に期限到来
	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル
<u>2026年3月31日</u>				
<u>金融資産</u>				
投資有価証券	418,437	418,437	—	418,437
その他債権	1,777	1,777	1,777	—
契約資産	1,530,357	1,530,357	1,530,357	—
関係会社に対する債権	1,949	1,949	1,949	—
現金および短期預金	925,644	925,644	925,644	—
金融資産合計（割引前）	2,878,164	2,878,164	2,459,727	418,437
<u>金融負債</u>				
その他債務	454,458	454,458	454,458	—
契約債務	161,393	161,393	84,123	77,270
金融負債合計（割引前）	615,851	615,851	538,581	77,270
正味金融資産合計（割引前）	2,262,313	2,262,313	1,921,146	341,167

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内に期限 到来	1年超5年以内 に期限到来
	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル	シンガポール・ ドル
<u>2025年3月31日</u>				
<u>金融資産</u>				
その他債権	2,437	2,437	2,437	—
契約資産	467,614	467,614	467,614	—
関係会社に対する債権	3,333	3,333	3,333	—
現金および短期預金	393,743	393,743	393,743	—
金融資産合計（割引前）	867,127	867,127	867,127	—
<u>金融負債</u>				
その他債務	119,229	119,229	119,229	—
契約債務	245,516	245,516	84,123	161,393
金融負債合計（割引前）	364,745	364,745	203,352	161,393
正味金融資産／（負債） 合計（割引前）	502,382	502,382	663,775	(161,393)

(c) 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替レートなどの市場価格の変動が、当社の収益に影響を及ぼすリスクをいう。市場リスク管理の目的は、許容可能な範囲内で市場リスクに対するエクスポージャーを管理およびコントロールしつつ、リスクに対するリターンを最適化することである。

(i) 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により、当社の金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。当社の金利リスクに対するエクスポージャーは、主に、現金および短期預金から発生する。

当社は、期末現在、合理的に起こり得る金利の変動が利付金融商品に与える影響が当社の損益に与える影響は重要ではないと予想している。

(ii) 為替リスク

当社の為替リスクは、主に外貨建て取引によるキャッシュ・フローから発生する。現時点では、当社は為替リスクに対する正式なヘッジ方針を定めていない。当社は、短期的な不均衡に対応するために、必要に応じてスポットレートで外貨を売買することで、正味エクスポージャーを許容可能な水準に抑えることを確保する。

当社は、当社の機能通貨以外の通貨（主に米ドルと日本円）建ての売上高から生じる取引通貨エクスポージャーを有している。

期末現在のシンガポール・ドルに対する当社の通貨エクスポージャーは以下のとおりである。

	2026年		2025年	
	米ドル (シンガポール・ドル)	日本円	米ドル (シンガポール・ドル)	日本円
<u>金融資産</u>				
投資有価証券	—	418,437	—	—
契約資産	281,907	1,248,450	201,953	225,660
現金および短期預金	129,053	557,691	43,164	129,455
	410,960	2,224,578	245,117	355,115
<u>金融負債</u>				
その他債務	19,832	33,583	16,964	12,795
正味通貨エクスポージャー	391,128	2,190,995	228,153	342,320

期末現在、シンガポール・ドルが外貨建残高に対して5%上昇したと仮定した場合、損益は下表の金額分減少する。この分析は、その他すべての変数を一定としている。

税引後利益／(損失)

	2026年	2025年
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
米ドル	(19,556)	(11,408)
日本円	(109,550)	(17,116)

期末現在、シンガポール・ドルが上記の通貨に対して5%下落したと仮定した場合、その他すべての変数を一定として、損益に対して逆方向に同等の影響を与える。

18. 金融商品の分類

期末現在、償却原価測定金融資産および償却原価測定金融負債の帳簿価額の総額は、以下のとおりである。

	2026年	2025年
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
<u>公正価値で測定される金融資産</u>		
投資有価証券	418,437	—
<u>償却原価で測定される金融資産</u>		
その他債権	1,777	2,437
契約資産	1,530,357	467,614
関係会社に対する債権	1,949	3,333
現金および短期預金	925,644	393,743
	2,459,727	867,127
<u>償却原価で測定される金融負債</u>		
その他債務	454,458	119,229
契約負債	161,393	245,516
	615,851	364,745

19. 資本管理

当社の資本管理の主な目的は、事業のサポートと、株主価値の最大化を図るために、強固な信用格付けと純流動資産を維持することである。当社の資本は、発行済株式資本で構成されている。

当社は、経済状況の変化に応じて資本構成の管理および調整を行っている。当社は、資本構成を維持または調整するために、株主への配当金の調整、株主への資本の返還または新株の発行を行う場合がある。当社には、外部から課される自己資本比率要件はない。

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した各会計年度において、上記の目的、方針または手続きは変更されていない。

当社には、外部から課される自己資本比率要件はない。当社の全般的な戦略は、前会計期間末から変更されていない。

当社の資本管理の目的は、株主にリターンを提供し、またその他ステークホルダーに利益を提供できるように継続企業として存続する当社の能力を保護すること、および資本コストを削減するために最適な資本構成を維持することである。

20. 財務書類の公表の承認

2026年3月31日に終了した会計年度の財務書類は、2026年8月21日の取締役会決議に基づき、その公表が承認された。

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2026

	Note	2026 S\$	2025 S\$
ASSETS			
Non-Current assets			
Plant and equipment	8	27,327	109,306
Investment securities	9	418,437	-
		<u>445,764</u>	<u>109,306</u>
Current assets			
Other receivables	10	2,687	8,152
Contract assets	4	1,530,357	467,614
Amounts due from related companies	11	1,949	3,333
Cash and short-term deposits	12	925,644	393,743
		<u>2,460,637</u>	<u>872,842</u>
Total assets		<u>2,906,401</u>	<u>982,148</u>
LIABILITIES AND EQUITY			
Non-current liabilities			
Contact liabilities	4	77,270	161,393
Current liabilities			
Other payables	13	454,458	119,229
Contact liabilities	4	84,123	84,123
Income tax payables		171,528	-
		<u>710,109</u>	<u>203,352</u>
Total liabilities		<u>787,379</u>	<u>364,745</u>
Equity and reserves			
Share capital	14	1,000,000	1,000,000
Retained earnings/(Accumulated losses)		1,119,022	(382,597)
		<u>2,119,022</u>	<u>617,403</u>
Total liabilities and equity		<u>2,906,401</u>	<u>982,148</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

	Note	2026 S\$	2025 S\$
Revenue	4	3,174,021	1,309,774
Other income	5	77,978	28,746
Administrative expenses		(1,578,852)	(1,309,355)
Finance costs		-	(1,460)
Profit before income tax	6	<u>1,673,147</u>	<u>27,705</u>
Income tax expense	7	(171,528)	-
Profit for the financial year, representing total comprehensive income for the financial year		<u>1,501,619</u>	<u>27,705</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

	Share capital	(Accumulated losses)/ Retained earnings	Total equity
	S\$	S\$	S\$
At 1 April 2024	1,000,000	(410,302)	589,698
Profit for the financial year, representing total comprehensive income for the year	-	27,705	27,705
At 31 March 2025	1,000,000	(382,597)	617,403
Profit for the financial year, representing total comprehensive income for the year	-	1,501,619	1,501,619
At 31 March 2026	1,000,000	1,119,022	2,119,022

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

	Note	2026 S\$	2025 S\$
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before income tax		1,673,147	27,705
Adjustments for:			
Depreciation of plant and equipment	8	81,979	81,978
Depreciation of right-of-use assets		-	62,454
Finance costs		-	1,460
Gain on lease termination	5	-	(23,847)
Fair value gain on investment securities		(3,437)	-
Interest income	5	(901)	(2,539)
Unrealised foreign exchange loss		14,260	98
Operating profit before changes in working capital		1,765,048	147,309
<i>Changes in working capital:</i>			
Deposit		-	5,021
Other receivables		4,805	93,380
Contract assets		(1,062,743)	(50,529)
Other payables		335,229	(51,594)
Contract liabilities		(84,123)	(84,121)
Net cash from operating activities		958,216	59,466
CASH FLOWS FROM INVESTING ACTIVITIES			
Purchase of investment securities		(415,000)	-
Amounts due from related companies		1,384	(3,333)
Receipt of sublease payment		-	31,366
Interest received		-	633
Net cash (used in)/ from investing activities		(413,616)	28,666
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITY			
Repayment of lease liabilities		-	(63,413)
Net cash used in financing activity		-	(63,413)
Net increase in cash and cash equivalents		544,600	24,719
Cash and cash equivalents at beginning of the financial year		288,215	263,594
Effect of exchange fluctuation on cash held		(14,260)	(98)
Cash and cash equivalents at end of the financial year	12	818,555	288,215

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. Corporate information

Mita Capital Pte. Ltd. (the “Company”) is incorporated and domiciled in the Singapore with principal place of business and registered office at 105 Cecil Street, #24-03 The Octagon, Singapore 069534.

The immediate and ultimate holding company is Mita Securities Co., Ltd, and Mita Family Office Pte. Ltd, a private company incorporated in Japan and Singapore respectively.

The principal activities of the Company are fund management activities and management consultancy services.

2. Material accounting policy information

2.1 Basis of preparation

The financial statements of the Company have been drawn up in accordance with Financial Reporting Standards in Singapore (“FRS”). The financial statements have been prepared on the historical cost basis except as disclosed in the accounting policies below.

The financial statements are presented in Singapore dollar (“S\$”), which is the Company’s functional currency.

The financial statements of the Company have been prepared on the basis that it will continue to operate as a going concern.

2.2 Adoption of new and amended standards and interpretations

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year except in the current financial year, the Company has adopted all the new and amended standards which are relevant to the Company and are effective for annual financial periods beginning on or after 1 April 2025. The adoption of these standards did not have any material effect on the financial performance or position of the Company.

2.3 Standards issued but not yet effective

A number of new standards and amendments to standard that have been issued are not yet effective and have not been applied in preparing these financial statements.

The directors expect that the adoption of these new and amended standards will have no material impact on the financial statements in the year of initial application.

2.4 Foreign currency transactions and balances

Transactions in foreign currencies are measured in the functional currency of the Company and are recorded on initial recognition in the functional currency at exchange rates approximating those ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates as at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.4 Foreign currency transactions and balances (cont'd)

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at the end of the reporting period are recognised in profit or loss.

2.5 Revenue

Revenue is measured based on the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third parties.

Revenue is recognised when the Company satisfies a performance obligation by transferring a promised good or service to the customer, which is when the customer obtains control of the good or service. A performance obligation may be satisfied at a point in time or over time. The amount of revenue recognised is the amount allocated to the satisfied performance obligation.

Management fee and performance fee

The management fee and performance fee is recognised over the investment period.

Interest income

Interest income is recognised on a time proportion basis using the effective interest method.

2.6 Employee benefits

Defined contribution plans

The Company makes contributions to the Central Provident Fund scheme in Singapore, a defined contribution pension scheme. Contributions to defined contribution pension schemes are recognised as an expense in the period in which the related service is performed.

Short-term employee benefits

Short-term employee benefit obligations are measured on an undiscounted basis and are expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid if the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee, and the obligation can be estimated reliably.

2.7 Taxes

Current income tax

Current income tax assets and liabilities for the current and prior periods are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authority. The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted at the end of reporting period.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.7 Taxes (cont'd)

Current income tax (cont'd)

Current income taxes are recognised in profit or loss except to the extent that the tax relates to items recognised outside profit or loss, either in other comprehensive income or directly in equity. Management periodically evaluates positions taken in the tax returns with respect to situations in which applicable tax regulations are subject to interpretation and establishes provisions where appropriate.

Deferred tax

Deferred tax is provided using the liability method on temporary differences at the reporting date between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply in the year when the asset is realised or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period.

Deferred tax assets and deferred tax liabilities are offset, if a legally enforceable right exists to set off current income tax assets against current income tax liabilities and the deferred taxes relate to the same taxable entity and the same taxation authority.

2.8 Plant and equipment

All items of plant and equipment are initially recorded at cost. Subsequent to recognition, plant and equipment are measured at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment losses. The cost of plant and equipment includes its purchase price and any costs directly attributable to bringing the asset to the location and condition necessary for it to be capable of operating in the manner intended by management. Dismantlement, removal or restoration costs are included as part of the cost of plant and equipment if the obligation for dismantlement, removal or restoration is incurred as a consequence of acquiring or using the plant and equipment.

Depreciation is calculated using the straight-line method to allocate depreciable amounts over their estimated useful lives. The estimated useful lives are as follows:

	<u>Useful lives</u>
Leasehold improvement	3 years

The useful lives, residual values and depreciation method are reviewed at the end of each reporting period, and adjusted prospectively, if appropriate.

An item of plant and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss on derecognition of the assets is included in profit or loss in the year the asset is derecognised.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.9 Impairment of non-financial assets

The Company assesses at the end of each reporting period whether there is an indication that an asset may be impaired. If any indication exists, or when an annual impairment testing for an asset is required, the Company makes an estimate of the asset's recoverable amount.

An asset's recoverable amount is the higher of an asset's or cash-generating unit's fair value less costs of disposal and its value in use and is determined for an individual asset, unless the asset does not generate cash inflows that are largely independent of those from other assets or group of assets. Where the carrying amount of an asset or cash-generating unit exceeds its recoverable amount, the asset is considered impaired and is written down to its recoverable amount. The impairment loss is recognised in profit or loss.

A previously recognised impairment loss is reversed only if there has been a change in the estimates used to determine the asset's recoverable amount since the last impairment loss was recognised. If that is the case, the carrying amount of the asset is increased to its recoverable amount. That increase cannot exceed the carrying amount that would have been determined, net of depreciation, had no impairment loss been recognised previously. Such reversal is recognised in profit or loss.

2.10 Financial Instruments

(i) Financial assets

Initial recognition and measurement

Financial assets are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instruments.

At initial recognition, the Company measures a financial asset at its fair value plus, in the case of a financial asset not at fair value through profit or loss ("FVPL"), transaction costs that are directly attributable to the acquisition of the financial asset. Transaction costs of financial assets carried at FVPL are expensed in profit or loss.

Trade receivables are measured at the amount of consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third party, if the trade receivables do not contain a significant financing component at initial recognition.

Equity instruments

On initial recognition of an investment in equity instrument that is not held for trading, the Company may irrevocably elect to present subsequent changes in fair value in other comprehensive income which will not be reclassified subsequently to profit or loss. Dividends from such investments are to be recognised in profit or loss when the Company's right to receive payments is established, except when the Company benefits from such proceeds as a recovery of part of the cost of the financial asset, in which case, such gains are recorded in other comprehensive income.

For investments in equity instruments which the Company has not elected to present subsequent changes in fair value in other comprehensive income, changes in fair value are recognised in profit or loss.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.10 Financial Instruments (cont'd)

(i) Financial assets (cont'd)

Subsequent measurement

Debt instruments

Subsequent measurement of debt instruments depends on the Company's business model for managing the asset and the contractual cash flow characteristics of the asset. The three measurement categories for classification of debt instruments are amortised cost, FVOCI and FVPL.

(i) Amortised cost

Financial assets that are held for the collection of contractual cash flows where those cash flows represent solely payments of principal and interest are measured at amortised cost. Financial assets are measured at amortised cost using the effective interest method, less impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the assets are derecognised or impaired, and through the amortisation process.

(ii) Fair value through other comprehensive income ("FVOCI")

Financial assets that are held for collection of contractual cash flows and for selling the financial assets, where the assets' cash flows represent solely payments of principal and interest, are measured at FVOCI. Financial assets measured at FVOCI are subsequently measured at fair value. Any gains or losses from changes in fair value of the financial assets are recognised in other comprehensive income, except for impairment losses, foreign exchange gains and losses and interest calculated using the effective interest method are recognised in profit or loss. The cumulative gain or loss previously recognised in other comprehensive income is reclassified from equity to profit or loss as a reclassification adjustment when the financial asset is de-recognised.

(iii) Fair value through profit or loss ("FVPL")

Assets that do not meet the criteria for amortised cost or FVOCI are measured at FVPL. A gain or loss on a debt instrument that is subsequently measured at FVPL and is not part of a hedging relationship is recognised in profit or loss in the period in which it arises.

Equity instruments

Financial assets at fair value through profit or loss are carried in the statement of financial position at fair value with net changes in fair value recognised in the statement of profit or loss.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.10 Financial Instruments (cont'd)

(i) Financial assets (cont'd)

De-recognition

A financial asset is derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On de-recognition of a financial asset in its entirety, the difference between the carrying amount and the sum of the consideration received and any cumulative gain or loss that had been recognised in other comprehensive income for debt instruments is recognised in profit or loss.

(ii) Financial liabilities

Initial recognition and measurement

Financial liabilities are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument. The Company determines the classification of its financial liabilities at initial recognition.

All financial liabilities are recognised initially at fair value plus in the case of financial liabilities not at fair value through profit or loss, directly attributable transaction costs.

Subsequent measurement

After initial recognition, financial liabilities that are not carried at fair value through profit or loss are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised, and through the amortisation process.

De-recognition

A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged or cancelled or expires. On derecognition, the difference between the

2.11 Impairment of financial assets

The Company recognises an allowance for expected credit losses (ECLs) for all debt instruments not held at fair value through profit or loss and financial guarantee contracts. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate. The expected cash flows will include cash flows from the sale of collateral held or other credit enhancements that are integral to the contractual terms.

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12-months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is recognised for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of timing of the default (a lifetime ECL).

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

2. Material accounting policy information (cont'd)

2.11 Impairment of financial assets (cont'd)

For trade receivables and contract assets, the Company applies a simplified approach in calculating ECLs. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at the end of each reporting period. The Company has established a provision matrix that is based on its historical credit loss experience, adjusted for forward-looking factors specific to the debtors and the economic environment which could affect debtors' ability to pay.

The Company considers a financial asset in default when contractual payments are 360 days past due. However, in certain cases, the Company may also consider a financial asset to be in default when internal or external information indicates that the Company is unlikely to receive the outstanding contractual amounts in full before taking into account any credit enhancements held by the Company. A financial asset is written off when there is no reasonable expectation of recovering the contractual cash flows.

2.12 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at banks and on hand which are subject to an insignificant risk of changes in value. These also include bank overdraft that forms an integral part of the Company's cash management.

2.13 Provision

Provisions are recognised when the Company has a present obligation (legal or constructive) as a result of a past event, it is probable that an outflow of resources embodying economic benefits will be required to settle the obligation and the amount of the obligation can be estimated reliably.

Provisions are reviewed at the end of each reporting period and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic resources will be required to settle the obligation, the provision is reversed. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted using a current pre-tax rate that reflects, where appropriate, the risks specific to the liability. When discounting is used, the increase in the provision due to the passage of time is recognised as a finance cost.

2.14 Share capital

Proceeds from issuance of ordinary shares are recognised as share capital in equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of ordinary shares are deducted against share capital.

3. Significant accounting judgements and estimates

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgments, estimates and assumptions that affect the reported amounts of revenues, expenses, assets and liabilities, and the disclosure of contingent liabilities at the end of each reporting period. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of the asset or liability affected in the future periods.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

3. Significant accounting judgements and estimates (cont'd)

3.1 Judgments made in applying accounting policies

Determination of functional currency

In determining the functional currency of the Company, judgment is made by the Company to determine the currency of the primary economic environment in which the Company operates. Consideration factors include the currency that mainly influences sales prices of goods and services and the currency of the country whose competitive forces and regulations mainly determines the sales prices of its goods and services.

3.2 Key sources of estimation uncertainty

The key assumptions concerning the future and other key sources of estimation uncertainty at the end of the reporting period are discussed below. The Company based its assumptions and estimates on parameters available when the financial statements were prepared. Existing circumstances and assumptions about future developments, however, may change due to market changes or circumstances arising beyond the control of the Company. Such changes are reflected in the assumptions when they occur.

Useful lives of plant and equipment

The useful life of an item of plant and equipment at the end of the reporting period is estimated at the time the asset is acquired and is based on historical experience with similar assets and takes into account anticipated technological or other changes. If changes occur more rapidly than anticipated or the asset experiences unexpected level of wear and tear, the useful life will be adjusted accordingly.

The carrying amount of plant and equipment at the end of the reporting period is disclosed in Note 8.

Fair value measurement of financial instruments

When the fair values of financial assets and financial liabilities recorded in the statement if financial position cannot be measured based on quoted process in active markets, their fair value is measured using valuation techniques. The input to these models are taken from observation markets where possible, but where this is not feasible, a degree of judgement is required in establishing fair values. Judgements include considerations of inputs such as liquidity risk, credit risk and volatility. Changes in assumptions relating to these factors could affect the reported fair value of financial instruments. See Note 9 for further disclosures.

Income taxes

Significant judgment is required in determining the capital allowances and deductibility of certain expenses during the estimation of the provision for income tax. There are also claims for which the ultimate tax determination is uncertain during the ordinary course of business. The Company recognises liability for expected tax issues based on estimates of whether additional taxes will be due. When the final tax outcome of these matters is different from the amounts that were initially recognised, such differences will impact the income tax and deferred tax provisions in the year in which such determination is made.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

4. Revenue

	2026 S\$	2025 S\$
<u>Revenue recognised over time</u>		
Management fee	1,282,510	972,054
Performance fee	<u>1,891,511</u>	<u>337,720</u>
	<u>3,174,021</u>	<u>1,309,774</u>

Contract balances

The following table provides information about contract assets and contract liabilities for contracts with customers.

	2026 S\$	2025 S\$
Contract assets	1,530,357	467,614
Contract liabilities	<u>161,393</u>	<u>245,516</u>

The contract assets primarily relate to the Company's right to consideration for work completed but not billed at the reporting date on management fee and performance fee. The contract assets are transferred to trade receivable when the right become unconditional. The usually occurs when the Company invoices the customer.

Contract liabilities relate to advance billings issued to excess of the Company's right to the consideration.

The contract liabilities are recognised as revenue when the company fulfill its performance obligations under the contract with the customer. The significant changes in contract assets and contract liabilities during the year are as follows:

	Contract assets		Contract liabilities	
	2026 S\$	2025 S\$	2026 S\$	2025 S\$
Revenue recognised that was included in the contract liability balance at the beginning of the year	-	-	(84,123)	(84,123)
Contract assets reclassified to trade receivables	(467,223)	(417,085)	-	-
Changes in measurement of progress	<u>1,529,966</u>	<u>467,614</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

5. Other income

	2026 S\$	2025 S\$
Other service income	71,640	-
Other income	2,000	2,360
Interest income	901	1,906
Sublease interest	-	633
Gain on lease termination	-	23,847
Fair value gain on investment securities	<u>3,437</u>	<u>-</u>
	<u>77,978</u>	<u>28,746</u>

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

6. Profit before income tax

Profit before income tax has been arrived at after charging:

	2026 S\$	2025 S\$
Depreciation of plant and equipment	81,979	81,978
Depreciation of right-of-use assets	-	62,454
Foreign exchange loss	75,040	10,649
Professional fee	19,365	39,419
Mita sec fee	149,819	101,263
System costs	48,947	50,999
Employee benefit expenses		
- Salaries and bonuses	1,065,300	809,403
- CPF contributions	9,946	26,044
- Other benefit	6,872	13,829
Finance cost		
- Lease liabilities interest	-	694
- Provision of reinstatement cost interest	-	766

7. Income tax expenses

The major components of income tax expense recognised in profit or loss for the financial years ended 31 March 2026 and 31 March 2025 were:

	2026 S\$	2025 S\$
Income tax		
- Current year	171,528	-

Relationship between tax expenses and accounting profit

A reconciliation between tax expense and product of accounting profit multiplied by the applicable corporate tax rate for the financial years ended 31 March 2026 and 31 March 2025 were as follow:

	2026 S\$	2025 S\$
Profit before income tax	1,673,147	27,705
Tax calculated at a tax rate of 17% (2025: 17%)	284,435	4,710
Tax effect of:		
- Expenses not deductible for tax purposes	-	7,304
- Income not subject to tax	(924)	(4,502)
- Utilised of deferred tax assets not recognised previously	(94,558)	(7,512)
- Tax exemption and tax rebate	(17,425)	-
	171,528	-

Deferred income tax assets are recognised for tax losses carried forward to the extent that realisation of the related tax benefits through future taxable profits is probable. The Company has unrecognised tax losses approximately of S\$Nil (2025: S\$550,650) and at the end of the reporting period which can be carried forward and used to offset against future taxable income subject to meeting certain statutory requirements. The tax losses have no expiry date.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

8. Plant and equipment

	Leasehold improvement S\$
<u>Costs</u>	
At 1 April 2024, 31 March 2025 and 31 March 2026	<u>252,768</u>
<u>Accumulated Depreciation</u>	
At 1 April 2024	61,484
Depreciation	<u>81,978</u>
At 31 March 2025	143,462
Depreciation	<u>81,979</u>
At 31 March 2026	<u>225,441</u>
<u>Net Carrying Amounts</u>	
At 31 March 2025	<u>109,306</u>
At 31 March 2026	<u>27,327</u>

9. Investment securities

	2026 S\$	2025 S\$
Equity securities – at FVTPL	<u>418,437</u>	<u>-</u>

10. Other receivables

	2026 S\$	2025 S\$
Interest receivables	157	817
Deposits	1,620	1,620
Prepayments	<u>910</u>	<u>5,715</u>
	<u>2,687</u>	<u>8,152</u>

11. Amounts due from related companies

Amounts due from related companies are non-trade in nature, unsecured, interest-free and recoverable on demand.

12. Cash and short-term deposits

	2026 S\$	2025 S\$
Cash at bank	818,555	288,215
Fixed deposits	<u>107,089</u>	<u>105,528</u>
	<u>925,644</u>	<u>393,743</u>

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

12. Cash and short-term deposits (cont'd)

For the purpose of presenting the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise the following at the end of the financial year:

	2026 S\$	2025 S\$
Cash and short-term deposits	925,644	393,743
Less: Fixed deposit with original maturity more than 3 months	(107,089)	(105,528)
	<u>818,555</u>	<u>288,215</u>

13. Other payables

	2026 S\$	2025 S\$
Other payables	4,993	6,665
Accrued operating expenses	449,465	112,564
	<u>454,458</u>	<u>119,229</u>

14. Share capital

	2026		2025	
	No. of shares	S\$	No. of shares	S\$
<i>Ordinary shares, Issued and fully paid</i>				
At beginning and at end of the financial year	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

The holder of ordinary shares is entitled to receive dividends as and when declared by the Company. All ordinary shares carry one vote per share without restrictions. The ordinary shares have no par value.

15. Significant related party transactions

In addition to the related party information disclosed elsewhere in the financial statements, the following significant transactions with related parties on terms mutually agreed during the financial year are as follows:

	2026 S\$	2025 S\$
<i>Transactions with immediate and ultimate holding company</i>		
Mita sec fees	<u>(149,819)</u>	<u>(101,263)</u>
<i>Transactions with related companies</i>		
Receipt of sublease payment	-	31,366
Interest income received/receivables	-	633

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

15. Significant related party transactions (cont'd)

	2026 S\$	2025 S\$
<i>Transactions with related companies (cont'd)</i>		
Professional fee	(20,400)	(12,400)
Short-term lease payment	<u>(31,512)</u>	<u>(21,008)</u>
<i>Compensation of key management personnel</i>		
Salaries and bonuses	<u>691,285</u>	<u>308,334</u>

16. Fair values of assets and liabilities

(a) Fair value hierarchy

The Company categorises fair value measurements using a fair value hierarchy that is dependent on the valuation inputs used as follows:

- (i) Level 1 – Quoted prices (unadjusted) in active market for identical assets or liabilities that the Company can access at the measurement date,
- (ii) Level 2 – Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly, and
- (iii) Level 3 – Unobservable inputs for the asset or liability.

Fair value measurements that use inputs of different hierarchy levels are categorised in its entirety in the same level of the fair value hierarchy as the lowest level input that is significant to the entire measurement.

(b) Assets measured at fair values

The following table shows an analysis of each class of assets measured at fair value at the end of the reporting period:

	<u>Fair value measurements using</u>			Total
	Quoted prices in active markets for identical instruments (Level 1) S\$	Significant observable inputs other than quoted prices (Level 2) S\$	Significant unobservable inputs (Level 3) S\$	S\$
<i>31 March 2026</i>				
<u>Financial assets</u>				
Investment securities	-	-	418,437	<u>418,437</u>

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

16. Fair values of assets and liabilities (cont'd)

(b) Assets measured at fair values (cont'd)

Level 3 fair value measurements

Information about significant unobservable inputs used in Level 3 fair value measurements

The following table shows the information about fair value measurements using significant unobservable inputs (Level 3):

Description	2026 S\$	2025 S\$	Valuation technique	Significant unobservable inputs	Inter-relationship between key unobservable inputs and fair value measurement
Investment securities	418,437	-	Net asset value ("NAV") from audited or unaudited report of the investment manager of the investment funds	Net asset value of the investment fund	Increase/(decrease) in net asset value will increase/(decrease) the fair value

Movements in Level 3 assets measured at fair value

The following table presents the reconciliation for all assets measured at fair value based on significant unobservable inputs (Level 3):

	2026 S\$	2025 S\$
<u>Investment securities</u>		
At beginning of the financial year	-	-
Addition	415,000	-
Net fair value gains recognised in profit and loss	3,437	-
At end of the financial year	<u>418,437</u>	<u>-</u>

Sensitivity analysis

At the end of the reporting period, if the significant unobservable input are 10% higher/lower as per the assumptions mentioned above and all the other variables were held constant, the Company's comprehensive income and equity would have increased/decreased by S\$41,844 (2025: Nil).

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

16. Fair values of assets and liabilities (cont'd)

(c) Assets and liabilities not measured at fair value

Other receivables, interest receivables, amounts due from related companies, other payables, accrued operating expenses, cash and short-term deposits

The carrying amounts of these balances approximate their fair values due to the short-term nature of these balances.

Contract assets and contract liabilities

The carrying amounts of these balances approximate their fair values as they are subject to normal trade credit terms.

17. Financial risk management objectives and policies

The Company's activities expose it to a variety of financial risks from its operation. The key financial risks include credit risk, liquidity risk and market risk (including foreign currency risk and interest rate risk).

The Board of Directors reviews and agrees policies and procedures for the management of these risks, which are executed by the management team. It is and has been throughout the current and previous financial year, the Company's policy that no trading in derivatives for speculative purposes shall be undertaken.

The following sections provide details regarding the Company's exposure to the above-mentioned financial risks and the objectives, policies and processes for the management of these risks.

There has been no change to the Company's exposure to these financial risks or the manner in which it manages and measures the risks.

(a) Credit risk

Credit risk refers to the risk that the counterparty will default on its contractual obligations resulting in a loss to the Company. The Company's exposure to credit risk arises primarily from other receivables and amounts due from related companies. For other financial assets (including cash and cash equivalents), the Company minimises credit risk by dealing exclusively with high credit rating counterparties.

The Company has adopted a policy of only dealing with creditworthy counterparties. The Company performs ongoing credit evaluation of its counterparties' financial condition and generally do not require a collateral.

The Company considers the probability of default upon initial recognition of asset and whether there has been a significant increase in credit risk on an ongoing basis throughout each reporting period.

The Company has determined the default event on a financial asset to be high when internal and/or external information indicates that the financial asset is unlikely to be received, which could include default of contractual payments due for more than 360 days, default of interest due for more than 120 days or there is significant difficulty of the counterparty.

MITA CAPITAL PTE. LTD.

(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026****17. Financial risk management objectives and policies (cont'd)****(a) Credit risk (cont'd)**

To minimise credit risk, the Company has developed and maintained the Company's credit risk gradings to categorise exposures according to their degree of risk of default. The credit rating information is supplied by publicly available financial information and the Company's own trading records to rate its major customers and other debtors. The Company considers available reasonable and supportive forward-looking information which includes the following indicators:

- (i) Internal credit rating
- (ii) External credit rating
- (iii) Actual or expected significant adverse changes in business, financial or economic conditions that are expected to cause a significant change to the debtor's ability to meet its obligations
- (v) Actual or expected significant changes in the operating results of the debtor
- (vi) Significant increases in credit risk on other financial instruments of the same debtor
- (vii) Significant changes in the expected performance and behaviour of the debtor, including changes in the payment status of debtors in the group and changes in the operating results of the debtor.

Regardless of the analysis above, a significant increase in credit risk is presumed if a debtor is more than 120 days past due in making contractual payment.

The Company determined that its financial assets are credit-impaired when:

- (i) There is significant difficulty of the debtor
- (ii) A breach of contract, such as a default or past due event
- (iii) It is becoming probable that the debtor will enter bankruptcy or other financial reorganisation
- (iv) There is a disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulty

The Company categorises a receivable for potential write-off when a debtor fails to make contractual payments more than 360 days past due. Financial assets are written off when there is evidence indicating that the debtor is in severe financial difficulty and the debtor has no realistic prospect of recovery.

The Company's current credit risk grading framework comprises the following categories:

<u>Category</u>	<u>Definition of category</u>	<u>Basis for recognising expected credit loss (ECL)</u>
I	Counterparty has a low risk of default and does not have any past-due amounts.	12-month ECL
II	Amount is more than 120 days past due or there has been a significant increase in credit risk since initial recognition.	Lifetime ECL – not credit-impaired
III	Amount is more than 360 days past due or there is evidence indicating the asset is credit-impaired (in default).	Lifetime ECL – credit-impaired
IV	There is evidence indicating that the debtor is in severe financial difficulty and the debtor has no realistic prospect of recovery.	Amount is written off

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

17. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(a) Credit risk (cont'd)

The table below details the credit quality of the Company's financial assets, as well as maximum exposure to credit risk by credit risk rating categories:

	Note	Category	12-month or lifetime ECL	Gross carrying amount S\$	Loss allowance S\$	Net carrying amount S\$
31 March 2026						
Interest receivables	10	I	12-month ECL	157	-	157
Deposits	10	I	12-month ECL	1,620	-	1,620
Contract assets	4	I	Lifetime ECL (simplified)	1,530,357	-	1,530,357
Amounts due from related companies	11	I	12-month ECL	1,949	-	1,949
31 March 2025						
Interest receivables	10	I	12-month ECL	817	-	817
Deposits	10	I	12-month ECL	1,620	-	1,620
Contract assets	4	I	Lifetime ECL (simplified)	467,614	-	467,614
Amounts due from related companies	11	I	12-month ECL	3,333	-	3,333

Other receivables, interest receivables, deposits, and amounts due from related companies

The Company assessed the latest performance and financial position of the counterparties, adjusted for the future outlook of the industry in which the counterparties operate in, and concluded that there has been no significant increase in the credit risk since the initial recognition of the financial assets. Accordingly, the Company measured the impairment loss allowance using 12-month ECL and determined that the ECL is insignificant.

(b) Liquidity risk

Liquidity risk refers to the risk that the Company will encounter difficulties in meeting its short-term obligations due to shortage of funds. The Company's exposure to liquidity risk arises primarily from mismatches of the maturities of financial assets and liabilities. It is managed by matching the payment and receipt cycles. The Company's objective is to maintain a balance between continuity of funding and flexibility through the use of stand-by credit facilities. The Company's operations are financed mainly through equity and retained earnings. The directors are satisfied that funds are available to finance the operations of the Company.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

17. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(b) Liquidity risk (cont'd)

Analysis of financial instruments by remaining contractual maturities

The table below summarises the maturity profile of the Company's financial assets and liabilities at the reporting date based on contractual undiscounted repayment obligations.

	Carrying amount	Contractual cash flow	Due within 1 year	After 1 year but within 5 years
31 March 2026	S\$	S\$	S\$	S\$
<u>Financial assets</u>				
Investment securities	418,437	418,437	-	418,437
Other receivables	1,777	1,777	1,777	-
Contract assets	1,530,357	1,530,357	1,530,357	-
Amounts due from related companies	1,949	1,949	1,949	-
Cash and short-term deposits	925,644	925,644	925,644	-
Total undiscounted financial assets	2,878,164	2,878,164	2,459,727	418,437
<u>Financial liabilities</u>				
Other payables	454,458	454,458	454,458	-
Contact liabilities	161,393	161,393	84,123	77,270
Total undiscounted financial liabilities	615,851	615,851	538,581	77,270
Total net undiscounted financial assets	2,262,313	2,262,313	1,921,146	341,167
	Carrying amount	Contractual cash flow	Due within 1 year	After 1 year but within 5 years
31 March 2025	S\$	S\$	S\$	S\$
<u>Financial assets</u>				
Other receivables	2,437	2,437	2,437	-
Contract assets	467,614	467,614	467,614	-
Amounts due from related companies	3,333	3,333	3,333	-
Cash and short-term deposits	393,743	393,743	393,743	-
Total undiscounted financial assets	867,127	867,127	867,127	-
<u>Financial liabilities</u>				
Other payables	119,229	119,229	119,229	-
Contact liabilities	245,516	245,516	84,123	161,393
Total undiscounted financial liabilities	364,745	364,745	203,352	161,393
Total net undiscounted financial assets/(liabilities)	502,382	502,382	663,775	(161,393)

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

17. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(c) Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as interest rates and foreign exchange rates will affect the Company's income. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return on risk.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of the Company's financial instruments will fluctuate because of changes in market interest rates. The Company's exposure to interest rate risk arises primarily from their cash and short-term deposits.

The Company does not expect any significant effect on the Company's profit or loss arising from the effects of reasonably possible changes to interest rates on interest bearing financial instruments at the end of the financial year.

(ii) Foreign currency risk

The Company's foreign exchange risk results mainly from cash flows from transactions denominated in foreign currencies. At present, the Company does not have any formal policy for hedging against currency risk. The Company ensures that the net exposure is kept to an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates, where necessary, to address short term imbalances.

The Company has transactional currency exposures arising from sales that are denominated in a currency other than the functional currency of the Company, primarily United States Dollar ("USD") and Japanese Yen ("JPY").

The Company's currency exposures to the SGD at the end of the reporting period were as follows:

	2026		2025	
	USD S\$	JPY S\$	USD S\$	JPY S\$
<u>Financial assets</u>				
Investment securities	-	418,437	-	-
Contract assets	281,907	1,248,450	201,953	225,660
Cash and short-term deposits	129,053	557,691	43,164	129,455
	<u>410,960</u>	<u>2,224,578</u>	<u>245,117</u>	<u>355,115</u>
<u>Financial liabilities</u>				
Other payables	<u>19,832</u>	<u>33,583</u>	<u>16,964</u>	<u>12,795</u>
Net currency exposure	<u>391,128</u>	<u>2,190,995</u>	<u>228,153</u>	<u>342,320</u>

A 5% strengthening of Singapore dollar against the foreign currencies denominated balances as at the reporting date would decrease profit or loss by the amounts shown below. This analysis assumes that all other variables remain constant.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026

17. Financial risk management objectives and policies (cont'd)

(c) Market risk (cont'd)

(ii) Foreign currency risk (cont'd)

	Profit/(Loss) before income tax	
	2026	2025
	S\$	S\$
United States dollar	(19,556)	(11,408)
Japanese Yen	<u>(109,550)</u>	<u>(17,116)</u>

A 5% weakening of Singapore dollar against the above currencies would have had equal but opposite effect on the above currencies to the amounts shown above, on the basis that all other variables remain constant.

18. Financial instruments category

At the reporting date, the aggregate carrying amounts of financial assets at fair value and amortised cost and financial liabilities at amortised cost were as follows:

	2026	2025
	S\$	S\$
<u>Financial assets measured at fair value</u>		
Investment securities	<u>418,437</u>	<u>-</u>
<u>Financial assets measured at amortised cost</u>		
Other receivables	1,777	2,437
Contract assets	1,530,357	467,614
Amounts due from related companies	1,949	3,333
Cash and short-term deposits	<u>925,644</u>	<u>393,743</u>
	<u>2,459,727</u>	<u>867,127</u>
<u>Financial liabilities measured at amortised cost</u>		
Other payables	454,458	119,229
Contact liabilities	<u>161,393</u>	<u>245,516</u>
	<u>615,851</u>	<u>364,745</u>

19. Capital Management

The primary objective of the Company's capital management is to ensure that it maintains a strong credit rating and net current asset position in order to support its business and maximise shareholder value. The capital structure of the Company comprises issued share capital.

The Company manages its capital structure and makes adjustments to it, in light of changes in economic conditions. To maintain or adjust the capital structure, the Company may adjust the dividend payment to shareholders, return capital to shareholders or issue new shares. The Company is not subject to any externally imposed capital requirements.

MITA CAPITAL PTE. LTD.
(Incorporated in the Republic of Singapore)

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 MARCH 2026**

19. Capital Management (cont'd)

No changes were made in the objectives, policies or processes during the financial years ended 31 March 2026 and 31 March 2025.

The Company is not subject to any externally imposed capital requirements. The Company's overall strategy remains unchanged from the end of last financial period.

The Company's objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern in order to provide returns for its shareholder and benefits for other stakeholders and to maintain an optimal capital structure to reduce the cost of capital.

20. Authorisation of financial statements for issue

The financial statements for the financial year ended 31 March 2026 were authorised for issue in accordance with a resolution of the Directors on 21 August 2026.

4【利害関係人との取引制限】

潜在的な利益相反

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社、代行協会員（およびこれらの各役員および取締役）ならびにファンドに関して任命された各ブローカーは随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役または私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります、または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービスまたは付随する管理事務サービス、保管サービスもしくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券および金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、ファンドに対するサービスの提供において入手、作成または使用する情報および取引戦略と同一のまたは異なる情報および取引戦略を用いて、ファンドの勘定の管理および助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用／助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、ファンドの勘定の運用／助言の提供に支払われる報酬を超えることがあります、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、またはほぼ同時に、かかる勘定とファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションについてかかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会がファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

ファンドは、管理会社および投資運用会社によって設立され、プロモートされているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

販売会社は、管理会社と投資運用会社の関係当事者であるため、販売会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社および管理会社は、販売会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。販売会社は、投資運用会社および管理会社の関係当事者であり、ファンドへの合計投資金額に基づき報酬を受領するので、販売会社は、販売会社が行うファンドのプロモーションに関して独立のアドバイザーとみなされるべきではありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使うことができない結果、ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役およびその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務に従い、

受託会社の取締役またはその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、または利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

5 【その他】

（1）定款の変更等

管理会社は定款の変更および管理会社の清算に関して株主総会の決議が必要です。

（2）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（3）出資の状況

該当事項はありません。

（4）訴訟事件その他の重要事項

2026年9月30日前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド

(Ogier Global Trustee (Cayman) Limited)

（「受託会社」）

① 資本金の額

2026年7月末現在、10,000米ドル（約161万円）

② 事業の内容

受託会社は、オジエ・グローバル（ケイマン）リミテッド（以下「OGCL」といいます。）の完全所有子会社です。OGCLは、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有し、CIMAによる規制を受けます。受託会社は、免許保有者の完全所有子会社であるので、CIMAによる個別の免許を受けることを要求されていません。

（2）三田キャピタル・プライベート・リミテッド

(Mita Capital Pte.Ltd.)

（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2026年7月末現在、1,000,000シンガポール・ドル（約125百万円）です。

② 事業の内容

投資運用会社は、2019年6月4日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社です。

投資運用会社は、シンガポールにおいて投資信託等の運用業務を行うための資本市場業務免許を保有しており（免許番号CMS101272）、シンガポールの証券先物法に基づき、シンガポール金融庁（MAS）によって規制されます。

（３）アセント・ファンド・サービス（シンガポール）プライベート・リミテッド

（Ascent Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.）

（「管理事務代行会社」）

① 資本金の額

2026年7月末現在、14,587,690.9538米ドル（約2,345百万円）

② 事業の内容

シンガポール法に基づき2019年に設立された独立のグローバルなファンドアドミニストレーターであり、資産運用会社、資本市場、ファミリーオフィス、プライベート顧客の広範な顧客に対して、カスタマイズされたソリューションを提供しています。ヘッジファンド、ユニット・トラスト、ファンド・オブ・ファンズ、シンガポール籍変動資本会社（VCC）、プライベート・エクイティ、運用勘定およびベンチャーキャピタル・ファンドを専門とするファンドサービス商品を提供しています。FATCA報告業務、CRS報告業務、米国税務報告業務、コーポレート会計・監査、信託の設定、FXソリューション等の業務も提供しています。

（４）三田証券株式会社（「販売会社」および「代行協会員」）

① 資本金の額

2026年7月末現在、5億円

② 事業の内容

1947年7月に設立され、70年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第1種および第2種金融商品取引業の登録を受けています。

2 【関係業務の概要】

（１）オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行います。受託会社は、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用管理に関与しません。信託証書の下で受託会社に付与されている権限に基づき、受託会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託し、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また、管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関して一定の決定を行う権限を付与されています。受託会社は、定期的に、受任者のパフォーマンスについてレビューを行います。いずれの受任者または副受任者の業務執行の監督を行う義務も有しておらず、いずれの受任者または副受任者の作為もしくは不作為を理由としてファンドに発生した損失について責任を負いません。ただし、当該損失が、当該受任者の任命の際の受託会社の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合はこの限りではありません。

本書に記載される投資目的、投資戦略および投資制限に従ってファンドの運用および投資に責任を有する者は、受託会社ではなく、投資運用会社です。

受託会社は、ファンドの投資対象を受託会社の名義で登録し保管することに責任を有しますが、管理事務代行会社またはその他の者に当該責任を委託することができます。

信託証書の規定に従い、受託会社は、信託証書に基づくその権限および義務の適正な履行において、またはファンドに関してまたはファンドに何らかの方法に関連して、受託会社が負担したまたは受託会社に主張されたすべての責任、債務、損失、請求、主張、手続き、要求、罰金、申立て、判決、訴訟、経費または費用に関して、免責され、ファンドの資産から補償される一定の権利を有します。ただし、これらが受託会社の側の故意の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合を除きます。

（２）三田キャピタル・プライベート・リミテッド（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づき、ファンドの運用および投資を行います。

投資運用会社は、戦略的な投資助言およびファンドのポートフォリオに関する一定の運用サービスを提供する投資顧問会社を随時任命することができます。投資運用会社は、当該受任者の全報酬に責任を有しますが、投資運用会社の詐欺行為、不注意または故意の不履行が存在する場合を除き、当該受任者の作為または不作為について責任を負わないものとします。ただし、投資運用会社は、当該任命を誠実に決定し、当該受任者の選定、使用および監視において合理的なスキルと注意をもってそれに当たるものとします。ファンドは、かかる助言およびサービスの提供の過程で発生する一定の費用について、当該受任者に払い戻すことがあります。

受託会社の承認を条件として、投資運用会社は、投資運用契約に基づくその機能、権限および義務のいずれも、投資運用会社が合理的に選定した他の法人または第三者（投資運用会社の関連会社であるか、独立の会社であるかを問わず、仲介業者、投資顧問業者、投資者に関する管理サービス提供業者、または第三者の調査サービス提供者を含みます。）に委任し、潜在的投資者の紹介、適切な投資機会または売却機会の特定、および提案の作成および評価の面で支援を受ける場合があります。ただし、（i）投資運用会社は、最終的な投資判断を行う責任を委任することはできず、すべての投資決定および売却決定について責任を負うものとし、かつ（ii）かかる委任は、常に、投資運用会社の監督に従うものとします。

（３）アセント・ファンド・サービスズ（シンガポール）プライベート・リミテッド （「管理事務代行会社」）

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、ファンドの事務管理を行い、それに関して、受託会社および管理会社（受益証券の発行のみ）の最終的な監督の下で、ファンドのために、以下を含む（ただし、以下に限定されない）一定の指定されたサービスを提供します：ファンドおよび各クラスの純資産価額の計算、ファンドの帳簿の作成・保管、ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング／テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込みおよび買戻請求の処理、受益者名簿の作成・保管、受益証券の所有確認書の受益者への交付、ならびにファンドが随時要求するその他の事務管理サービス。

また管理事務代行会社は、税務報告サービス契約に基づき、米国の外国口座税務コンプライアンス法および経済協力開発機構の共通報告基準の遵守に関するサービスを提供します。

（４）三田証券株式会社（「販売会社」および「代行協会員」）

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、日本の実質受益者の申込みおよび買戻しの取扱いを行い、投資者への運用報告書等の送付を含む投資者に対する一定の顧客サービス業務を行います。

また、代行協会員契約に基づき、日本証券業協会（JSDA）の代行協会員として、受益証券の１口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書および届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行います。

３ 【資本関係】

該当事項はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。

多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の会社型ミューチュアル・ファンドが1960年代の終わり頃から設立された。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社によって、またはそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、およびリミテッド・パートナーシップが設立された。

- 1.2 現在、「ミューチュアル・ファンド」に該当するケイマン諸島の会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されており、2026年6月現在、ケイマン諸島における運用中のミューチュアル・ファンドの数は13,000超（マスター・ファンド数3,100超を含む）であった。

- 1.3 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）および銀行・信託会社法に基づき、ケイマン諸島における銀行・信託業の認可および規制を管轄するのはケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）である。CIMAは、カリブ銀行監督者グループ（CGBS）および北米・中南米バンキング監督者協会（ASBA）のメンバーであり、その他多くの国際的な規制・監督機関に参加している。

- 1.4 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」という。）のメンバーである。

CIMAは、規制対象ミューチュアル・ファンドによるマネー・ロンダリング防止、テロ資金供与対策および大量破壊兵器拡散資金供与対策に関するケイマン諸島の法規制の遵守状況を監督している。当該法規制は、金融活動作業部会（以下「FATF」という。）の基準に適合するよう整備されており、その適合性はCFATFによる相互審査を通じて評価される。

2. 投資信託の規制

- 2.1 ミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ミューチュアル・ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を定めている。2020年に初めて制定されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」という。）は、クローズドエンド型ファンドに対する規制を定めている（下記17項に詳述する。）。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法は、各法の規定の違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。さらに、金融庁法とケイマン諸島の金融庁（行政罰金）規則（改正済）は、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」という。）、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して、CIMAに高額の罰金を課す権限を与えている。

- 2.2 ミューチュアル・ファンド（以下「投資信託」という場合がある。）とは、ケイマン諸島において設立された（ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる）会社、ユニッ

ト・トラスト、有限責任会社もしくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益もしくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的または企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいう。マスター・ファンドについてもミューチュアル・ファンド法の規制が適用される。すなわち、ケイマン諸島で設立／設定された（またはケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から運営されている）会社、ユニット・トラスト、有限責任会社もしくはパートナーシップであって、投資家の請求により償還可能な持分を発行し、かつ一以上の規制対象フィダー・ファンドを有するものをいう（ミューチュアル・ファンド法の定義による）。

3. ミューチュアル・ファンド法の下で規制を受ける投資信託の四つの形態

3.1 免許投資信託

3.1.1 この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,125ケイマン諸島ドル（約5,030米ドル）の手数料の他に、当初の申請時に課される300ケイマン諸島ドル（約366米ドル）の行政手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託の管理が十分な専門性を有する当該機能の遂行に適した者によって行われ、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われるとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この認可方式は、通常、有名な金融機関等が設立またはスポンサーとなるファンドで、ケイマン諸島の認可を受けたミューチュアル・ファンド管理会社を任命しないものについて利用されてきた。（下記第3.2項参照）。

3.1.2 免許投資信託が会社として設立される場合、その各取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・免許法（改正済）に基づき、CIMAに登録することが要求される。

3.2 管理投資信託

3.2.1 この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,125ケイマン諸島ドル（約5,030米ドル）であり、この他に当初の申請時に課される300ケイマン諸島ドル（約366米ドル）の行政手数料がある。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.2.2 管理投資信託が会社として設立される場合、その各取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・免許法（改正済）に基づき、CIMAに登録することが要求される。

3.3 第4(3)条投資信託

3.3.1 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- (a) 一投資者当たりの最低投資額が80,000ケイマン諸島ドル（またはその他の通貨による相当額、一般的に100,000米ドル）であるもの

- (b) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの
- (c) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (i) 一投資者当たりの最低投資額が80,000ケイマン諸島ドル（またはその他の通貨による相当額、一般的に100,000米ドル）であるもの、または
 - (ii) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの

3.3.2 上記の(a)または(b)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,125ケイマン諸島ドル（約5,030米ドル）の当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(c)に分類される投資信託で、マスター・ファンドに関する別個の募集文書が存在しない場合、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ3,075ケイマン諸島ドル（約3,750米ドル）の当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。いずれの場合も、この他に、当初の申請時に課される300ケイマン諸島ドル（約366米ドル）の行政手数料が課される。

3.3.3 第4(3)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為するもしくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、第4(3)条投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければならない。

3.4 限定投資者投資信託

3.4.1 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託である。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり80,000ケイマン諸島ドル（一般的に100,000米ドル）の最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命もしくは解任できなければならない。

3.4.2 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求される：

（i）投資者の過半数が投資信託の運営者を任命もしくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、（ii）所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）／募集要項／販売用資料を含むその他の情報を提出すること、および（iii）年間登録手数料4,125ケイマン諸島ドル（約5,030米ドル）と当初の申請時に課される300ケイマン諸島ドル（約366米ドル）の行政手数料を支払うこと。

3.4.3 限定投資者投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為するもしくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、限定投資者投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければならない。

4. 投資信託の追加的および継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、その持分についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようするために必要なその他の情報を記載した目論見書（Offering Document）（限定投資者投資信託の場合はOffering Memorandum／募集要項／販売用資料）を発行しなければならない。かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則－販売用書類の内容－規制投資信託」に定められる情報が記載されなければならない。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂された目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 2020年7月付の「CIMA規則－資産価額の計算－規制投資信託」（以下「NAV計算規則」という。）

に従い、各規制投資信託は、その純資産価額の計算におけるプライシング・評価のための実務、方針および手続きを定めた純資産価額計算ポリシー（以下「NAV計算ポリシー」という。）を定めなければならない。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならない、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければならない。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの販売用書類に開示されなければならない。

4.3 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内にまたはCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければならない。ミューチュアル・ファンド法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準またはアメリカ合衆国、日本、スイスまたはいずれかの非高リスク法域（すなわち、FATFによって発行された高リスク法域一覧に載っていない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとする。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

4.3.1 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

4.3.2 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

4.3.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3.4 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3.5 ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則またはミューチュアル・ファンド法に基づく免許／登録の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.4 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または運営者（その取締役、受託会社（もしくはジェネラル・パートナー））の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.5 CIMAは、2023年4月付で「ミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンスに関するガイダンス書面」を公表しており、これは、規制対象ミューチュアル・ファンドに期待される最低限の健全かつ慎重なガバナンスに関するガイダンスを定めたものであり、規制対象ミューチュアル・ファンドの運営にかかわるすべての者（例えば、信託として設立されたミューチュアル・ファンドの場合は受託者）が規制対象ミューチュアル・ファンドの運営において遵守することが期待されている。CIMAの「規制対象事業体のコーポレート・ガバナンスに関する規則」は、CIMAの規制対象となる事業体（ミューチュアル・ファンドを含む）のコーポレート・ガバナンスに関して個別的な追加規則を定めている。

4.6 ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された報告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

4.7 2026年3月、2026年ミューチュアル・ファンド（改正）法（以下「2026年MF改正法」という。）

は、「トークン化ミューチュアル・ファンド」に関する新たな規制の枠組みを導入した。トークン化

ミューチュアル・ファンドとは、その持分の全部または一部がデジタル持分トークンによって表章されるミューチュアル・ファンドをいう。2026年MF改正法は、トークン化ミューチュアル・ファンドに関して、特に以下を含む要件を導入している。(a) デジタル持分トークンによって表章される持分の発行、設定、販売、譲渡および所有権に関するすべての記録が適切に維持されていることについて、毎年CIMAに確認を行うこと、および(b) デジタル持分トークンによって表章される持分は、目論見書に従い、運営者の承認がある場合にのみ譲渡できること。また、CIMAはトークン化ミューチュアル・ファンドを監督する権限を有しており、トークン化ミューチュアル・ファンドが発行する持分を表章するデジタル持分トークンの特性について、特別な制限を課することができる。

4.8 2026年7月20日、CIMAは、ミューチュアル・ファンドを含む規制対象金融サービス提供者を対象とした2つの新規則、「金融サービス提供者におけるマネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融の防止・検知のための実効性あるコンプライアンス・プログラムの整備に関する規則」（以下「AML規則」という。）および「金融制裁および標的金融制裁の遵守に関する規則」（以下「制裁規則」といい、AML規則と併せて「本規則」という。）を公表した。これらの規則は、いずれも2026年9月18日から施行されている。

4.9 AML規則により、ミューチュアル・ファンドを含む金融サービス提供者には、ガバナンス、リスクベースの方針、顧客デューデリ調査、記録の保管、外部委託先の管理、研修および独立監査を実施するための体制を整備し、それを文書化することが要求される。その中には、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則ならびにマネー・ロンダリング、テロ資金供与および拡散金融の防止・検知に関する指針（ガイダンス・ノート）に定められている一定の要件（AML担当役員の任命義務等）も再度規定されるものとする。独立監査の要件とは、ミューチュアル・ファンドに対して、独立した監査手続を整備し、そのコンプライアンス・プログラムのレビューおよび有効性の検証を行うことを義務付けるものである。これは、既にAMLコンプライアンス責任者（AMLCO）によって担われているコンプライアンス・プログラムの監督に加えて求められるものである。制裁規則は、ミューチュアル・ファンドを含む金融サービス提供者に対し、制裁遵守体制をより広範なAML/CFT/CPFプログラムに組み込むことを求めており、主な義務として、申込者、顧客、実質的支配者、取引および関係人について、適用されるすべての制裁対象者リストとの照合を行うこと、指定対象者の資金および経済的資源を速やかに凍結すること、金融情報監督庁へコンプライアンス報告書を提出すること、および標的金融制裁の特定に関して定期的な職員研修を実施することが課される。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上すべての支配を含む投資信託の運用または管理事務を行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、もしくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託会社または投資信託の取締役を提供することとして定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低400,000ケイマン諸島ドル（約487,805米ドル）なければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 管理投資信託に関する投資信託管理者の責任は、受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第3.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- 5.5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- 5.5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- 5.5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.5.4 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.5.5 ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は20,000ケイマン諸島ドル（約24,390米ドル）、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は25,000ケイマン諸島ドル（約30,488米ドル）である。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、7,000ケイマン諸島ドル（約8,537米ドル）である。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は30,000ケイマン諸島ドル（約36,585米ドル）、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は35,000ケイマン諸島ドル（約42,683米ドル）である。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、7,000ケイマン諸島ドル（約8,537米ドル）である。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- 6.1.1 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会

社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- 6.1.2 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- 6.1.3 存続期限のあるまたは存続期間存続期間が限定される会社型のファンドビークルを設立することは可能である。
- 6.1.4 会社がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (a) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (b) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (c) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (d) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (e) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (f) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- 6.1.5 会社は、取締役会を持たなければならない。取締役は、主に管理事項に関する一定の制定法上の義務とともに、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- 6.1.6 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- 6.1.7 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- 6.1.8 いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- 6.1.9 株式の買戻しも認められる。
- 6.1.10 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- 6.1.11 分配金は、（会社の定款に従うことを条件として）会社の払込剰余金勘定からも利益からも支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- 6.1.12 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務秘書官が与える本約定の期間は20年間であるが、通常、期間終了時にさらに10年の更新が可能である。
- 6.1.13 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- 6.1.14 免税会社は、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.1.15 ケイマン諸島の会社は、第18項に定義し、詳述するケイマン諸島の「実質所有者透明性規制」の対象となる。

6.2 免税ユニット・トラスト

6.2.1 ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によって用いられる傾向にある。

6.2.2 ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

6.2.3 ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けたケイマン諸島の法人受託者または免許を受けた当該法人受託者の「被支配子会社」とする。よって、受託者（または免許を受けたその親会社）は、両方の法律に基づきCIMAによる規制・監督を受ける。

6.2.4 ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社がこれを運用する間、一般的に受託者としてこれを保有する。各受益者は、信託資産に対する比例的割合（各受益者の受益証券の価額に基づく）に応じた権利を有する（受益証券のクラスが異なる場合には権利は異なる場合がある）。

6.2.5 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

6.2.6 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

6.2.7 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

6.2.8 ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

6.2.9 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

6.3.1 免税リミテッド・パートナーシップは、ベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられる。

6.3.2 リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免税リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。

6.3.3 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

6.3.4 ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パート

ナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する（つまり、免税リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーの責任は、各リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約に従って免税リミテッド・パートナーシップの資産への出資を約束した金額に限定される）。加えて、(i)免税リミテッド・パートナーシップがキャッシュフロー・ベースで債務超過となり、かつ(ii)分配時にリミテッド・パートナーがその債務超過を実際に知っていた場合に、リミテッド・パートナーが分配を受けたり、債務を免除された場合には、出資履行額の分配のクローバックが行われることがある。かかる場合におけるリミテッド・パートナーの責任は、支払いまたは免除の日から6ヶ月間に限定される。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

6.3.5 ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、一般的なパートナーシップ法、たとえば、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの規則も、ケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）および免税リミテッド・パートナーシップ法によって適宜修正された上で適用される。

6.3.6 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- (a) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- (b) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- (c) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録に登録事務所に維持する。
- (d) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (e) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- (f) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿に登録事務所に維持する。
- (g) 適用ある場合、以下に関する契約および請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持する：(i) 免税リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、および支出の受領が発生した事項；(ii) 免税リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却および購入、および(iii) 免税リミテッド・パートナーシップの資産および負債。

6.3.7 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

6.3.8 リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの事業と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

6.3.9 免税リミテッド・パートナーシップは、50年の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

6.3.10 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散について免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

6.3.11 免税リミテッド・パートナーシップは、免税リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.3.12 免税リミテッド・パートナーシップは、第18項に定義し、詳述するケイマン諸島の「実質所有者透明性規制」の対象となる。

6.4 有限責任会社

6.4.1 有限責任会社（以下「LLC」という。）は、ケイマン諸島の有限責任会社法（改正済）（以下「LLC法」という。）に準拠して設立することができる。

6.4.2 LLCは、有限責任会社登記官（以下「登記官」という。）に登録届出書を提出することで設立される。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されるが、有限責任会社登記官に提出することは求められない。

6.4.3 LLCの名称には、「LLC」または「有限責任会社」を含めることができるが、義務ではない。当初の登録料および登録届出書を受領次第、有限責任会社登記官はLLCを登録し、登録証明書を発行する。

6.4.4 LLCは、独立した法人格を有する。したがって、LLCの場合、免税リミテッド・パートナーシップとは対照的に、一つのビークルだけが組成され維持されることが必要である。

6.4.5 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限される。

6.4.6 LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック（払戻し）規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥り、かつ(ii)メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合がある。クローバックについて時効はない。

6.4.7 LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役（またはLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる）を任命することは要求されない。

6.4.8 LLCのマネージャーもしくは経営陣の義務は、免税会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっている。免税会社の取締役は、適切な注意、スキルおよび努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務およびコモン・ロー上の義務を負っているが、LLCのマネージャーには、誠実に行為する義務以外にLLCに対して負う義務（受託者義務やその他の義務等）はない。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできる

6.4.9 LLCは、株式資本を持たない。その代わりに、メンバーには、持分または持分クラスが発行される。

6.4.10 メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益および損失の配分方法ならびに分配方法および分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができる。LLC契約に規定がない場合、LLC法では、利益および損失は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定している。

6.4.11 LLCは、最長50年間に於いて課税されない旨の誓約書を取得することができる。

6.4.12 LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はない。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除および出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金または資産を返還することができる。

6.4.13 LLC法は、LLC契約で規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課している。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とする。

6.4.14 LLCは、第18項に定義し、詳述するケイマン諸島の「実質所有者透明性規制」の対象となる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ10,000ケイマン諸島ドル（約12,195米ドル）の罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドル（約610米ドル）の罰金刑に処せられる。かかる場合、CIMAは、規制投資信託の運営者に対して、個人の場合は最高50,000ケイマン諸島ドル（約60,976米ドル）、法人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 CIMAが与える第7.3項に記載する指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高50,000ケイマン諸島ドル（約60,976米ドル）、法人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 7.5 CIMAからの指示により第7.3項に記載する情報または説明を提供する者は、それが虚偽であるまたは誤解を招くものであることをみずから知っている場合または合理的に知るはずである場合にこれをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）、法人の場合は最高1,000,000ケイマン諸島ドル（約1,219,512米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を付与する権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- 7.7.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - 7.7.2 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - 7.7.3 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法または反マネー・ロンダリング規則のいずれかの規定に違反した場合
 - 7.7.4 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - 7.7.5 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - 7.7.6 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 7.8.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - 7.8.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - 7.8.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - 7.8.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- 7.9.1 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - 7.9.2 投資信託に対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - 7.9.3 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - 7.9.4 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること
 - 7.9.5 投資信託の業務管理者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項に記載する行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9.4項または第7.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9.5項に記載するCIMAにより選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9.4項または第7.9.5項に記載する投資信託に関しCIMAにより選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 7.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 7.15.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 7.15.3 第7.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9.4項または第7.9.5項に記載するCIMAにより選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）、法人の場合は最高1,000,000ケイマン諸島ドル（約1,219,512米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 7.17 投資信託に関する第8.15項に記載する情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 7.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- 7.17.2 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- 7.17.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- 7.17.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てることができ、また、CIMAは、第7.9.4項または第7.9.5項に基づき選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項に記載する措置をとった場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に記載するその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9.1項に記載する投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなされる。
- 7.20 グランドコートが第7.17.3項に記載される申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAは、ミューチュアル・ファンド法およびマネー・ロンダリング防止規則を含むケイマン諸島の一定の規制上の法令規則の規定に違反した投資信託ならびに当該違反に同意もしくは共謀した、または当該違反がその過失に帰すべきものであることが証明された投資信託の取締役（または受託者などのその他の運営者）またはオフィサーに対して、実質的な行政上の罰金を課す裁量権を有している。
- 7.22 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第9.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ10,000ケイマン諸島ドル（約12,195米ドル）の罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドル（約610米ドル）の罰金刑に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高1,000,000ケイマン諸島ドル（約1,219,512米ドル）の過料を課す権限も有している。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- 8.6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- 8.6.2 その者がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- 8.8.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- 8.8.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法または反マネー・ロンダリング規則の規定に違反した場合
- 8.8.3 実質所有者透明性法（改正済）に定義される「コーポレートサービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が同法に違反した場合
- 8.8.4 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- 8.8.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- 8.8.6 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- 8.8.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.8.8 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- 8.9.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (a) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (b) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (c) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (d) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (e) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (f) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (g) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (h) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.9.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- 8.9.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- 8.9.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- 8.10.1 託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- 8.10.2 投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- 8.10.3 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- 8.10.4 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- 8.10.5 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項に記載する措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10.4項または第8.10.5項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10.5項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10.4項または第8.10.5項に記載する権限に基づき免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
 - 8.15.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 8.15.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - 8.15.3 第8.15.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10.4項または第8.10.5項に記載する権限に基づき選任された者が、
 - 8.16.1 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - 8.16.2 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）、法人の場合は最高1,000,000ケイマン諸島ドル（約1,219,512米ドル）の過料を課す権限も有している。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項に記載する情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - 8.17.1 CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - 8.17.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること、または、第8.10.4項または第8.10.5項に記載する権限に基づき選任される者の選任に関してCIMAが適切と考える措置を行うことができる。
- 8.18 CIMAが第8.17項に記載される措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

8.19.1 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっていると判断した場合

8.19.2 免許の保有者が、解散または清算に入った場合

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に記載されるとおりその投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

9.1.1 規制投資信託

9.1.2 免許投資信託管理者

9.1.3 規制投資信託であった者、または

9.1.4 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1.1項から第9.1.4項に規定された者またはそれらの各債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができる。

9.3.1 第9.1.1項から第9.1.4項に規定された者の債権者集会に出席すること

9.3.2 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

9.3.3 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

9.4.1 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

9.4.2 それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

9.4.3 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

9.4.4 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

9.4.5 ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検し写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ200,000ケイマン諸島ドル（約243,902米ドル）の罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高50,000ケイマン諸島ドル（約

60,976米ドル）、法人の場合は最高100,000ケイマン諸島ドル（約121,951米ドル）の過料を課す権限も有している。

10. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

10.1 下記第10.2項および金融庁法第50(3)条に定める事項を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人もしくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、または金融庁法もしくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ケイマン諸島ドル（約12,195米ドル）の罰金および1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ケイマン諸島ドル（約60,976米ドル）の罰金および3年の禁固刑が課せられる。

10.1.1 CIMAに関する事柄

10.1.2 規制法に基づきCIMAまたは政府に対して行われた申請

10.1.3 免許を受けた者に関する事柄

10.1.4 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事柄

10.1.5 海外の規制当局との間で共有されるもの、またはそれに関する通信

10.2 上記第10.1項に記載する事項は、以下の開示には適用されないものとする。

10.2.1 ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、または認められた開示

10.2.2 CIMAがミューチュアル・ファンド法、その他の法律または当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを援助するために行われる開示

10.2.3 免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者、または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事柄に関しては、免許を受けた者、顧客、メンバー、クライアント、被保険者、会社もしくは投資信託の自発的な同意により授權されている開示

10.2.4 内閣がミューチュアル・ファンド法またはその関係規則により付与された機能を執行することを可能にするため、またはそれに関し内閣を補助するために行う開示、またはCIMAがミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に基づきその機能を遂行する際に内閣とCIMAとの間の交渉に関連して行われる開示

10.2.5 開示される情報が、その他のソースで公衆に開示される場合またはすでに開示されている場合

10.2.6 開示される情報が、当該情報に関係する免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託の身元を特定できないような方法で表示された要約もしくは統計による場合

10.2.7 (i) 刑事訴訟の提起に関して、または刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して行われる開示、(ii) 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、(iii) 金融庁法第50(3)もしくは(7A)条に基づいて行われる開示、または(iv) 金融庁法第50A条に基づいて行われる開示

10.2.8 免許を受けた者の解散もしくは清算、またはその任命もしくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示

10.3 金融庁法第50(3)条は、海外の規制当局からの支援要請に対応すべきとCIMAが判断した場合、CIMAは、10.6項に記載される事項を条件として、以下を行うことができる／行うことが要求される旨を規定している。

10.3.1 海外の規制当局がその規制上の機能（海外の規制当局が所管する法律、規制および規則を執行するための民事上および行政上の手続の遂行を含む。）を行使するために必要な情報を開示することができる。

10.3.2 かかる要請および開示のすべてについて記録を保持し、開示された情報の一覧を管理するものとする。

10.3.3 かかる要請を受けた時点またはその後いつでも、当該情報が以下の目的で使用されることに同意することができる。(i)民事上および行政上の執行手続の遂行、(ii)自主規制機関による監視または執行活動への支援（ただし、当該機関が、当該要請の対象となる行為の監督に参与していることをCIMAが認めている場合に限る）；(iii)当該要請において指摘されている規定の違反に対する告発に関する刑事捜査または起訴に関する支援（当該告発が、かかる要請を行った規制当局が所管する法律および規制の違反に関する場合に限る）。

10.3.4 投資者、預託者、保険加入者または信託の受益者の利益を保護するための命令を出してもらうために、裁判所の規則に従って大法廷の裁判官に申し立てを行うことができる。かかる命令には、以下が含まれる。(i)関連する資産または口座の凍結、(ii)規制対象ファンドの受益証券または株式の発行、買戻しまたは償還の停止、(iii)CIMAと海外規制当局との間で締結された覚書の条件に従って、CIMAに対する海外規制当局からの要請に従ったその他の措置の承認。

10.3.5 海外規制当局に対して、ケイマン諸島に所在し、CIMAの監督または規制の対象となっている事業体に対し現地検査または訪問を行うことを許可することができる（実施の方法は、CIMAと当該海外規制当局との間の合意書による。）

10.4 さらに金融庁法は、10.6項に記載される事項を条件として、CIMAがその規制上の機能を遂行する過程で判明した犯罪行為に関する情報を、CIMAの裁量により海外の規制当局に提供することができる旨を規定している。なお、「犯罪行為（criminal conduct）」とは、犯罪収益法の定義に従うものとする。

10.5 また金融庁法は、CIMAがその裁量により、または所轄当局からの要請に基づき、金融庁法または関係規制法の下で規制される者または事業体に関する情報を共有できる旨を規定している。

10.6 CIMAは、以下の条件を満たしている場合に限り、海外の規制当局に対して情報または文書の開示、収集またはアクセスの提供を伴う支援を行うものとする。

10.6.1 支援先の当局に対して、さらなる開示に関して適切な法的制限が課せられていることをCIMA自らが確認している場合、または、10.6.2 CIMAが、支援先の当局から、CIMAが提供した情報をCIMAの同意なしに開示しない旨の誓約を得ている場合、かつ、

10.6.3 海外規制当局から要請された支援または海外規制当局に提供される情報が、当該規制当局の規制上の機能（海外の規制当局が所管する規制法に相当する法律を執行するための民事上および行政上の調査または手続の遂行を含む。）に必要であるとCIMAが認めている場合、かつ、

10.6.4 CIMAの権限の行使により提供される情報が、情報提供者に対する刑事訴訟（ただし、偽証罪に関する訴訟を除く。）に使用されないことをCIMAが確認している場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

11.3.1 契約法(改正済)の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

11.3.2 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

11.4.1 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

(a) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

(b) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

11.4.2 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

11.4.3 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

11.4.4 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

11.4.5 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

11.5.1 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。

11.5.2 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」という。）第257条

12.1.1 法人または（法人格のない）任意団体の役員である者（またはかかる者として行為しようとする者）が、当該法人もしくは団体の事項について当該法人もしくは団体の株主または債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的もしくは欺罔的内容の表明または説明を書面にて発行するか、または発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられる。

12.1.2 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされる。

12.1.3 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、または発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人または団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとする。

12.2 刑法第247条、第248条

12.2.1 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられる。

12.2.2 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

12.2.3 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 ケイマン諸島の2016年秘密情報開示法（以下「CID法」という。）は、守秘義務を負う者が秘密情報を開示しても守秘義務の違反にならない一定の場合を定めている。

守秘義務を負う者が、CID法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(j)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することはなく、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとする。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の会社清算規則（2023年統合版）（以下「会社清算規則」という。）および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社である会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17.2項および第8.17.2項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17.3項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップの解散の命令（参照：第7.17.4項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナー

シップ契約の規定に従って分配される。ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免税リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。また免税リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナーもしくは清算人が署名した解散通知が免税リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免税リミテッド・パートナーシップを解散することはできない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社の清算（解散）は、LLC法、会社法のパートV（参照によってLLC法に組み込まれている）、会社清算規則およびLLCのLLC契約（もしあれば）に準拠する。清算は、LLC契約に規定された事由の発生した場合などは任意で行われ、債権者、出資者（すなわち、組合員）またはLLC自体の申請により裁判所によって強制的に行われる場合もある。任意解散がその後に裁判所の監督下に置かれることもある。また、CIMAは、投資信託であるLLCの清算を裁判所に申請する権限を有している（上記第7.17.2項および8.17.2項を参照）。

13.5 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、信託、リミテッド・パートナーシップおよびLLCは、将来の税金が課されない旨の誓約書を取得することができる（上記第6.1.12項、第6.2.7項、第6.2.6項、第6.3.9項および第6.4.11項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。ミューチュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散ならびに投資対象の取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的もしくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップを意味する（ただし、銀行・信託会社法もしくは2010年保険法の下で免許を受けた者またはビルディング・ソサエティー法（改正済）またはフレンドリー・ソサエティー法（改正済）の下で登録されている者は含まれない。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている投資信託をいう。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託または同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の償還もしくは買戻しの条件およびかかる償還もしくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれる。

- 14.4 直近の発行日および償還日もしくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格もしくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務書類を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- 14.7.1 本規則の第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (a) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額ならびに発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (c) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
 - (e) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (f) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (g) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (h) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (i) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- 14.7.2 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- 14.7.3 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを停止した場合および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止もしくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければならない。

14.7.4 設立規定、関連ある目論見書および申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島の犯罪収益法(改正済)（以下「犯罪収益法」という。）第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域で設立されているまたは適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

14.8.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

14.8.2 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

14.8.3 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

14.8.4 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

14.9.1 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、または犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立されているまたは適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

14.9.2 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- 14.9.3 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (a) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (b) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (c) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (d) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (e) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- 14.9.4 本規則は、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- 14.9.5 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (a) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (b) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (i) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、かつ
 - (ii) 以下の場合には、本項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (I) 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、かつ
 - (II) 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合
 - (c) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (d) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (e) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (f) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

14.9.6 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- (a) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (c) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

14.9.7 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- (a) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (b) マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (c) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

14.9.8 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

14.10.1 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務書類を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務書類については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

14.10.2 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

14.10.3 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務書類に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

14.11.1 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

14.11.2 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

14.11.3 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

14.11.4 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立してなければならない。

14.12 目論見書

14.12.1 本規則のパートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。さらに、かかる目論見書には、2020年5月付の「CIMA規則—目論見書の記載内容—規制投資信託」に定められる情報が記載されなければならない。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

14.12.2 ミューチュアル・ファンド法および2020年5月付の「CIMA規則—目論見書の記載内容—規制投資信託」に定める要件に加えて、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (a) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (b) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (c) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (d) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (e) 監査人の氏名および住所
- (f) 下記の(v)、(w)および(x)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (g) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (h) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (i) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (j) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (k) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (l) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (m) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (n) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (o) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (p) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (q) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (r) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (s) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (t) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (u) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (v) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (w) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (i) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (ii) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (x) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (i) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (ii) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (iii) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

16. ケイマン諸島の経済的実体要件

16.1 国際税務協力（経済的実体）法（改正済）（以下「ES法」という。）は、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づける。

16.2 ES法は、ケイマン諸島税務情報庁（以下「TIA」という。）によって発行された2022年7月13日付ガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」（以下「ガイダンス」という。）、ならびに「国際税務協力（経済的実体）（規定日）法（改正済）」および「2020年国際税務協力（経済的実体）規則」によって補足されている。

16.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義している（以下「該当エンティティ」という。）。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動（以下「該当事業活動」という。）のいずれもしくは複数を遂行しているか否かについて年次報告書を作成しなければならない。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足させなければならない。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有する。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行う。

16.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味する：

- (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：（i）会社法に準拠して設立された会社、または（ii）LLC法に基づき登録されている有限責任会社、
- (b) ケイマン諸島の有限責任パートナーシップ法（改正済）に従い登録されている有限責任パートナーシップ、
- (c) ケイマン諸島のパートナーシップ法（改正済）の第3条に定義されるパートナーシップ（国内パートナーシップを除く）、
- (d) ELP法に基づく免税リミテッド・パートナーシップ、
- (e) ELP法第42条に基づき登録された外国リミテッド・パートナーシップ、
- (f) ケイマン諸島外で設立された会社で、会社法の下で登録されている会社。ただし、（i）投資信託、または（ii）税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティ、は含まれない。該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれない。

16.5 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとする。この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、または投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の保有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運

用もしくは処分による収益もしくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接もしくは間接に投資もしくは運用を行うエンティティ（当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではない。）も含まれる。ケイマンのパートナーシップおよびユニット・トラストも、現在、同法の範疇から外れている。

17. プライベート・ファンド法

- 17.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用される。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録およびCIMAによる規制を定めている。プライベート・ファンド法は、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)条、第4(3)条または第4(4)(a)条に準拠して事業を行っている投資信託である「規制投資信託」には適用されない。従って、オープンエンド型ユニット・トラストは、一般的にはプライベート・ファンド法の対象とはならず、引続きミューチュアル・ファンド法によって規制される。
- 17.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資対象の取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的として投資持分を募集または発行するまたは発行している会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合である：（a）投資持分の保有者は、投資対象の取得、保有、運用もしくは処分に関して日常的にコントロールすることはできない、かつ（b）投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者または運営者を代理する者により、直接もしくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップの資産、収益もしくは利益に基づき支払われる。ただし、（i）銀行・信託会社法または2010年保険法に基づく免許を受けた者、（ii）ビルディング・ソサエティー法（改正済）またはフレンドリー・ソサエティー法（改正済）に基づき登録されている者、または（iii）ファンド以外の組織形態は含まれない。
- 17.3 上記第17.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ビークル、合併事業、プロプライエタリ・ビークル、持分ビークル、優先持分ファイナンス・ビークル、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外している。CIMAは、FAQs（よくある質問）を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、または法的拘束力あるその他の規定もしくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘している。
- 17.4 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を行う目的で、持分の申込みに関心を有する富裕層や専門知識を持つ投資家と契約を締結し、投資家から出資約束を受諾することを明示的に認めているが、プライベート・ファンドは、出資約束の受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければならない。プライベート・ファンドは、すべての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければならない。
- 17.5 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、（1）年1回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から6ヵ月以内にCIMAに提出しなければならない、また（2）資産の保持、評価および保管の記録、権原の確認、現金のモニタリングおよび有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければならない（以下、かかるすべての要件を「PFA要件」という。）。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、その運営者として行為するもしくは運営者を代理して行為する少なくとも2名の自然人を有することを義務付けるこ

とを別途確認している。PFA要件が独立の第三者によって遂行されない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができる。

17.6 登録されているプライベート・ファンドには、CIMAによる追加的な措置が適用される。2020年7月付の「CIMA規則―純資産価額の計算―登録プライベート・ファンド」は、純資産価額の計算ポリシーを文書化すること、少なくとも年1回の評価を実施すること、ならびに当該方針および使用するプライシング・モデルについて運営者が年1回の承認と見直しを行うことを求めている。また、「CIMA規則―資産の分別管理―登録プライベート・ファンド」は、プライベート・ファンドの資産を、その運用者、運営者および保管機関の資産から分別して管理するための要件を定めている。さらに、2023年4月付の「ガイダンス書面―ミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドのコーポレート・ガバナンス」および第4.5項に記載するCIMAの「規制対象事業体のコーポレート・ガバナンスに関する規則」も、登録プライベート・ファンドに適用される。17.7 プライベート・ファンドは、300ケイマン諸島ドル（約366米ドル）の手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求される。プライベート・ファンドは、4,125ケイマン諸島ドル（約5,030米ドル）の当初および継続的登録手数料も支払わなければならない。販売用資料、要項もしくは目論見書の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求される。かかる販売用資料、要項もしくは目論見書には、2020年5月付の「CIMA規則―販売用資料―登録プライベート・ファンド」に定める情報を記載しなければならない。

17.8 2026年3月、2026年プライベート・ファンド（改正）法（以下「2026年PF改正法」という。）は、「トークン化プライベート・ファンド」に関する新たな規制の枠組みを導入した。トークン化プライベート・ファンドとは、その持分の全部または一部がデジタル持分トークンによって表章されるプライベート・ファンドをいう。2026年PF改正法は、トークン化プライベート・ファンドに関して、特に以下を含む要件を導入している。(a)デジタル持分トークンによって表章される持分の発行、設定、販売、譲渡および所有権に関するすべての記録が適切に維持されていることについて、毎年CIMAに確認を行うこと、および(b)デジタル持分トークンによって表章される持分は、目論見書に従い、運営者の承認がある場合にのみ譲渡できること。また、CIMAはトークン化プライベート・ファンドを監督する権限を有しており、トークン化プライベート・ファンドが発行する持分を表章するデジタル持分トークンの特性について、特別な制限を課することができる。

18. 実質所有者透明性規制

18.1 「実質所有者透明性法（改正済）」およびその関係規則である「実質所有者透明性規則（改正済）」から成るケイマン諸島の実質所有者透明性規制（以下「実質所有者透明性規制」という。）は、（就中）ケイマン諸島の会社、リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社に適用され、これらのエンティティに対して、実質所有者登録簿を作成し、維持することを要求している。実質所有者透明性規制の対象となるエンティティは、要求があった場合、管轄当局に実質所有者登録簿を提出しなければならない。ただし、ミューチュアル・ファンドまたはプライベート・ファンドとして規制されているエンティティは、当該提出を行うかわりに、当該ミューチュアル・ファンドまたはプライベート・ファンドに関する実質所有者情報を請求に応じて提供する責任者としてケイマン諸島の関連する規制法に基づき免許を受けた者を任命し、かかる者の連絡先を管轄当局に提出することによって、実質所有者透明性規制を遵守することを選択できる。本規制を遵守しない場合、行政罰が課される場合がある。

第4【参考情報】

当計算期間中、ファンドに関して下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年12月2日提出	有価証券届出書
2025年12月12日提出	有価証券届出書の訂正届出書
2025年12月18日提出	半期報告書（第3期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当ありません。

別紙A

定 義

「管理事務代行契約」	ファンドへの管理事務代行業務の提供に関する受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間のファンドに関する契約をいいます。
「管理事務代行会社」	アセント・ファンド・サービシズ（シンガポール）プライベート・リミテッドまたは受託会社と管理会社が投資運用会社と協議の上ファンドの管理事務代行者に随時任命するその他の者をいいます。
「代行協会員」	三田証券株式会社またはファンドの販売会社として任命されるその他の者をいいます。
「監査人」	デロイト&トウシュ監査法人または投資運用会社と協議の上、ファンドの監査法人に随時任命されるその他の者をいいます。
「ファンド営業日」	シンガポールと日本の銀行が通常の銀行業務のために営業している各日（土日または法定休日を除きます。）、または一般的に、もしくは特定の場 合について、受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日もしくは代替の日をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「クラス」	信託証書に基づき管理会社が指定する受益証券のクラスをいいます。
「円建クラス 受益証券」	円を運用通貨とし、円建クラス受益証券として指定される受益証券をいいます。

「販売会社」	三田証券株式会社および／またはファンドの販売会社に任命されるその他の者をいいます。
「適格投資者」	ファンドが登録その他の法的要件に違反することなく合法的に受益証券の申込みの勧誘を行うことができる者で、いずれの国、規制当局、政府当局の法律または要件にも違反することなく受益証券を取得・保有することができ、受託会社が随時決定する適格要件（本書における記載の有無を問わない）を満たす者をいいます。
「金融商品取引法」 「金商法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいいます。
「金融庁」	日本の金融庁をいいます。
「ファンド」	ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づく免税信託として登録された、オープン・エンド型ユニット・トラストであるMSジャパン ファンズ（登録番号CR-54547）をいいます。
「重過失」	ある者が明白かつ許容できないリスクを伴うことを実際に認識しつつ行為する（または行為することを怠る）こと、または明白かつ許容できないリスクを著しく無視して、またはそれに無関心なまま行為することによる、不注意を超える行動の水準をいいます。
「ハイウォーター マーク」	各クラスの各受益証券に関して、以下のいずれか高い方の金額をいい、当該クラスについてファンドが支払った分配金（もしあれば）の調整後の額をいいます：（i）成功報酬が支払われた直近の成功報酬計算期間の最終評価日の当該クラスの1口当たり純資産価格（成功報酬支払後）、または（ii）当該クラスの最初の受益証券が発行された時の申込価格
「IFRS」	国際財務報告基準をいいます。
「投資運用契約」	受託会社と投資運用会社の間の子ファンドに関する契約をいいます。
「投資運用会社」	三田キャピタル・プライベート・リミテッド、または管理会社がファンドの投資運用会社に随時任命するその他の者をいいます。
「投信法」	日本の投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）をいいます。
「投資対象」	あらゆる種類の資産（有価証券、デリバティブおよび集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。）をいいます。

「証券業協会」 「日証協」	日本証券業協会をいいます。
「関東財務局」	日本の財務省関東財務局をいいます。
「運用報酬」	投資運用契約に基づき、投資運用会社に支払われる運用報酬をいいます。
「管理会社」	三田キャピタル・プライベート・リミテッド、または信託証書に従いファンドの管理会社に随時指定されるその他の者をいいます。
「重要な契約」	投資運用契約および管理事務代行契約をいいます。
「英文目論見書」	ファンドの英文目論見書（随時行われる変更もしくは追補を含む）をいいます。
「ミューチュアル・ ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（その時々に行われる改正、再制定または統合を含みます。）をいい、同法に関して随時制定される下位法令を含みます。
「NAV計算方針」	純資産価額を計算するためのプライシングと評価の実務、方針および手続きをいいます。
「純資産価額」	ファンドおよび各クラスに関して、本書に記載される評価原則を用いて決定される、ファンドまたは各クラスの純資産価額をいいます。
「1口当たり 純資産価格」	各クラスの各受益証券に関して、当該クラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。
「成功報酬」	投資運用契約に基づき、ファンドによって投資運用会社に支払われる成功報酬をいいます。
「成功報酬計算期間」	各暦月の最初の日から開始し、当該月の最終日に終了する1ヵ月間をいいます。ただし、いずれの受益証券に関しても、最初の成功報酬計算期間は、当該受益証券の発行日に開始し、当該暦月の最終日に終了する期間とします。
「買戻日」	各暦月の最初のファンド営業日、および／または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。

「買戻価格」	各受益証券に関して、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの1口当たり純資産価格をいいます。
「買戻請求（書）」	受託会社が随時決定する内容の買戻請求書をいいます。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「申込契約(書)」	管理会社が受託会社の同意を得て随時承認する内容の申込契約書をいいます。
「申込日」	各月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「申込価格」	本書に記載される方法で計算される、各クラスの受益証券が当初募集期間の終了後の申込期間に発行される1口当たりの価格をいいます。
「税務報告サービス契約」	ファンドへの税務報告業務の提供に関する受託会社および管理事務代行会社の間の契約をいいます。
「信託証書」	ファンドの設立文書である2023年3月28日付信託証書（その後のすべての変更、再表示および／または追補を含む）をいいます。
「受託会社」	オジェ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド、または信託証書の規定に従いファンドの受託会社に随時任命されるその他の者をいいます。
「受益証券」	ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章する受益証券をいいます。
「受益者」	受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	合計で全発行済受益証券の50%超を表示する受益証券を保有する2名以上の保有者によって、書面により、または信託証書の規定に従い開催された受益者集会において、承認された決議をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国（その各州およびコロンビア特別区を含む）、その領土および属領をいいます。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と販売会社の間のファンドに関する契約（すべての変更、再表示および／または追補を含む。）をいいます。

「米ドル」／「USD」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。
「米国人」／ 「アメリカ人」	証券法に基づき公布されたレギュレーションSの規則902の定義に該当する米国人をいいます。
「評価日」	各暦月の最終ファンド営業日、および／または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「評価時点」	各評価日において最後に営業を終了する関連市場の営業終了時点をいいます。
「円」「JPY」「¥」	日本円をいいます。

独立監査人の報告書

MS ジャパン ファンズ

受託会社御中

意見

我々は、2026年3月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産の変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針に関する情報を含む財務書類に対する注記から構成されるMS ジャパン ファンズ（以下「ファンド」という。）の財務書類（すべて円表示）を監査した。

我々は、添付の財務書類が、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって発行されているIFRS会計基準に準拠して、2026年3月31日現在のファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度のファンドの財務成績、受益者に帰属する純資産の変動およびキャッシュ・フローをすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見表明の基礎

我々は、国際監査基準（ISAs）に準拠して監査を行った。当該監査基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）の下でファンドから独立しており、IESBA規程で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

我々は、本財務書類の注記8について注意を喚起する。当該注記には、ファンドが保有する一部の投資先集団投資スキームの会計年度末がファンドの会計年度末と一致していない場合および会計年度末が一致していても一定の場合、独立の監査が行われた財務書類がファンドの報告日時点で入手できないことが記載されている。その結果、これらの集団投資スキームの評価額5,512,810,521円は、独立の監査が行われた2026年3月31日時点の純資産価額としての裏付けを得たものではなく、当該集団投資スキームの管理事務代行会社から提供された無監査の純資産価額に基づくものである。上記の評価には不確実性が伴うため、報告された数値は、独立の監査が行われた2026年3月31日現在の純資産価額が入手可能であった場合に得られる価額とは異なる可能性がある。

我々の意見は、上記の事項に関して修正されない。

その他の情報

経営者は、その他の情報に対する責任を有する。その他の情報は、受託会社の責任表明書およびファンド情報から構成されるが、本財務書類および本財務書類に関する我々の監査報告書は含まれない。

本財務書類に対する我々の意見には、その他の情報はその範囲に含まれず、これに対していかなる結論も保証も表明しない。

我々の財務書類監査に関連して、我々の責任は、その他の情報を通読し、この過程においてその他の情報と、財務諸表または監査の過程で得た知識の間に重要な相違または明らかな重要な虚偽記載の有無を検討することにある。我々は、我々が実施した作業に基づき、その他の情報の重要な虚偽記載が存在すると結論付ける場合には、その事実を報告することが求められる。我々は、この点につき報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者および統治責任者の責任

経営者の責任は、IASBによって発行されたIFRS会計基準に従い財務書類を作成し適正に表示することであり、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備し運用することにある。

財務書類の作成に当たり、経営者は、ファンドの継続企業として存続する能力について評価を行うこと、継続企業に関連する事項を適宜開示すること、ならびに経営者にファンドの清算若しくは運用停止の意図がない限りまたはそうする以外に現実的な代替案がない限りにおいて、継続企業の会計ベースを用いることに責任を有する。

統治責任者の責任は、ファンドの財務報告プロセスの監督を行うことにある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAsに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本財務書類に基づき行われる利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書を偽造すること、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- 経営者によって使用されている会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、ならびに入手した監査上の証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかけ得る事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重大な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々は、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続が停止される結果となる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む）、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、統治責任者との間で、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む）をコミュニケーションする。

[署名]

デロイト&トウシュ・エルエルピー

2026年9月15日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Trustee of MS Japan Funds

Opinion

We have audited the financial statements of MS Japan Funds (the “Fund”), which comprise the statement of financial position as at 31 March 2026 and the statement of comprehensive income, statement of changes in net assets attributable to unitholders and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information (all expressed in JPY).

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at 31 March 2026, and its financial performance, changes in its net assets attributable to unitholders and its cash flows for the year then ended, in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (IASB).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of matter

We draw attention to note 8 to the financial statements which describes that the financial year-end of certain underlying collective investment schemes held by the Fund are not co-terminous with that of the Fund and in certain instances where the year-ends are co-terminous, independently audited financial statements are not available as at the reporting date of the Fund. As a result, the valuation of these collective investment schemes amounting to JPY 5,512,810,521 cannot be corroborated against independently audited net asset values as at 31 March 2026 and have been based on unaudited net asset values as provided by the administrator of the said collective investment schemes. Because of the inherent uncertainty in the aforesaid valuations, the reported figures might differ from the values that would have been obtained had independently audited net asset values as at 31 March 2026 been available.

Our opinion is not modified in respect of the above matter.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the statement of Trustee's responsibilities and fund information, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the IASB, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's

ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Deloitte & Touche LLP

15 September 2026

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

三田キャピタル・プライベート・リミテッド（シンガポールで設立）の構成員各位

財務書類の監査に関する報告書

意見

私どもは、2026年3月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度に関する損益およびその他包括利益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針に関する情報を含む財務書類に対する注記から構成される三田キャピタル・プライベート・リミテッド（以下「当社」という。）の添付の財務書類を監査した。

私どもは、添付の財務書類が、シンガポールの1967年会社法（以下「会社法」という。）およびシンガポール財務報告基準（以下「FRSs」という。）の規定に準拠して適切に作成されており、2026年3月31日現在の当社の財政状態ならびに同日に終了した会計年度に関する当社の財務実績、株主資本の変動およびキャッシュ・フローを真実かつ公正に表示していると認める。

意見の根拠

私どもは、シンガポール監査基準（以下「SSAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私どもは、会計企業規制庁（以下「ACRA」という。）の公認会計士および会計事務所のための専門家行動基準および倫理規定（以下「ACRA規定」という。）ならびにシンガポールにおける財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、当社に対して独立性を有するものであり、私どもは、当該要件およびACRA規定に準拠して私どものその他の倫理的責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査の証拠は私どもの意見の基礎を提供するために十分かつ適切なものであると判断している。

その他の情報

その他の情報については経営陣が責任を負う。その他の情報は、取締役会の報告書で構成されている。

本財務書類についての私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもはそれについていかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

私どもの本財務書類の監査に関連して、私どもの責任は、その他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と本財務書類もしくは監査の間に入手した私どもの知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽記載があると思われるか否かにつき、検討を行うことである。私どもが遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、私どもはその事実を報告する義務がある。私どもには、この点につき報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、会社法およびFRSsの規定に従って真実かつ公正な表示を行う財務書類の作成、ならびに、未承認の使用または処分による損失から資産が保全され取引が適切に承認され、および真実かつ公正な財務書類の作成を可能とした資産の説明責任を維持するために、取引が適宜記録されることの合理的な確証を提供するために十分な内部会計統制のシステムを策定し維持することに責任を負っている。

本財務書類の作成に際し、経営陣は、当社の継続企業として存続する能力を査定し、適切な場合、継続企業に関連した事項を開示し、継続企業を前提とした会計処理を使用することにつき責任を有する。ただし、経営陣が当社を清算するか、業務を終了する意図を有する場合、またはそうする以外に現実的な代替方法がない場合にはこの限りではない。

取締役会の責任には、当社の財務報告手続きの監視が含まれる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な確証を入手し、私どもの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は高い水準の確証であるが、SSAsに準拠して行った監査が、重大な虚偽記載が存在する場合、常にそれを発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは合算された場合に、当該財務書類を根拠に行われた利用者の経済的決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重大である判断される。

SSAsに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて専門家としての判断を行使し、専門家としての懐疑主義を維持する。私どもはまた、

- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、本財務書類の重大な虚偽記載のリスクを識別して評価し、当該リスクに対応した監査手続きを策定して履行し、および私どもの意見の根拠を提供するに十分かつ適切な監査上の証拠を入手する。不正は、共謀、偽造、国際的不作為、虚偽表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正により生じる重大な虚偽記載を特定できないリスクは、誤謬により生じるものより高い。
- ・ 状況に照らして適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。ただしこれは当社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的としたものではない。
- ・ 経営陣が使用した会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および入手した監査上の証拠に基づき、当社の継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在するとの結論を私どもが出した場合、私どもは自身の監査報告書において、財務書類における関連の開示に対する注意を喚起すること、または当該開示が不適切な場合、私どもの意見を修正することを要求されている。私どもの結論は、自身の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当社が継続企業としての存続を終了することがある。
- ・ 開示を含む本財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに本財務書類が基礎となる取引および事由を一般に公正と認められるように表示しているか否かを評価する。

私どもは、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに私どもの監査の間に私どもが特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、取締役役に伝達する。

その他法令上の要件に関する報告

私どもの意見では、当社が保持すべきであると会社法により義務付けられた会計その他の記録は、会社法の規定に従い適切に保管されている。

KBWアシュアランス・エルエルピー
を代理する

(署 名)

クー・ブーン・ワー

公認会計士および勅許会計士

シンガポール

2026年8月21日

**INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBER OF
MITA CAPITAL PTE. LTD.**

(Incorporated in the Republic of Singapore)

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Mita Capital Pte. Ltd. (the “Company”), which comprise the statement of financial position as at 31 March 2026, the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows of the Company for the financial year then ended, and notes to the financial statements including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act 1967 (the “Act”) and Financial Reporting Standards in Singapore (“FRSs”) so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2026 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the financial year ended on that date.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing (“SSAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority (“ACRA”) *Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities* (“ACRA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Directors' Statement set out on pages 1 to 2.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable

assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

For and on behalf of **KBW ASSURANCE LLP**

KHOO BOON WAH
Public Accountants and
Chartered Accountants

Singapore,
21 August 2026

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。